

資料 3 - 1 公共用水域における人の健康の保護に関する環境基準等(26項目)

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。 	

資料3 - 2 生活環境の保全に関する環境基準

1 河川

(1) 河川(湖沼を除く。)

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (PH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及 びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	50 MPN/100ml 以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	1,000 MPN/100ml 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l以下	25mg/l以下	5 mg/l以上	5,000 MPN/100ml 以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l以下	50mg/l以下	5 mg/l以上	-
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/l以下	100mg/l以下	2 mg/l以上	-
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/l以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと。	2 mg/l以上	-
(備考)						
1 基準値は、日間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)						
2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/l以上とする。(湖沼もこれに準ずる。)						

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、 - 中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下
（備 考）		
1 基準値は、日間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）		

(2) 湖 沼 (天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上の人口湖)

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (P H)	化学的 酸素要求量 (C O D)	浮遊物質 量 (S S)	溶存酸素量 (D O)	大腸菌群数
A A	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及 び A 以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l以下	1mg/l以下	7.5mg/l以上	50 MPN/100ml 以下
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水 浴 及び B 以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l以下	5mg/l以下	7.5mg/l以上	1,000 MPN/100ml 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及び C の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l以下	15mg/l以下	5 mg/l以上	-
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/l以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと。	2 mg/l以上	-
<p>(備 考)</p> <p>水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。</p>						

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
- 2 水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2・3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水 産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水 産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用
水 産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

類型	項目 利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
	自然環境保全及び以下の欄に掲げるもの	0.1mg/l以下	0.005mg/l以下
	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種、水浴及び以下の欄に掲げるもの	0.2mg/l以下	0.01 mg/l以下
	水道3級（特殊なもの）及び以下の欄に掲げるもの	0.4mg/l以下	0.03 mg/l以下
	水産2種及び以下の欄に掲げるもの	0.6mg/l以下	0.05 mg/l以下
	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1 mg/l以下	0.1 mg/l以下
<p>（備考）</p> <p>1 基準値は、年間平均値とする。</p> <p>2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。</p> <p>3 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。</p>			

（注）

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
- 3 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用
水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用
水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下

2 海 域

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (P H)	化学的 酸素要求量 (C O D)	溶存酸素量 (D O)	大腸菌群数	n - ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産 1 級 水 浴 自然環境保全及 び B 以下の欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/1以下	7.5mg/1以上	1,000 MPN/100ml 以下	検出されないに と。
B	水産 2 級 工業用水 及び C の欄 に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/1以下	5mg/1以上	-	検出されないに と。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/1以下	2mg/1以上	-	-

備 考 水産 1 級のうち生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN / 100ml 以下とする。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水 産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用

水 産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度。

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全 磷
	自然環境保全及び 以下の欄に掲げる もの（水産 2 種及び 3 種を除く。）	0.2mg/1 以下	0.02mg/1 以下
	水産 1 種 水浴及び 以下の欄に掲げるもの（水 産 2 種及び 3 種を除く。）	0.3mg/1 以下	0.03mg/1 以下
	水産 2 種及び 以下の欄に掲げるもの（水 産 3 種を除く。）	0.6mg/1 以下	0.05mg/1 以下
	水産 3 種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/1 以下	0.09mg/1 以下

備 考 1. 基準値は、年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域に
ついて行うものとする。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水 産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水 産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水 産 3 種：汚濁の強い特定の水産生物が主に漁獲される

3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/l以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/l以下

資料3 - 3 水質環境基準の類型指定状況

(1) pH、COD等

	水 域	該当類型	達成期間	備 考
燧灘北西部海域	燧灘北西部	A	イ	昭和49年5月13日 環境庁告示第39号
燧灘東部海域	伊予三島港	C	□	平成14年3月29日 環境庁告示第33号
	伊予三島・川之江地先海域(1)	C	□	
	伊予三島・川之江地先海域(2)	B	□	
	伊予三島・川之江地先海域(3)			
	伊予三島・川之江地先海域(4)	A	□	昭和49年5月13日 環境庁告示第39号
燧灘東部	A	□		
伊予三島・土居海域	伊予三島・土居海域	A	イ	昭和48年3月6日 愛媛県告示第246号
新居浜海域	新居浜港航路泊地	C	イ	昭和48年3月6日 愛媛県告示第246号
	新居浜海域甲	C	□	
	沢津漁港	B	イ	
	新居浜海域乙	B	□	
	新居浜海域丙	A	□	
西条海域	東予港西条地区航路泊地甲	C	イ	昭和48年3月6日 愛媛県告示第246号
	東予港西条地区航路泊地乙	B	□	
	西条海域甲	B	□	
	西条海域丙	A	□	
東予海域	東予港壬生川地区	C	イ	昭和48年3月6日 愛媛県告示第246号
	東予海域甲	B	□	
	東予海域乙	B	□	
	東予海域丙	A	イ	
	河原津漁港	B	□	
伊予灘	三津内港甲	C	□	昭和49年4月12日 愛媛県告示第421号
	三津内港乙	B	イ	
	吉田浜船溜り甲	C	□	
	吉田浜船溜り乙	B	□	
	和気港	B	□	
	松山外港	B	□	
	松前港	B	□	
	伊予灘一般	A	イ	
宇和海	八幡浜港	B	□	昭和49年4月12日 愛媛県告示第421号
	宇和島港	B	□	
	宇和海一般	A	イ	

	水域	該当類型	達成期間	備考
重信川水系	石手川甲	C	□	昭和49年4月12日 愛媛県告示第421号
	石手川乙	A A	イ	
	重信川甲	A	□	
	重信川乙	A A	イ	
肱川水系	肱川水域甲	A	□	昭和50年5月23日 愛媛県告示第511号
	肱川水域乙	A A	イ	
	鹿野川湖	B	イ	
加茂川水系	加茂川水域	A A	イ	昭和51年6月25日 愛媛県告示第677号
	黒瀬ダム貯水池	A	イ	
中山川水系	中山川水域甲	A A	イ	昭和51年6月25日 愛媛県告示第677号
	中山川水域乙	A	イ	
渡川水系	広見川水域甲	A A	イ	昭和51年6月25日 愛媛県告示第677号
	広見川水域乙	A	イ	
	三間川水域	A	イ	
銅山川水系	銅山川水域	A A	イ	昭和52年9月20日 愛媛県告示第1034号
	柳瀬ダム貯水池	A	イ	
	新宮ダム貯水池	A	イ	
仁淀川水系	仁淀川甲	A A	イ	昭和52年9月20日 愛媛県告示第1034号
	仁淀川乙	A	イ	
	面河ダム	A	イ	
蒼社川水系	蒼社川甲	A A	イ	昭和53年12月8日 愛媛県告示第1377号
	蒼社川乙	A	イ	
岩松川水系	岩松川	A A	イ	昭和53年12月8日 愛媛県告示第1377号

注) 達成期間の区分「イ」は直ちに達成、「□」は5年以内のできるだけ早い時期に達成。

(2) 全窒素、全燐

水 域	該当類型	達成期間	備 考
燧灘東部		直ちに達成	昭和49年4月28日 環境庁告示第19号
燧灘北西部		直ちに達成	平成9年4月28日 環境庁告示第19号
燧灘中西部		直ちに達成	平成9年4月25日 愛媛県告示第843号
伊予灘一般		直ちに達成	
宇和海一般		直ちに達成	

資料3 - 5 地下水の環境基準(26項目)

項目	基準値
カドミウム	0.01mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
備考	
<p>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。</p> <p>2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする</p>	

資料3-6 公共用水域水質測定結果地点別総括表 健康項目(26項目)

ア 河川及び湖沼 1

水域名(河川名等)	地点名	地点統一番号	カドミウム			全シアン		鉛			六価クロム			ヒ素			総水銀		アルキル水銀	
			m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	m/n	最大値
石手川(甲)	市坪	001-51	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.005	<0.005	/			0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.0005	/	
石手川(乙)	石手川ダム	002-01	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.005	<0.005	/			0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.0005	/	
重信川(甲)	川口大橋	003-01	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.005	<0.005	/			0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.0005	/	
重信川(甲)	出合橋	003-02	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.005	<0.005	/			0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.0005	/	
重信川(甲)	中川原橋	003-03	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.005	<0.005	/			0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.0005	/	
重信川(乙)	拝志大橋	004-02	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.005	<0.005	/			0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.0005	/	
重信川(乙)	重信橋	004-03	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.005	<0.005	/			0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.0005	/	
肱川水域(甲)	祇園大橋	005-01	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.005	<0.005	/			0/2	<0.005	<0.005	0/6	<0.0005	/	
肱川水域(甲)	肱川橋	005-02	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.005	<0.005	/			0/2	<0.005	<0.005	0/6	<0.0005	/	
肱川水域(甲)	下宇和橋	005-05	/			/		/			/			/			/		/	
肱川水域(甲)	生々橋	005-06	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.005	<0.005	/			0/2	<0.005	<0.005	0/6	<0.0005	/	
肱川水域(甲)	S T - 1 5	005-52	/			/		/			/			/			/		/	
肱川水域(甲)	S T - 1 6	005-53	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.04	<0.04	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.0005	/	
加茂川水域	千野々橋	007-3	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.04	<0.04	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.0005	/	
加茂川水域	古川橋	007-51	/			/		/			/			/			/		/	
加茂川水域	S T - 7	007-52	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.04	<0.04	0/12	<0.005	<0.005	0/2	<0.0005	/	
加茂川水域	落合	008-52	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.04	<0.04	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.0005	/	
中山川水域(甲)	鍋谷橋	008-54	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.04	<0.04	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.0005	/	
中山川水域(乙)	新兵衛橋	009-01	/			/		/			/			/			/		/	
広見川水域(甲)	藤川橋	010-53	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.04	<0.04	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.0005	/	
広見川水域(乙)	高知県境上流	011-01	/			/		/			/			/			/		/	
三間川水域	泉橋	012-01	/			/		/			/			/			/		/	
銅山川水域	寺尾	013-51	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.04	<0.04	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.0005	/	
仁淀川(甲)	高知県境上流	014-01	/			/		/			/			/			/		/	
仁淀川(乙)	三島橋	015-01	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.04	<0.04	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.0005	/	
蒼社川(乙)	蒼社橋下流	017-53	/			/		/			/			/			/		/	
岩松川水域	岩松橋	018-52	/			/		/			/			/			/		/	
砥部川	ST-1	201-01	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.04	<0.04	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.0005	/	
砥部川	ST-2	201-02	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.04	<0.04	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.0005	/	
都谷川	十夜ヶ橋	205-08	/			/		/			/			/			/		/	
金生川	川之江橋	210-01	/			/		/			/			/			/		/	
関川	藤崎橋	211-01	/			/		/			/			/			/		/	
国領川	城下橋	212-01	/			/		/			/			/			/		/	
僧都川	八幡野橋下流	213-01	/			/		/			/			/			/		/	
柳瀬ダム貯水池	柳瀬ダム堰堤	503-01	0/2	<0.005	<0.005	0/2	ND	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.04	<0.04	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.0005	/	
柳瀬ダム貯水池	翠波橋	503-52	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.04	<0.04	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.0005	/	
合 計			0/44			0/44		0/44			0/24			0/54			0/56		0/0	

資料3-6 公共用水域水質測定結果地点

ア 河川及び湖沼 2

水域名 (河川名等)	地点名	地点統一番号	PCB		ジクロロメタン			四塩化炭素			1,2-ジクロロエタン			1,1-ジクロロエチレン			トランス-1,2-ジクロロエチレン		
			m / n	最大値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値
石手川(甲)	市坪	001-51	0 / 2	ND	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.0002	<0.0002	0 / 2	<0.0004	<0.0004	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.004	<0.004
石手川(乙)	石手川ダム	002-01	0 / 2	ND	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.0002	<0.0002	0 / 2	<0.0004	<0.0004	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.004	<0.004
重信川(甲)	川口大橋	003-01	0 / 2	ND	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.0002	<0.0002	0 / 2	<0.0004	<0.0004	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.004	<0.004
重信川(甲)	出合橋	003-02	0 / 2	ND	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.0002	<0.0002	0 / 2	<0.0004	<0.0004	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.004	<0.004
重信川(甲)	中川原橋	003-03	0 / 2	ND	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.0002	<0.0002	0 / 2	<0.0004	<0.0004	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.004	<0.004
重信川(乙)	拝志大橋	004-02	0 / 2	ND	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.0002	<0.0002	0 / 2	<0.0004	<0.0004	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.004	<0.004
重信川(乙)	重信橋	004-03	0 / 2	ND	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.0002	<0.0002	0 / 2	<0.0004	<0.0004	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.004	<0.004
肱川水域(甲)	祇園大橋	005-01	0 / 2	ND	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.0002	<0.0002	0 / 2	<0.0004	<0.0004	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.004	<0.004
肱川水域(甲)	肱川橋	005-02	0 / 2	ND	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.0002	<0.0002	0 / 2	<0.0004	<0.0004	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.004	<0.004
肱川水域(甲)	下宇和橋	005-05	/		0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.0002	<0.0002	0 / 2	<0.0004	<0.0004	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.004	<0.004
肱川水域(甲)	生々橋	005-06	0 / 2	ND	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.0002	<0.0002	0 / 2	<0.0004	<0.0004	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.004	<0.004
肱川水域(甲)	S T - 1 5	005-52	/		0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.0002	<0.0002	0 / 2	<0.0004	<0.0004	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.004	<0.004
肱川水域(甲)	S T - 1 6	005-53	0 / 2	ND	/			/			/			/			/		
加茂川水域	千野々橋	007-3	0 / 2	ND	/			/			/			/			/		
加茂川水域	古川橋	007-51	/		0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.0002	<0.0002	0 / 2	<0.0004	<0.0004	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.004	<0.004
加茂川水域	S T - 7	007-52	0 / 2	ND	/			/			/			/			/		
加茂川水域	落合	008-52	0 / 2	ND	/			/			/			/			/		
中山川水域(甲)	鍋谷橋	008-54	0 / 2	ND	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.0002	<0.0002	0 / 2	<0.0004	<0.0004	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.004	<0.004
中山川水域(乙)	新兵衛橋	009-01	/		0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.0002	<0.0002	0 / 2	<0.0004	<0.0004	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.004	<0.004
広見川水域(甲)	藤川橋	010-53	0 / 2	ND	/			/			/			/			/		
広見川水域(乙)	高知県境上流	011-01	/		0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.0002	<0.0002	0 / 2	<0.0004	<0.0004	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.004	<0.004
三間川水域	泉橋	012-01	/		0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.0002	<0.0002	0 / 2	<0.0004	<0.0004	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.004	<0.004
銅山川水域	寺尾	013-51	0 / 2	ND	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.0002	<0.0002	0 / 2	<0.0004	<0.0004	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.004	<0.004
仁淀川(甲)	高知県境上流	014-01	/		0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.0002	<0.0002	0 / 2	<0.0004	<0.0004	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.004	<0.004
仁淀川(乙)	三島橋	015-01	0 / 2	ND	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.0002	<0.0002	0 / 2	<0.0004	<0.0004	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.004	<0.004
蒼社川(乙)	蒼社橋下流	017-53	/		0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.0002	<0.0002	0 / 2	<0.0004	<0.0004	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.004	<0.004
岩松川水域	岩松橋	018-52	/		0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.0002	<0.0002	0 / 2	<0.0004	<0.0004	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.004	<0.004
砥部川	ST-1	201-01	0 / 2	ND	/			/			/			/			/		
砥部川	ST-2	201-02	0 / 2	ND	/			/			/			/			/		
都谷川	十夜ヶ橋	205-08	/		0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.0002	<0.0002	0 / 2	<0.0004	<0.0004	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.004	<0.004
金生川	川之江橋	210-01	/		0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.0002	<0.0002	0 / 2	<0.0004	<0.0004	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.004	<0.004
関川	藤崎橋	211-01	/		0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.0002	<0.0002	0 / 2	<0.0004	<0.0004	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.004	<0.004
国領川	城下橋	212-01	/		0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.0002	<0.0002	0 / 2	<0.0004	<0.0004	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.004	<0.004
僧部川	八幡野橋下流	213-01	/		0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.0002	<0.0002	0 / 2	<0.0004	<0.0004	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.004	<0.004
柳瀬ダム貯水池	柳瀬ダム堰堤	503-01	0 / 2	ND	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.0002	<0.0002	0 / 2	<0.0004	<0.0004	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.004	<0.004
柳瀬ダム貯水池	翠波橋	503-52	0 / 2	ND	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.0002	<0.0002	0 / 2	<0.0004	<0.0004	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.004	<0.004
合 計			0 / 44		0 / 58			0 / 58			0 / 58			0 / 58			0 / 58		

資料3-6 公共用水域水質測定結果地点

ア 河川及び湖沼 4

水域名 (河川名等)	地点名	地点統一番号	シマジン			チオベンカルブ			ベンゼン			セレン			硝酸及び亜硝酸性窒素			ふっ素			ホウ素		
			m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値
石手川(甲)	市坪	001-51	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	3	2.55	0 / 2	0.37	0.3	0 / 2	0.18	0.14
石手川(乙)	石手川ダム	002-01	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	0.81	0.78	0 / 2	0.11	0.1	0 / 2	0.03	0.03
重信川(甲)	川口大橋	003-01	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	2.1	1.85	0 / 2	0.1	0.09	0 / 2	0.34	0.2
重信川(甲)	出合橋	003-02	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	2.3	2	0 / 2	0.1	0.09	0 / 2	0.06	0.06
重信川(甲)	中川原橋	003-03	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	2.2	1.85	0 / 2	< 0.08	< 0.08	0 / 2	0.04	0.04
重信川(乙)	拝志大橋	004-02	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	1.4	1.25	0 / 2	< 0.08	< 0.08	0 / 2	< 0.02	< 0.02
重信川(乙)	重信橋	004-03	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	1.7	1.35	0 / 2	< 0.08	< 0.08	0 / 2	0.06	0.05
肱川水域(甲)	祇園大橋	005-01	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	1.1	1.05	0 / 2	0.11	0.1	0 / 2	< 0.02	< 0.02
肱川水域(甲)	肱川橋	005-02	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 3	1.2	1.1	0 / 3	< 0.08	< 0.08	0 / 3	< 0.02	< 0.02
肱川水域(甲)	下宇和橋	005-05	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	1.6	1.22	0 / 2	0.11	0.1	0 / 2	< 0.02	< 0.02
肱川水域(甲)	生々橋	005-06	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	1.2	1.2	0 / 2	< 0.08	< 0.08	0 / 2	0.03	0.03
肱川水域(甲)	S T - 1 5	005-52	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	1.3	1.2	0 / 2	0.09	0.09	0 / 2	0.05	0.04
肱川水域(甲)	S T - 1 6	005-53	/			/			/			/			/			/		/			
加茂川水域	千野々橋	007-3	/			/			/			/			/			/		/			
加茂川水域	古川橋	007-51	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	0.52	0.49	0 / 2	< 0.08	< 0.08	0 / 2	0.03	0.03
加茂川水域	S T - 7	007-52	/			/			/			/			/			/		/			
加茂川水域	落合	008-52	/			/			/			/			/			/		/			
中山川水域(甲)	鍋谷橋	008-54	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	1	0.665	0 / 2	< 0.08	< 0.08	0 / 2	0.02	0.02
中山川水域(乙)	新兵衛橋	009-01	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	2.8	2.55	0 / 2	0.08	0.08	0 / 2	0.05	0.05
広見川水域(甲)	藤川橋	010-53	/			/			/			/			/			/		/			
広見川水域(乙)	高知県境上流	011-01	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	0.753	0.498	0 / 2	< 0.08	< 0.08	0 / 2	< 0.02	< 0.02
三間川水域	泉橋	012-01	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	0.82	0.61	0 / 2	< 0.08	< 0.08	0 / 2	< 0.02	< 0.02
銅山川水域	寺尾	013-51	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	0.81	0.635	0 / 2	0.11	0.1	0 / 2	< 0.02	< 0.02
仁淀川(甲)	高知県境上流	014-01	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	0.42	0.355	0 / 2	< 0.08	< 0.08	0 / 2	0.02	0.02
仁淀川(乙)	三島橋	015-01	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	0.66	0.565	0 / 2	< 0.08	< 0.08	0 / 2	< 0.02	< 0.02
蒼社川(乙)	蒼社橋下流	017-53	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	0.9	0.835	0 / 2	0.27	0.25	0 / 2	< 0.02	< 0.02
岩松川水域	岩松橋	018-52	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	0.48	0.405	0 / 2	< 0.08	< 0.08	0 / 2	0.02	0.02
砥部川	ST-1	201-01	/			/			/			/			/			/		/			
砥部川	ST-2	201-02	/			/			/			/			/			/		/			
都谷川	十夜ヶ橋	205-08	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	1.2	1.09	0 / 2	0.11	0.1	0 / 2	0.03	0.03
金生川	川之江橋	210-01	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	2.4	1.75	0 / 2	< 0.08	< 0.08	0 / 2	< 0.02	< 0.02
関川	藤崎橋	211-01	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	1	1	0 / 2	< 0.08	< 0.08	0 / 2	< 0.02	< 0.02
国領川	城下橋	212-01	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	1.1	1.1	0 / 2	< 0.08	< 0.08	0 / 2	< 0.02	< 0.02
僧都川	八幡野橋下流	213-01	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	1.1	0.87	0 / 2	0.08	0.08	0 / 2	< 0.02	< 0.02
柳瀬ダム貯水池	柳瀬ダム堰堤	503-01	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.001	< 0.001	/			0 / 2			0 / 2		
柳瀬ダム貯水池	翠波橋	503-52	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	0.37	0.325	0 / 2	0.08	0.08	0 / 2	< 0.02	< 0.02
合 計			0 / 58			0 / 58			0 / 58			0 / 58			0 / 57			0 / 59			0 / 59		

イ 海域 1

水域名 (河川名等)	地点名	地点統一番号	カドミウム			全シアン		鉛			六価クロム			ヒ素			総水銀		アルキル水銀	
			m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	m / n	最大値
伊予三島土居海域	土居海域 S T - 2	605 - 02	0 / 1	<0.001	<0.001	0 / 1	ND	0 / 1	<0.005	<0.005	0 / 1	< 0.04	< 0.04	0 / 1	<0.005	<0.005	0 / 1	< 0.0005	/	/
新居浜港航路泊地	新居浜海域 S T - 8	606 - 01	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
新居浜港航路泊地	新居浜海域 S T - 1 3	606 - 51	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0 / 2	< 0.0005	/	/
新居浜海域 (甲)	新居浜海域 S T - 1 0	607 - 01	0 / 2	<0.001	<0.001	0 / 2	ND	0 / 2	<0.005	<0.005	0 / 2	< 0.04	< 0.04	0 / 2	<0.005	<0.005	0 / 2	< 0.0005	/	/
新居浜海域 (丙)	新居浜海域 S T - 3	610 - 03	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
新居浜海域 (丙)	新居浜海域 S T - 6	610 - 05	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0 / 2	< 0.0005	/	/
東予港西条地区航路泊地 (甲)	西条海域 S T - 5	611 - 01	0 / 1	<0.001	<0.001	0 / 1	ND	0 / 1	<0.005	<0.005	0 / 1	< 0.04	< 0.04	0 / 1	<0.005	<0.005	0 / 1	< 0.0005	/	/
東予港壬生川地区	東予海域 S T - 4	616 - 01	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
東予海域 (甲)	東予海域 S T - 2	617 - 01	/	/	/	/	/	/	/	0 / 6	< 0.04	< 0.04	/	/	/	/	/	/	/	/
三津内港 (甲)	松山海域 S T - 5	621 - 01	0 / 2	<0.001	<0.001	0 / 2	ND	0 / 2	<0.005	<0.005	0 / 2	< 0.04	< 0.04	0 / 2	<0.005	<0.005	0 / 2	< 0.0005	/	/
吉田浜船溜り (甲)	松山海域 S T - 9	623 - 01	0 / 12	<0.001	<0.001	/	/	/	/	0 / 12	< 0.04	< 0.04	/	/	/	/	0 / 12	< 0.0005	/	/
吉田浜船溜り (乙)	松山海域 S T - 1 0	624 - 01	0 / 2	<0.001	<0.001	0 / 2	ND	0 / 2	<0.005	<0.005	0 / 2	< 0.04	< 0.04	0 / 2	<0.005	<0.005	0 / 12	< 0.0005	/	/
松山外港	松山海域 S T - 8	626 - 01	0 / 2	<0.001	<0.001	0 / 2	ND	0 / 2	<0.005	<0.005	0 / 12	< 0.04	< 0.04	0 / 2	<0.005	<0.005	0 / 2	< 0.0005	/	/
松前港	松前海域 S T - 3	627 - 01	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
伊予灘一般	波方・大西・菊間海域 S T - 4	628 - 04	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
伊予灘一般	北条海域 S T - 2	628 - 08	0 / 1	<0.001	<0.001	0 / 1	ND	0 / 1	<0.005	<0.005	0 / 1	< 0.04	< 0.04	0 / 1	<0.005	<0.005	0 / 1	< 0.0005	/	/
伊予灘一般	松山海域 S T - 1	628 - 10	0 / 2	<0.001	<0.001	0 / 2	ND	0 / 2	<0.005	<0.005	0 / 2	< 0.04	< 0.04	0 / 2	<0.005	<0.005	0 / 2	< 0.0005	/	/
伊予灘一般	松山海域 S T - 4	628 - 13	0 / 2	<0.001	<0.001	0 / 2	ND	0 / 2	<0.005	<0.005	0 / 2	< 0.04	< 0.04	0 / 2	<0.005	<0.005	0 / 2	< 0.0005	/	/
伊予灘一般	松山海域 S T - 1 1	628 - 14	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0 / 6	< 0.0005	/	/
伊予灘一般	松山海域 S T - 1 2	628 - 16	0 / 2	<0.001	<0.001	0 / 2	ND	0 / 2	<0.005	<0.005	0 / 2	< 0.04	< 0.04	0 / 2	<0.005	<0.005	0 / 2	< 0.0005	/	/
伊予灘一般	松前海域 S T - 2	628 - 18	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
伊予灘一般	伊予海域 S T - 1	628 - 19	0 / 1	<0.001	<0.001	0 / 1	ND	0 / 1	<0.005	<0.005	0 / 1	< 0.04	< 0.04	0 / 1	<0.005	<0.005	0 / 1	< 0.0005	/	/
伊予灘一般	長浜海域 S T - 1	628 - 23	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
伊予灘一般	長浜海域 S T - 2	628 - 24	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
伊予灘一般	伊方海域 S T - 1	628 - 27	0 / 1	<0.001	<0.001	0 / 1	ND	0 / 1	<0.005	<0.005	0 / 1	< 0.04	< 0.04	0 / 1	<0.005	<0.005	0 / 1	< 0.0005	/	/
伊予灘一般	松山海域 S T - 1 5	628 - 51	0 / 2	<0.001	<0.001	0 / 2	ND	0 / 2	<0.005	<0.005	0 / 2	< 0.04	< 0.04	0 / 2	<0.005	<0.005	0 / 2	< 0.0005	/	/
八幡浜港	八幡浜・保内海域 S T - 5	629 - 01	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
宇和島港	宇和島海域 S T - 2	630 - 02	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
宇和海一般	三瓶海域 S T - 1	631 - 11	0 / 1	<0.001	<0.001	0 / 1	ND	0 / 1	<0.005	<0.005	0 / 1	< 0.04	< 0.04	0 / 1	<0.005	<0.005	0 / 1	< 0.0005	/	/
宇和海一般	吉田海域 S T - 2	631 - 19	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
宇和海一般	宇和島海域 S T - 3	631 - 21	0 / 1	<0.001	<0.001	0 / 1	ND	0 / 1	<0.005	<0.005	0 / 1	< 0.04	< 0.04	0 / 1	<0.005	<0.005	0 / 1	< 0.0005	/	/
宇和海一般	内海・御荘海域 S T - 3	631 - 28	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
燧灘北西部	今治海域 S T - 6	632 - 51	0 / 2	<0.001	<0.001	0 / 2	ND	0 / 2	<0.005	<0.005	0 / 2	< 0.04	< 0.04	0 / 2	<0.005	<0.005	0 / 2	< 0.0005	/	/
伊予三島港	伊予三島・川之江海域 S T - 6	633 - 01	0 / 1	<0.001	<0.001	0 / 1	ND	0 / 1	<0.005	<0.005	0 / 1	< 0.04	< 0.04	0 / 1	<0.005	<0.005	0 / 1	< 0.0005	/	/
伊予三島川之江地先海域 (2)	伊予三島・川之江海域 S T - 4	637 - 01	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
合 計			0 / 38			0 / 26		0 / 26			0 / 54			0 / 26			0 / 58		0 / 0	

イ 海域 2

水域名 (河川名等)	地点名	地点統一番号	PCB		ジクロロメタン			四塩化炭素			1,2-ジクロロエタン			1,1-ジクロロエチレン			シス-1,2-ジクロロエチレン		
			m / n	最大値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値
伊予三島土居海域	土居海域 S T - 2	605 - 02	0 / 1	ND	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0004	< 0.0004	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.004	<0.004
新居浜港航路泊地	新居浜海域 S T - 8	606 - 01	/		0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0004	< 0.0004	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.004	<0.004
新居浜港航路泊地	新居浜海域 S T - 1 3	606 - 51	/		/			/			/			/			/		
新居浜海域 (甲)	新居浜海域 S T - 1 0	607 - 01	0 / 2	ND	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 6	< 0.0004	< 0.0004	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.004	<0.004
新居浜海域 (丙)	新居浜海域 S T - 3	610 - 03	/		0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0004	< 0.0004	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.004	<0.004
新居浜海域 (丙)	新居浜海域 S T - 6	610 - 05	/		/			/			/			/			/		
東予港西条地区航路泊地 (甲)	西条海域 S T - 5	611 - 01	0 / 1	ND	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0004	< 0.0004	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.004	<0.004
東予港壬生川地区	東予海域 S T - 4	616 - 01	/		0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0004	< 0.0004	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.004	<0.004
東予海域 (甲)	東予海域 S T - 2	617 - 01	/		/			/			/			/			/		
三津内港 (甲)	松山海域 S T - 5	621 - 01	0 / 2	ND	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0004	< 0.0004	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.004	<0.004
吉田浜船溜り (甲)	松山海域 S T - 9	623 - 01	/		1 / 12	0.033	0.004	/			/			/			/		
吉田浜船溜り (乙)	松山海域 S T - 1 0	624 - 01	0 / 2	ND	0 / 12	0.002	0.001	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0004	< 0.0004	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.004	<0.004
松山外港	松山海域 S T - 8	626 - 01	0 / 2	ND	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0004	< 0.0004	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.004	<0.004
松前港	松前海域 S T - 3	627 - 01	/		0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0004	< 0.0004	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.004	<0.004
伊予灘一般	波方・大西・菊間海域 S T - 4	628 - 04	/		0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0004	< 0.0004	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.004	<0.004
伊予灘一般	北条海域 S T - 2	628 - 08	0 / 1	ND	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0004	< 0.0004	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.004	<0.004
伊予灘一般	松山海域 S T - 1	628 - 10	0 / 2	ND	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0004	< 0.0004	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.004	<0.004
伊予灘一般	松山海域 S T - 4	628 - 13	0 / 2	ND	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0004	< 0.0004	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.004	<0.004
伊予灘一般	松山海域 S T - 1 1	628 - 14			0 / 6	<0.002	<0.002	/			/			/			/		
伊予灘一般	松山海域 S T - 1 2	628 - 16	0 / 2	ND	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0004	< 0.0004	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.004	<0.004
伊予灘一般	松前海域 S T - 2	628 - 18	/		0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0004	< 0.0004	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.004	<0.004
伊予灘一般	伊予海域 S T - 1	628 - 19	0 / 1	ND	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0004	< 0.0004	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.004	<0.004
伊予灘一般	長浜海域 S T - 1	628 - 23	/		0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0004	< 0.0004	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.004	<0.004
伊予灘一般	長浜海域 S T - 2	628 - 24	/		0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0004	< 0.0004	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.004	<0.004
伊予灘一般	伊方海域 S T - 1	628 - 27	0 / 1	ND	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0004	< 0.0004	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.004	<0.004
伊予灘一般	松山海域 S T - 1 5	628 - 51	0 / 2	ND	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0004	< 0.0004	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.004	<0.004
八幡浜港	八幡浜・保内海域 S T - 5	629 - 01	/		0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0004	< 0.0004	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.004	<0.004
宇和島港	宇和島海域 S T - 2	630 - 02	/		0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0004	< 0.0004	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.004	<0.004
宇和海一般	三瓶海域 S T - 1	631 - 11	0 / 1	ND	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0004	< 0.0004	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.004	<0.004
宇和海一般	吉田海域 S T - 2	631 - 19	/		0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0004	< 0.0004	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.004	<0.004
宇和海一般	宇和島海域 S T - 3	631 - 21	0 / 1	ND	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0004	< 0.0004	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.004	<0.004
宇和海一般	内海・御荘海域 S T - 3	631 - 28	/		0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0004	< 0.0004	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.004	<0.004
燧灘北西部	今治海域 S T - 6	632 - 51	0 / 2	ND	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0004	< 0.0004	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.004	<0.004
伊予三島港	伊予三島・川之江海域 S T - 6	633 - 01	0 / 1	ND	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0004	< 0.0004	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.004	<0.004
伊予三島川之江地先海域 (2)	伊予三島・川之江海域 S T - 4	637 - 01	/		0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0004	< 0.0004	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.004	<0.004
合 計			0 / 26		1 / 67			0 / 39			0 / 43			0 / 39			0 / 39		

イ 海域 3

水域名 (河川名等)	地点名	地点統一番号	1.1.1-トリクロロエタン			1.1.2-トリクロロエチレン			トリクロロエチレン			テトラクロロエチレン			1.3-ジクロロプロペン		
			m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値
伊予三島土居海域	土居海域 S T - 2	605 - 02	0 / 1	< 0.0005	< 0.0005	0 / 1	< 0.0006	< 0.0006	0 / 1	< 0.002	< 0.002	0 / 1	< 0.0005	< 0.0005	/		
新居浜港航路泊地	新居浜海域 S T - 8	606 - 01	0 / 1	< 0.0005	< 0.0005	0 / 1	< 0.0006	< 0.0006	0 / 1	< 0.002	< 0.002	0 / 1	< 0.0005	< 0.0005	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002
新居浜港航路泊地	新居浜海域 S T - 1 3	606 - 51	/			/			/			/			/		
新居浜海域 (甲)	新居浜海域 S T - 1 0	607 - 01	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002
新居浜海域 (丙)	新居浜海域 S T - 3	610 - 03	0 / 1	< 0.0005	< 0.0005	0 / 1	< 0.0006	< 0.0006	0 / 1	< 0.002	< 0.002	0 / 1	< 0.0005	< 0.0005	/		
新居浜海域 (丙)	新居浜海域 S T - 6	610 - 05	/			/			/			/			/		
東予港西条地区航路泊地 (甲)	西条海域 S T - 5	611 - 01	0 / 1	< 0.0005	< 0.0005	0 / 1	< 0.0006	< 0.0006	0 / 1	< 0.002	< 0.002	0 / 1	< 0.0005	< 0.0005	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002
東予港壬生川地区	東予海域 S T - 4	616 - 01	0 / 1	< 0.0005	< 0.0005	0 / 1	< 0.0006	< 0.0006	0 / 1	< 0.002	< 0.002	0 / 1	< 0.0005	< 0.0005	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002
東予海域 (甲)	東予海域 S T - 2	617 - 01	/			/			/			/			/		
三津内港 (甲)	松山海域 S T - 5	621 - 01	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002
吉田浜船溜り (甲)	松山海域 S T - 9	623 - 01	/			/			/			/			/		
吉田浜船溜り (乙)	松山海域 S T - 1 0	624 - 01	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002
松山外港	松山海域 S T - 8	626 - 01	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002
松前港	松前海域 S T - 3	627 - 01	0 / 1	0.0005	< 0.0005	0 / 1	< 0.0006	< 0.0006	0 / 1	< 0.002	< 0.002	0 / 1	< 0.0005	< 0.0005	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002
伊予灘一般	波方・大西・菊間海域 S T - 4	628 - 04	0 / 1	< 0.0005	< 0.0005	0 / 1	< 0.0006	< 0.0006	0 / 1	< 0.002	< 0.002	0 / 1	< 0.0005	< 0.0005	/		
伊予灘一般	北条海域 S T - 2	628 - 08	0 / 1	< 0.0005	< 0.0005	0 / 1	< 0.0006	< 0.0006	0 / 1	< 0.002	< 0.002	0 / 1	< 0.0005	< 0.0005	/		
伊予灘一般	松山海域 S T - 1	628 - 10	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002
伊予灘一般	松山海域 S T - 4	628 - 13	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002
伊予灘一般	松山海域 S T - 1 1	628 - 14	/			/			/			/			/		
伊予灘一般	松山海域 S T - 1 2	628 - 16	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002
伊予灘一般	松前海域 S T - 2	628 - 18	0 / 1	< 0.0005	< 0.0005	0 / 1	< 0.0006	< 0.0006	0 / 1	< 0.002	< 0.002	0 / 1	< 0.0005	< 0.0005	/		
伊予灘一般	伊予海域 S T - 1	628 - 19	0 / 1	< 0.0005	< 0.0005	0 / 1	< 0.0006	< 0.0006	0 / 1	< 0.002	< 0.002	0 / 1	< 0.0005	< 0.0005	/		
伊予灘一般	長浜海域 S T - 1	628 - 23	0 / 1	< 0.0005	< 0.0005	0 / 1	< 0.0006	< 0.0006	0 / 1	< 0.002	< 0.002	0 / 1	< 0.0005	< 0.0005			
伊予灘一般	長浜海域 S T - 2	628 - 24	0 / 1	< 0.0005	< 0.0005	0 / 1	< 0.0006	< 0.0006	0 / 1	< 0.002	< 0.002	0 / 1	< 0.0005	< 0.0005	/		
伊予灘一般	伊方海域 S T - 1	628 - 27	0 / 1	< 0.0005	< 0.0005	0 / 1	< 0.0006	< 0.0006	0 / 1	< 0.002	< 0.002	0 / 1	< 0.0005	< 0.0005	/		
伊予灘一般	松山海域 S T - 1 5	628 - 51	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002
八幡浜港	八幡浜・保内海域 S T - 5	629 - 01	0 / 1	< 0.0005	< 0.0005	0 / 1	< 0.0006	< 0.0006	0 / 1	< 0.002	< 0.002	0 / 1	< 0.0005	< 0.0005	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002
宇和島港	宇和島海域 S T - 2	630 - 02	0 / 1	< 0.0005	< 0.0005	0 / 1	< 0.0006	< 0.0006	0 / 1	< 0.002	< 0.002	0 / 1	< 0.0005	< 0.0005	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002
宇和海一般	三瓶海域 S T - 1	631 - 11	0 / 1	< 0.0005	< 0.0005	0 / 1	< 0.0006	< 0.0006	0 / 1	< 0.002	< 0.002	0 / 1	< 0.0005	< 0.0005	/		
宇和海一般	吉田海域 S T - 2	631 - 19	0 / 1	< 0.0005	< 0.0005	0 / 1	< 0.0006	< 0.0006	0 / 1	< 0.002	< 0.002	0 / 1	< 0.0005	< 0.0005	/		
宇和海一般	宇和島海域 S T - 3	631 - 21	0 / 1	< 0.0005	< 0.0005	0 / 1	< 0.0006	< 0.0006	0 / 1	< 0.002	< 0.002	0 / 1	< 0.0005	< 0.0005	/		
宇和海一般	内海・御荘海域 S T - 3	631 - 28	0 / 1	< 0.0005	< 0.0005	0 / 1	< 0.0006	< 0.0006	0 / 1	< 0.002	< 0.002	0 / 1	< 0.0005	< 0.0005	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002
燧灘北西部	今治海域 S T - 6	632 - 51	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	/		
伊予三島港	伊予三島・川之江海域 S T - 6	633 - 01	0 / 1	< 0.0005	< 0.0005	0 / 1	< 0.0006	< 0.0006	0 / 1	< 0.002	< 0.002	0 / 1	< 0.0005	< 0.0005	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002
伊予三島川之江地先海域 (2)	伊予三島・川之江海域 S T - 4	637 - 01	0 / 1	< 0.0005	< 0.0005	0 / 1	< 0.0006	< 0.0006	0 / 1	< 0.002	< 0.002	0 / 1	< 0.0005	< 0.0005	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002
合 計			0 / 39			0 / 39			0 / 39			0 / 39			0 / 25		

イ 海域 4

水域名 (河川名等)	地点名	地点統一番号	チクロム			シマジン			チオベンカルブ			ベンゼン			セレン			硝酸及び亜硝酸性窒素		
			m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値
伊予三島土居海域	土居海域 S T - 2	605 - 02	/			/			/			0 / 1	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	< 0.02	< 0.02
新居浜港航路泊地	新居浜海域 S T - 8	606 - 01	0 / 1	< 0.0006	< 0.0006	0 / 1	< 0.0003	< 0.0003	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	0.44	0.44
新居浜港航路泊地	新居浜海域 S T - 1 3	606 - 51	/			/			/			/			/			/		
新居浜海域 (甲)	新居浜海域 S T - 1 0	607 - 01	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.001	<0.001	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	0.2	0.109
新居浜海域 (丙)	新居浜海域 S T - 3	610 - 03	/			/			/			0 / 1	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	< 0.02	< 0.02
新居浜海域 (丙)	新居浜海域 S T - 6	610 - 05	/			/			/			/			/			/		
東予港西条地区航路泊地 (甲)	西条海域 S T - 5	611 - 01	0 / 1	< 0.0006	< 0.0006	0 / 1	< 0.0003	< 0.0003	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	0.3	0.3
東予港壬生川地区	東予海域 S T - 4	616 - 01	0 / 1	< 0.0006	< 0.0006	0 / 1	< 0.0003	< 0.0003	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	0.9	0.9
東予海域 (甲)	東予海域 S T - 2	617 - 01	/			/			/			/			/			/		
三津内港 (甲)	松山海域 S T - 5	621 - 01	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.001	<0.001	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	1.3	0.865
吉田浜船溜り (甲)	松山海域 S T - 9	623 - 01	/			/			/			/			/			/		
吉田浜船溜り (乙)	松山海域 S T - 1 0	624 - 01	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.001	<0.001	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	0.2	0.125
松山外港	松山海域 S T - 8	626 - 01	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.001	<0.001	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	0.05	0.035
松前港	松前海域 S T - 3	627 - 01	0 / 1	< 0.0006	< 0.0006	0 / 1	< 0.0003	< 0.0003	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	0.9	0.9
伊予灘一般	波方・大西・菊間海域 S T - 4	628 - 04	/			/			/			0 / 1	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	< 0.02	< 0.02
伊予灘一般	北条海域 S T - 2	628 - 08	/			/			/			0 / 1	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	0.03	0.03
伊予灘一般	松山海域 S T - 1	628 - 10	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.001	<0.001	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	0.04	0.04
伊予灘一般	松山海域 S T - 4	628 - 13	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.001	<0.001	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	0.04	0.035
伊予灘一般	松山海域 S T - 1 1	628 - 14	/			/			/			/			/			/		
伊予灘一般	松山海域 S T - 1 2	628 - 16	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.001	<0.001	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	0.05	0.035
伊予灘一般	松前海域 S T - 2	628 - 18	/			/			/			0 / 1	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	< 0.02	< 0.02
伊予灘一般	伊予海域 S T - 1	628 - 19	/			/			/			0 / 1	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	< 0.02	< 0.02
伊予灘一般	長浜海域 S T - 1	628 - 23							/			0 / 1	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	0.13	0.13
伊予灘一般	長浜海域 S T - 2	628 - 24	/			/			/			0 / 1	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	0.13	0.13
伊予灘一般	伊方海域 S T - 1	628 - 27	/			/			/			0 / 1	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	< 0.02	< 0.02
伊予灘一般	松山海域 S T - 1 5	628 - 51	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	<0.001	<0.001	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	0.07	0.055
八幡浜港	八幡浜・保内海域 S T - 5	629 - 01	0 / 1	< 0.0006	< 0.0006	0 / 1	< 0.0003	< 0.0003	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	< 0.02	< 0.02
宇和島港	宇和島海域 S T - 2	630 - 02	0 / 1	< 0.0006	< 0.0006	0 / 1	< 0.0003	< 0.0003	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	0.08	0.08
宇和海一般	三瓶海域 S T - 1	631 - 11	/			/			/			0 / 1	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	< 0.02	< 0.02
宇和海一般	吉田海域 S T - 2	631 - 19	/			/			/			0 / 1	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	< 0.02	< 0.02
宇和海一般	宇和島海域 S T - 3	631 - 21	/			/			/			0 / 1	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	< 0.02	< 0.02
宇和海一般	内海・御荘海域 S T - 3	631 - 28	0 / 1	< 0.0006	< 0.0006	0 / 1	< 0.0003	< 0.0003	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	0.55	0.55
燧灘西北部	今治海域 S T - 6	632 - 51	/			/			/			0 / 2	<0.001	<0.001	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2	5.3	2.97
伊予三島港	伊予三島・川之江海域 S T - 6	633 - 01	0 / 1	< 0.0006	< 0.0006	0 / 1	< 0.0003	< 0.0003	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	< 0.02	< 0.02
伊予三島川之江地先海域 (2)	伊予三島・川之江海域 S T - 4	637 - 01	0 / 1	< 0.0006	< 0.0006	0 / 1	< 0.0003	< 0.0003	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.001	m0.001	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	0.04	0.04
合 計			0 / 25			0 / 25			0 / 25			0 / 39			0 / 39			0 / 39		

資料 3 - 8 環境基準達成状況(全窒素及び全燐)

海域(全窒素)

類型指定水域名	類型	達成期間	指定年度	環境基準地点数	達成状況(年度)					備考
					11	12	13	14	15	
燧灘東部		イ	9	3						
燧灘中西部		イ	9	20	×					
燧灘北西部		イ	9	5						
伊予灘一般		イ	9	34						
宇和海一般		イ	9	33	×					
達成水域数 類型指定水域数				(95)	$\frac{3}{5}$	$\frac{5}{5}$	$\frac{5}{5}$	$\frac{5}{5}$	$\frac{5}{5}$	
達成率 (%)				-	60	100	100	100	100	

海域(全燐)

類型指定水域名	類型	達成期間	指定年度	環境基準地点数	達成状況(年度)					備考
					11	12	13	14	15	
燧灘東部		イ	9	3						
燧灘中西部		イ	9	20						
燧灘北西部		イ	9	5						
伊予灘一般		イ	9	34						
宇和海一般		イ	9	33						
達成水域数 類型指定水域数				(95)	$\frac{5}{5}$	$\frac{5}{5}$	$\frac{5}{5}$	$\frac{5}{5}$	$\frac{5}{5}$	
達成率 (%)				-	100	100	100	100	100	

注) 環境基準を達成している水域
 × 環境基準を達成していない水域

資料3 - 9 公共用水域水質測定結果地点別総括表 生活環境項目

ア 河川 1 - 1

水域名(河川名等)	地点名	地点統一番号	類型	達成期間	pH			DO(mg/l)			BOD(mg/l)							SS(mg/l)			大腸菌群数(MPN/100ml)								
					最小~最大	m / n	平均	最小~最大	m / n	平均	最小~最大	m / n	平均	日間平均値	中央値	75%値	最小~最大	m / n	平均	最小~最大	m / n	平均							
石手川(甲)	湯渡橋	001 - 01	C	□	7.5 ~ 8.8	1 / 12	8.3	~	12	0 / 12	10	0.7 ~ 3.5	0 / 12	0.7 ~ 3.5	0 / 12	0.0	1.4	1.4	1.4	<	1 ~	10	0 / 12	4	~	/	/		
石手川(甲)	新立橋	001 - 02	C	□	7.4 ~ 8.2	0 / 12	8	~	12	0 / 12	10	0.8 ~ 5.2	1 / 12	0.8 ~ 5.2	1 / 12	8.3	1.6	1.4	1.5	<	1 ~	6	0 / 12	4	~	/	/		
石手川(甲)	市坪	001 - 51			7.3 ~ 9.1	7 / 37	4.5	~	13	2 / 37	8.7	1.7 ~ ###	9 / 37	1.7 ~ ###	9 / 37	23.4	4.4	3.5	4.8	2	~	22	0 / 37	6	4.9E+03	~	4.9E+05	/ 37	8.6E+04
石手川(乙)	石手川ダム	002 - 01	AA	イ	7.6 ~ 8.1	0 / 12	8.9	~	12	0 / 12	10	< 0.5 ~ 1.7	1 / 12	< 0.5 ~ 1.7	1 / 12	8.3	0.7	0.6	0.8	<	1 ~	6	0 / 12	2	9.0E+00	~	7.0E+03	7 / 12	1.1E+03
石手川(乙)	岩塚橋	002 - 02	AA	イ	7.6 ~ 7.9	0 / 12	8.1	~	12	0 / 12	10	0.5 ~ 1.9	6 / 12	0.5 ~ 1.9	6 / 12	50.0	1.1	1.0	1.3	1	~	5	0 / 12	3	7.9E+02	~	3.3E+04	12 / 12	1.2E+04
重信川(甲)	川口大橋	003 - 01	A	□	7.2 ~ 8.3	0 / 12	5.3	~	10	2 / 12	8.7	0.6 ~ 2.2	1 / 12	0.6 ~ 2.2	1 / 12	8.3	1.3	1.1	1.6	1	~	10	0 / 12	4	1.1E+03	~	2.4E+04	12 / 12	1.0E+04
重信川(甲)	出合橋	003 - 02	A	□	7.2 ~ 9.0	3 / 48	5.0	~	12	14 / 48	8.5	0.8 ~ 1.1	42 / 96	0.8 ~ 1.1	42 / 96	43.8	2.7	1.9	2.7	2	~	71	4 / 96	8	3.3E+03	~	3.3E+05	48 / 48	5.6E+04
重信川(甲)	中川原橋	003 - 03	A	□	7.5 ~ 9.1	2 / 12	6.9	~	12	1 / 12	9.6	0.6 ~ 4.6	2 / 12	0.6 ~ 4.6	2 / 12	16.7	1.5	1.0	1.3	<	1 ~	6	0 / 12	3	1.1E+03	~	7.9E+04	12 / 12	1.4E+04
重信川(乙)	大畑橋	004 - 01	AA	イ	7.7 ~ 7.9	0 / 12	8.5	~	11	0 / 12	9.6	< 0.5 ~ < 0.5	0 / 12	< 0.5 ~ < 0.5	0 / 12	0	< 0.5	< 0.5	< 0.5	<	1 ~	28	1 / 12	6	7.9E+01	~	3.3E+03	12 / 12	1.0E+03
重信川(乙)	拝志大橋	004 - 02	AA	イ	7.8 ~ 9.8	5 / 12	8.3	~	13	0 / 12	10	< 0.5 ~ 2.3	4 / 12	0.5 ~ 2.3	4 / 12	33.3	1.1	0.9	1.2	<	1 ~	7	0 / 12	3	2.2E+02	~	2.4E+05	12 / 12	2.8E+04
重信川(乙)	重信橋	004 - 03	AA	イ	7.1 ~ 8.6	1 / 12	6.8	~	11	2 / 12	8.4	< 0.5 ~ 1.3	4 / 12	0.5 ~ 1.3	4 / 12	33.3	0.8	0.7	1.1	<	1 ~	2	0 / 12	1	2.8E+03	~	7.9E+04	12 / 12	2.4E+04
腕川水域(甲)	祇園大橋	005 - 01	A	□	7.4 ~ 7.9	0 / 11	7.8	~	12	0 / 11	9.6	0.5 ~ 1.6	0 / 11	0.5 ~ 1.6	0 / 11	0.0	0.8	0.7	0.8	1	~	22	0 / 11	5	7.9E+02	~	5.4E+04	10 / 11	2.1E+04
腕川水域(甲)	腕川橋	005 - 02	A	□	7.4 ~ 8.0	0 / 23	7.5	~	11	0 / 23	9.6	< 0.5 ~ 1.8	0 / 45	< 0.5 ~ 1.8	0 / 45	0.0	0.8	0.7	1.0	<	1 ~	16	0 / 45	4	1.4E+03	~	3.5E+04	24 / 24	8.8E+03
腕川水域(甲)	成見橋	005 - 03	A	□	7.4 ~ 8.6	1 / 12	8.5	~	12	0 / 12	10	< 0.5 ~ 2	0 / 12	< 0.5 ~ 2	0 / 12	0.0	0.9	0.7	0.9	1	~	6	0 / 12	2	1.3E+02	~	9.2E+04	9 / 12	1.1E+04
腕川水域(甲)	天神橋	005 - 04	A	□	7.4 ~ 8.3	0 / 12	8.3	~	12	0 / 12	10	< 0.5 ~ 2.2	2 / 12	0.5 ~ 2.2	2 / 12	16.7	1.4	1.4	1.8	1	~	12	0 / 12	5	3.3E+01	~	1.7E+04	7 / 12	2.8E+03
腕川水域(甲)	下宇和橋	005 - 05	A	□	7.1 ~ 7.5	0 / 12	6.6	~	11	3 / 12	8.9	< 0.5 ~ 2.2	1 / 12	< 0.5 ~ 2.2	1 / 12	8.3	1.2	1.1	1.3	1	~	15	0 / 12	6	1.1E+03	~	9.2E+04	12 / 12	2.8E+04
腕川水域(甲)	生々橋	005 - 06	A	□	7.3 ~ 7.8	0 / 11	7.5	~	10	0 / 11	8.7	< 0.5 ~ 2.4	1 / 11	< 0.5 ~ 2.4	1 / 11	9.1	1.5	1.4	2.0	3	~	19	0 / 11	9	2.2E+03	~	1.1E+05	11 / 11	4.7E+04
腕川水域(甲)	坊屋敷橋	005 - 07	A	□	7.5 ~ 8.0	0 / 12	8.5	~	12	0 / 12	10	< 0.5 ~ 1.3	0 / 12	< 0.5 ~ 1.3	0 / 12	0.0	0.7	0.7	0.8	1	~	14	0 / 12	5	3.3E+02	~	3.3E+04	11 / 12	9.2E+03
腕川水域(甲)	小田川	005 - 08	A	□	7.6 ~ 8.4	0 / 12	9.0	~	13	0 / 12	11	< 0.5 ~ 1.2	0 / 12	0.5 ~ 1.2	0 / 12	0.0	0.6	0.6	0.6	<	1 ~	17	0 / 12	4	4.6E+02	~	2.3E+04	9 / 12	8.0E+03
腕川水域(甲)	立川橋	005 - 09	A	□	7.6 ~ 8.4	0 / 12	8.6	~	13	0 / 12	11	< 0.5 ~ 1.2	0 / 12	0.5 ~ 1.2	0 / 12	0.0	0.7	0.6	0.8	<	1 ~	14	0 / 12	3	3.3E+02	~	4.9E+04	9 / 12	1.3E+04
腕川水域(甲)	魚成橋	005 - 10	A	□	7.7 ~ 8.3	0 / 12	8.8	~	14	0 / 12	11	< 0.5 ~ 1.1	0 / 12	0.5 ~ 1.1	0 / 12	0.0	0.7	0.6	0.8	<	1 ~	5	0 / 12	2	2.3E+02	~	4.9E+04	8 / 12	1.1E+04
腕川水域(甲)	大和橋	005 - 54			7.4 ~ 7.8	0 / 6	7.6	~	11	0 / 6	9.0	0.7 ~ 2.1	1 / 6	0.7 ~ 2.1	1 / 6	16.7	1.2	1.0	1.5	2	~	8	0 / 6	4	1.7E+03	~	1.7E+04	6 / 6	7.9E+03
腕川水域(甲)	三島橋	005 - 56			7.0 ~ 7.3	0 / 6	7.3	~	11	1 / 6	9.1	1 ~ 3.1	2 / 6	1.0 ~ 3.1	2 / 6	33.3	1.8	1.7	2.2	2	~	21	0 / 6	7	3.3E+03	~	7.9E+04	6 / 6	4.0E+04
腕川水域(甲)	長浜大橋	005 - 60			7.4 ~ 8.0	0 / 6	7.5	~	11	0 / 6	9.0	0.5 ~ 1	0 / 6	0.5 ~ 1	0 / 6	0.0	0.8	0.9	0.9	1	~	6	0 / 6	3	2.1E+03	~	2.8E+04	6 / 6	8.2E+03
腕川水域(甲)	新大橋	005 - 61			7.5 ~ 7.7	0 / 6	8.1	~	11	0 / 6	9.6	0.9 ~ 2.0	0 / 6	0.9 ~ 2.0	0 / 6	0.0	1.5	1.7	1.9	2	~	15	0 / 6	6	1.7E+04	~	5.4E+04	6 / 6	3.7E+04
腕川水域(甲)	野村ダムサイト	005 - 62			6.8 ~ 10.7	7 / 36	0.8	~	14	10 / 36	8.2	< 0.5 ~ 4.9	6 / 36	< 0.5 ~ 4.9	6 / 36	16.7	1.4	0.8	1.5	1	~	17	0 / 36	6	0.0E+00	~	1.3E+04	3 / 36	8.3E+02
腕川水域(甲)	明間	005 - 63			7.5 ~ 8.3	0 / 12	8.2	~	11	0 / 12	9.7	0.5 ~ 1.3	0 / 12	0.5 ~ 1.3	0 / 12	0.0	0.9	0.9	1.1	1	~	12	0 / 12	6	4.9E+02	~	2.4E+04	11 / 12	9.5E+03
腕川水域(乙)	小振橋	006 - 01	AA	イ	7.9 ~ 8.4	0 / 12	8.5	~	13	0 / 12	11	< 0.5 ~ 1.9	2 / 12	< 0.5 ~ 1.9	2 / 12	16.7	0.7	< 0.5	0.5	<	1 ~	11	0 / 12	2	2.3E+01	~	1.1E+04	10 / 12	2.1E+03
加茂川水域	加茂川橋	007 - 01	AA	イ	7.6 ~ 8.2	0 / 12	9.2	~	12	0 / 12	11	< 0.5 ~ 2.0	2 / 12	< 0.5 ~ 2.0	2 / 12	16.7	0.7	< 0.5	0.5	<	1 ~	4	0 / 12	1	3.3E+01	~	3.3E+03	11 / 12	5.2E+02
加茂川水域	東宮橋	007 - 02	AA	イ	7.8 ~ 8.3	0 / 12	8.9	~	12	0 / 12	10	< 0.5 ~ < 0.5	0 / 12	< 0.5 ~ < 0.5	0 / 12	0.0	< 0.5	< 0.5	< 0.5	<	1 ~	1	0 / 12	1	7.8E+00	~	4.9E+02	6 / 12	1.3E+02
加茂川水域	千野々橋	007 - 03	AA	イ	7.6 ~ 8.2	0 / 12	9.2	~	13	0 / 12	11	< 0.5 ~ 0.7	0 / 12	0.5 ~ 0.7	0 / 12	0.0	0.5	< 0.5	0.5	<	1 ~	1	0 / 12	1	7.8E+00	~	3.3E+02	7 / 12	1.2E+02
加茂川水域	古川橋	007 - 51			7.6 ~ 8.0	0 / 5	9.1	~	11	0 / 5	10	< 0.5 ~ 0.8	0 / 5	< 0.5 ~ 0.8	0 / 5	0.0	0.6	0.6	0.7	<	1 ~	5	0 / 5	2	7.9E+01	~	1.7E+04	5 / 5	4.6E+03
中山川水域(甲)	中山川橋上流	008 - 01	AA	イ	6.6 ~ 7.4	0 / 12	7.0	~	11	1 / 12	9.6	< 0.5 ~ 1.1	1 / 12	< 0.5 ~ 1.1	1 / 12	8.3	0.6	< 0.5	0.5	<	1 ~	24	0 / 12	4	7.9E+01	~	2.3E+03	12 / 12	8.7E+02
中山川水域(甲)	中川橋	008 - 02	AA	イ	7.2 ~ 7.7	0 / 12	7.7	~	14	0 / 12	11	< 0.5 ~ 1.7	4 / 12	< 0.5 ~ 1.7	4 / 12	33.3	0.9	< 0.5	1.2	<	1 ~	9	0 / 12	2	2.3E+02	~	1.7E+03	12 / 12	8.9E+02
中山川水域(甲)	鍋谷橋	008 - 54			7.4 ~ 7.7	0 / 6	9.1	~	13	0 / 6	11	< 0.5 ~ 0.8	0 / 6	< 0.5 ~ 0.8	0 / 6	0.0	0.6	0.5	0.5	<	1 ~	2	0 / 6	2	2.3E+01	~	1.7E+03	3 / 6	3.8E+02
中山川水域(乙)	新兵衛橋	009 - 01	A	イ	6.9 ~ 7.4	0 / 12	8.0	~	11	0 / 12	9.6	< 0.5 ~ 1.5	0 / 12	< 0.5 ~ 1.5	0 / 12	0.0	0.8	0.7	1.1	1	~	23	0 / 12	9	7.9E+01	~	7.9E+03	8 / 12	3.0E+03
中山川水域(乙)	新兵衛橋上流	009 - 51			6.5 ~ 6.9	0 / 6	7.9	~	10	0 / 6	9.1	< 0.5 ~ 0.8	0 / 6	< 0.5 ~ 0.8	0 / 6	0.0	0.6	< 0.5	0.8	<	1 ~	13	0 / 6	6	4.6E+02	~	3.3E+03	5 / 6	2.3E+03
広見川水域(甲)	興野々橋	010 - 01	AA	イ	7.7 ~ 8.5	0 / 12	8.8	~	13	0 / 12	11	< 0.5 ~ 0.9	0 / 12	< 0.5 ~ 0.9	0 / 12	0.0	0.6	0.5	0.5	<	1 ~	4	0 / 12	2	1.3E+02	~	1.6E+04	12 / 12	3.0E+03
広見川水域(甲)	上大野橋	010 - 02	AA	イ	7.8 ~ 8.5	0 / 12	9.0	~	13	0 / 12	11	< 0.5 ~ 0.7	0 / 12	0.5 ~ 0.7	0 / 12	0.0	0.5	< 0.5	0.5	<	1 ~	2	0 / 12	1	1.3E+02	~	9.2E+03	12 / 12	3.

資料 3 - 9 公共用水域水質測定結果地点別総括表 生活環境項目

ア 河川 1 - 2

水域名(河川名等)	地点名	地点統一番号	類型	達成期間	pH			DO(mg/l)			BOD (mg/l)							SS (mg/l)			大腸菌群数(MPN/100ml)		
					最小~最大	m / n	平均	最小~最大	m / n	平均	日間平均値							最小~最大	m / n	平均	最小~最大	m / n	平均
											最小~最大	m / n	平均	中央値	75%値								
蒼社川(甲)	中村橋	016 - 01	AA	イ	7.5 ~ 7.9	0 / 12	8.9 ~ 12	0 / 12	11	< 0.5 ~ 0.5	0 / 12	< 0.5 ~ 0.5	0 / 12	0.0	0.5	< 0.5	< 0.5	< 1 ~ 5	0 / 12	2	1.4E+02 ~ 2.3E+04	12 / 12	4.6E+03
蒼社川(甲)	玉川橋下流	016 - 02	AA	イ	7.6 ~ 7.9	0 / 12	8.7 ~ 12	0 / 12	11	< 0.5 ~ 2.7	1 / 12	< 0.5 ~ 2.7	1 / 12	8.3	0.7	< 0.5	< 0.5	< 1 ~ 4	0 / 12	2	3.3E+02 ~ 1.3E+04	12 / 12	4.2E+03
蒼社川(乙)	かんべ橋	017 - 01	A	イ	7.5 ~ 8.8	1 / 12	8.3 ~ 14	1 / 12	10	< 0.5 ~ 1.8	0 / 12	< 0.5 ~ 1.8	0 / 12	0.0	0.8	0.7	1.0	< 1 ~ 9	0 / 12	3	7.9E+01 ~ 4.9E+04	11 / 12	1.2E+04
蒼社川(乙)	玉川ダム	017 - 51			7.4 ~ 9.2	3 / 12	8.9 ~ 11	0 / 12	10	0.5 ~ 1.3	0 / 12	0.6 ~ 1.1	0 / 6	0.0	0.8	0.8	1.0	< 1 ~ 3	0 / 12	2	9.2E+00 ~ 1.7E+04	1 / 12	1.5E+03
岩松川水域	三島	018 - 01	AA	イ	6.8 ~ 7.1	0 / 12	7.1 ~ 10	3 / 12	8.7	< 0.5 ~ 0.6	0 / 12	< 0.5 ~ 0.6	0 / 12	0.0	0.5	< 0.5	< 0.5	< 1 ~ 1	0 / 12	1	6.8E+01 ~ 3.5E+03	12 / 12	1.4E+03
岩松川水域	清重橋下流	018 - 51			7.4 ~ 7.7	0 / 6	8.4 ~ 12	0 / 6	10	< 0.5 ~ 0.6	0 / 6	< 0.5 ~ 0.6	0 / 6	0.0	0.5	< 0.5	< 0.5	< 1 ~ 1	0 / 6	1	2.0E+01 ~ 3.5E+03	5 / 6	1.4E+03
小野川	吉木橋	202 - 01			7.2 ~ 7.7	/ 4	6.8 ~ 9.9	/ 4	8.3	3.3 ~ 8.8	/ 4	3.3 ~ 8.8	/ 4	0.0	6.6	7.1	8.0	3 ~ 7	/ 4	6	7.9E+04 ~ 3.3E+05	/ 4	1.8E+05
内川	中河原橋	203 - 01			7.7 ~ 9.4	/ 4	10 ~ 13	/ 4	12	1.4 ~ 6.4	/ 4	1.4 ~ 6.4	/ 4	0.0	2.9	1.8	2.0	< 1 ~ 8	/ 4	6	9.4E+03 ~ 3.3E+05	/ 4	1.2E+05
おもて川	吉久橋	204 - 01			7.6 ~ 8.3	/ 12	8.3 ~ 12	/ 12	10	< 0.5 ~ 0.8	/ 12	< 0.5 ~ 0.8	/ 12	0.0	0.6	0.5	0.7	< 1 ~ 3	/ 12	2	1.1E+03 ~ 7.9E+04	/ 12	1.4E+04
久米川	久米川	205 - 02			7.5 ~ 8.2	/ 6	8.9 ~ 13	/ 6	11	< 0.5 ~ 1.1	/ 6	< 0.5 ~ 1.1	/ 6	0.0	0.7	0.6	0.8	< 1 ~ 6	/ 6	3	4.9E+02 ~ 1.7E+04	/ 6	7.7E+03
富野川	荷刺橋	205 - 05			7.7 ~ 8.0	/ 6	8.0 ~ 12	/ 6	10	< 0.5 ~ 1.2	/ 6	< 0.5 ~ 1.2	/ 6	0.0	0.8	0.7	1.1	1 ~ 8	/ 6	3	1.7E+03 ~ 4.9E+04	/ 6	1.7E+04
都谷川	十夜ヶ橋	205 - 08			7.1 ~ 7.2	/ 6	5.3 ~ 8.6	/ 6	6.6	2.6 ~ 6.7	/ 6	2.6 ~ 6.7	/ 6	0.0	4.2	3.8	5.8	3 ~ 20	/ 6	10	2.2E+03 ~ > 2.4E+05	/ 6	> 1.2E+05

イ 湖沼

水域名(河川名等)	地点名	地点統一番号	類型	達成期間	pH			DO(mg/l)			COD (mg/l)							SS (mg/l)			大腸菌群数(MPN/100ml)		
					最小~最大	m / n	平均	最小~最大	m / n	平均	日間平均値							最小~最大	m / n	平均	最小~最大	m / n	平均
											最小~最大	x / y	%	平均	中央値	75%値							
鹿野川湖	鹿野川湖堰堤	501 - 01	B	イ	6.8 ~ 10.2	9 / 48	4.5 ~ 15	2 / 48	9.6	1.4 ~ 9.0	3 / 48	1.7 ~ 4.8	0 / 12	0.0	2.8	2.7	3.2	1 ~ 11	0 / 48	4	-	/	/
鹿野川湖	鹿野川湖中央	501 - 02	B	イ	7.0 ~ 10.1	7 / 24	7.0 ~ 18	0 / 24	11	1.8 ~ 7.8	3 / 24	1.8 ~ 5.9	1 / 12	8.3	3.3	3.4	3.7	1 ~ 10	0 / 24	4	-	/	/
黒瀬ダム貯水池	黒瀬ダム堰堤	502 - 01	A	イ	6.7 ~ 9.0	1 / 48	3.8 ~ 12	5 / 48	8.9	1.5 ~ 2.8	0 / 48	1.7 ~ 2.3	0 / 12	0.0	2.0	2.0	2.1	< 1 ~ 17	6 / 44	3	< 1.8E+00 ~ 7.9E+03	1 / 12	7.5E+02
柳瀬ダム貯水池	柳瀬ダム堰堤	503 - 01	A	イ	7.0 ~ 8.3	0 / 12	8.3 ~ 11	0 / 12	9.8	1.4 ~ 3.9	3 / 12	1.4 ~ 3.9	3 / 12	25.0	2.3	2.1	2.4	< 1 ~ 5	0 / 12	2	6.8E+00 ~ 2.3E+03	1 / 12	3.3E+02
柳瀬ダム貯水池	翠波橋	503 - 52			7.0 ~ 8.1	0 / 12	8.6 ~ 11	0 / 12	9.9	1.4 ~ 3.8	3 / 12	1.4 ~ 3.8	3 / 12	25.0	2.3	2.1	2.3	< 1 ~ 4	0 / 12	2	4.5E+00 ~ 7.9E+03	3 / 12	1.2E+03
柳瀬ダム貯水池	下長瀬	503 - 54			7.0 ~ 7.5	0 / 12	8.6 ~ 12	0 / 12	10	1.1 ~ 1.6	0 / 12	1.1 ~ 1.6	0 / 12	0.0	1.3	1.3	1.4	< 1 ~ 3	0 / 12	1	1.7E+01 ~ 1.3E+03	1 / 12	2.2E+02
新宮ダム貯水池	新宮ダム堰堤	504 - 01	A	イ	6.8 ~ 7.8	0 / 48	7.9 ~ 12	0 / 48	10	1.0 ~ 3.3	1 / 48	1.4 ~ 2.6	0 / 12	0.0	1.8	1.8	1.8	< 1 ~ 5	0 / 48	2	< 1.8E+00 ~ 7.0E+02	0 / 12	1.8E+02
面河ダム	面河ダム中央	505 - 01	A	イ	6.4 ~ 7.5	2 / 24	5.3 ~ 11	3 / 24	9.4	1.2 ~ 2.2	0 / 24	1.2 ~ 2.2	0 / 24	0.0	1.6	1.5	1.9	< 1 ~ 8	1 / 24	1	< 1.8E+00 ~ 2.8E+03	2 / 24	2.4E+02

ウ 海域 1-1

水域名(河川名等)	地点名	地点統一番号	類型	達成期間	採取水深	pH			DQ(mg/l)			COD (mg/l)						油分 (mg/L)			大腸菌群数(MPN/100ml)						
						最小-最大	m / n	平均	最小-最大	m / n	平均	日間平均値			最小-最大	m / n	平均	最小-最大	m / n	平均							
												最小-最大	x / y	%							平均	中央値	75%値				
伊予三島土居海域	土居海域ST-1	605-01	A	イ		8.0-8.4	2 / 12	6.6-11	2 / 12	9.2	1.5-4.1	6 / 12	1.5-4.1	6 / 12	50.0	2.4	2.1	2.3	ND	-	ND	0 / 4	< 1.8E+00	-	2.0E+00	0 / 4	1.9E+00
伊予三島土居海域	土居海域ST-2	605-02	A	イ		8.0-8.3	0 / 12	7.0-10	1 / 12	8.9	1.2-2.6	5 / 12	1.2-2.6	5 / 12	41.7	1.8	1.8	2.2	ND	-	ND	0 / 4	< 1.8E+00	-	2.0E+00	0 / 4	1.9E+00
伊予三島土居海域	土居海域ST-3	605-03	A	イ		8.1-8.3	0 / 12	7.2-10	1 / 12	8.7	0.9-2.2	3 / 12	0.9-2.2	3 / 12	25.0	1.8	2.0	2.0	ND	-	ND	0 / 4	< 1.8E+00	-	4.5E+00	0 / 4	2.5E+00
伊予三島土居海域	土居海域ST-4	605-04	A	イ		8.0-8.3	0 / 24	6.8-11	2 / 24	9.0	1.3-3.1	6 / 24	1.4-3.0	2 / 12	16.7	2.0	2.0	2.0	ND	-	ND	0 / 4	< 1.8E+00	-	1.8E+00	0 / 4	1.8E+00
伊予三島土居海域	土居海域ST-5	605-05	A	イ		8.1-8.3	0 / 24	7.3-10	2 / 24	8.8	1.1-2.9	11 / 24	1.2-2.9	6 / 12	25.0	2.0	2.0	2.2	ND	-	ND	0 / 4	< 1.8E+00	-	1.8E+00	0 / 4	1.8E+00
伊予三島土居海域	土居海域ST-6	605-06	A	イ		8.1-8.3	0 / 24	7.4-10	1 / 24	8.8	1.1-2.9	7 / 24	1.2-2.8	4 / 12	33.3	1.8	1.9	2.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新居浜港航路泊地	新居浜海域ST-8	606-01	C	イ		8.0-8.4	2 / 24	7.4-14	0 / 24	9.5	1.0-4.8	0 / 24	1.1-4.0	0 / 12	0.0	2.6	2.3	3.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新居浜海域(甲)	新居浜海域ST-10	607-01	C	ロ		8.0-8.3	0 / 24	7.6-12	0 / 24	9.0	1.4-3.6	0 / 24	1.4-3.3	0 / 12	0.0	2.3	2.3	2.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
津津漁港	新居浜海域ST-5	608-01	B	イ		7.9-8.2	0 / 24	7.2-10	0 / 24	8.9	1.1-3.3	2 / 24	1.1-3.0	0 / 12	0.0	2.1	2.2	2.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新居浜海域(乙)	新居浜海域ST-7	609-01	B	ロ		8.0-8.4	1 / 24	7.9-15	0 / 24	9.4	1.2-4.7	5 / 24	1.4-3.6	3 / 12	25.0	2.4	2.1	3.0	ND	-	ND	0 / 6	-	-	-	-	-
新居浜海域(乙)	新居浜海域ST-9	609-02	B	ロ		8.0-8.3	0 / 24	7.9-11	0 / 24	9.1	1.1-3.9	3 / 24	1.3-3.9	2 / 12	16.7	2.3	2.2	2.5	ND	-	ND	0 / 6	-	-	-	-	-
新居浜海域(乙)	新居浜海域ST-11	609-03	B	ロ		8.0-8.3	0 / 24	7.6-11	0 / 24	9.0	1.1-3.1	1 / 24	1.2-3.0	0 / 12	0.0	2.2	2.4	2.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新居浜海域(丙)	新居浜海域ST-1	610-01	A	ロ		7.9-8.3	0 / 24	7.2-10	1 / 24	8.9	1.1-3.2	11 / 24	1.3-2.8	5 / 12	41.7	2.0	2.0	2.4	ND	-	ND	0 / 6	< 1.8E+00	-	1.8E+00	0 / 4	< 1.8E+00
新居浜海域(丙)	新居浜海域ST-2	610-02	A	ロ		8.0-8.3	0 / 24	7.1-10	2 / 24	8.8	1.1-2.6	10 / 24	1.2-2.6	5 / 12	41.7	1.9	1.9	2.3	-	-	-	-	< 1.8E+00	-	3.3E+02	0 / 4	8.4E+01
新居浜海域(丙)	新居浜海域ST-3	610-03	A	ロ		8.0-8.2	0 / 24	7.0-10	3 / 24	8.6	1.3-3.1	13 / 24	1.4-2.9	6 / 12	50.0	2.2	2.2	2.5	ND	-	ND	0 / 6	< 1.8E+00	-	1.8E+00	0 / 4	1.8E+00
新居浜海域(丙)	新居浜海域ST-4	610-04	A	ロ		8.0-8.2	0 / 24	7.2-10	2 / 24	8.8	1.2-4.4	11 / 24	1.4-3.9	6 / 12	50.0	2.3	2.1	2.7	ND	-	ND	0 / 6	< 1.8E+00	-	4.0E+00	0 / 4	2.8E+00
新居浜海域(丙)	新居浜海域ST-6	610-05	A	ロ		8.0-8.3	0 / 24	7.4-13	1 / 24	9.1	1.0-3.5	11 / 24	1.0-3.3	6 / 12	50.0	2.1	2.1	2.3	-	-	-	-	< 1.8E+00	-	6.1E+00	0 / 4	2.9E+00
新居浜海域(丙)	新居浜海域ST-12	610-06	A	ロ		8.1-9.2	2 / 24	7.3-11	2 / 24	9.1	1.2-3.8	9 / 24	1.2-2.9	6 / 12	50.0	2.0	2.1	2.3	-	-	-	-	< 1.8E+00	-	4.5E+00	0 / 4	2.5E+00
新居浜海域(丙)	新居浜海域ST-14	610-07	A	ロ		8.1-9.2	2 / 24	7.4-11	2 / 24	9.1	1.2-2.6	6 / 24	1.2-2.5	4 / 12	33.3	1.9	1.9	2.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東予港西条地区航路泊地(甲)	西条海域ST-5	611-01	C	イ		7.9-8.2	0 / 24	5.5-10	0 / 24	8.6	1.4-3.4	0 / 24	1.5-3.2	0 / 12	0.0	2.4	2.4	2.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東予港西条地区航路泊地(乙)	西条海域ST-6	612-01	B	ロ		8.0-8.2	0 / 24	6.6-11	0 / 24	9.0	1.4-3.5	3 / 24	1.5-3.3	3 / 12	25.0	2.4	2.2	3.0	ND	-	ND	0 / 4	-	-	-	-	-
西条海域(甲)	西条海域ST-1	613-01	B	ロ		8.0-8.3	0 / 24	5.4-11	0 / 24	9.0	1.2-3.3	1 / 24	1.4-3.2	1 / 12	8.3	2.1	2.1	2.5	ND	-	ND	0 / 4	-	-	-	-	-
西条海域(丙)	西条海域ST-2	615-01	A	ロ		8.0-8.3	0 / 24	7.3-11	3 / 24	9.1	1.3-3.8	11 / 24	1.4-3.2	6 / 12	50.0	2.1	2.0	2.5	ND	-	ND	0 / 4	< 1.8E+00	-	3.3E+01	0 / 4	1.1E+01
西条海域(丙)	西条海域ST-3	615-02	A	ロ		8.0-8.3	0 / 24	7.1-11	4 / 24	9.1	1.4-3.7	12 / 24	1.5-3.5	5 / 12	41.7	2.4	2.0	3.0	ND	-	ND	0 / 4	< 1.8E+00	-	1.3E+03	1 / 4	4.5E+02
西条海域(丙)	西条海域ST-7	615-03	A	ロ		8.0-8.3	0 / 24	4.9-11	8 / 24	8.7	1.3-4.0	19 / 24	1.6-3.3	10 / 12	83.3	2.6	2.5	3.0	ND	-	ND	0 / 4	6.1E+00	-	7.9E+02	0 / 4	2.9E+02
西条海域(丙)	西条海域ST-8	615-04	A	ロ		8.0-8.3	0 / 24	7-12	2 / 24	9.5	1.1-3.9	14 / 24	1.3-3.9	7 / 12	58.3	2.4	2.3	2.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西条海域(丙)	西条海域ST-4	615-51	A	ロ		7.8-8.3	0 / 12	7.1-11	1 / 12	9.0	1.3-3.4	8 / 12	1.3-3.4	8 / 12	66.7	2.4	2.4	3.0	ND	-	ND	0 / 4	-	-	-	-	-
東予港王生川地区	東予海域ST-4	616-01	C	イ		7.3-8.2	0 / 24	6.3-13	0 / 24	8.8	1.9-5.4	0 / 24	1.9-4.2	0 / 12	0.0	3.2	3.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東予海域(甲)	東予海域ST-2	617-01	B	ロ		8.0-8.2	0 / 12	7-10	0 / 12	8.8	1.6-3.7	5 / 12	1.6-3.7	5 / 12	41.7	2.6	2.6	3.2	ND	-	ND	0 / 4	-	-	-	-	-
東予海域(甲)	東予海域ST-3	617-02	B	ロ		7.5-8.2	1 / 24	5.3-11	0 / 24	8.3	1.8-5.2	6 / 24	2.0-4.2	3 / 12	25.0	2.7	2.5	3.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東予海域(乙)	東予海域ST-6	618-01	B	ロ		8.0-8.2	0 / 12	7.1-10	0 / 12	8.7	1.3-3.5	3 / 12	1.3-3.5	3 / 12	25.0	2.4	2.3	2.8	ND	-	ND	0 / 4	-	-	-	-	-
東予海域(丙)	東予海域ST-1	619-01	A	イ		8.0-8.2	0 / 24	6.6-10	6 / 24	8.7	1.3-3.1	11 / 24	1.7-2.9	5 / 12	41.7	2.2	2.0	2.5	ND	-	ND	0 / 4	< 1.8E+00	-	1.7E+02	0 / 4	5.6E+01
東予海域(丙)	東予海域ST-5	619-02	A	イ		8.0-8.3	0 / 24	6.3-10	2 / 24	9.0	1.3-3.3	13 / 24	1.4-3.3	6 / 12	50.0	2.3	2.2	2.9	ND	-	ND	0 / 4	< 1.8E+00	-	2.3E+02	0 / 4	5.9E+01
東予海域(丙)	東予海域ST-8	619-03	A	イ		8.0-8.3	0 / 24	7.6-10	0 / 24	9.1	1.5-3.4	13 / 24	1.6-3.4	7 / 12	58.3	2.4	2.3	2.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-
河原津漁港	東予海域ST-7	620-01	B	ロ		8.0-8.2	0 / 12	6.6-13	0 / 12	8.7	1.2-3.2	1 / 12	1.2-3.2	1 / 12	8.3	2.2	2.2	2.5	ND	-	ND	0 / 4	-	-	-	-	-
三津内港(甲)	松山海域ST-5	621-01	C	ロ		7.4-8.1	0 / 28	4.6-8.5	0 / 28	6.6	1.6-9.4	1 / 28	2.0-5.9	0 / 12	0.0	3.3	3.1	3.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-
三津内港(乙)	松山海域ST-6	622-01	B	イ		7.9-8.2	0 / 24	6.2-9.2	0 / 24	7.9	1.1-2.5	0 / 24	1.3-2.4	0 / 12	0.0	1.7	1.7	1.9	ND	-	ND	0 / 12	-	-	-	-	-
吉田浜船溜り(甲)	松山海域ST-9	623-01	C	ロ		7.9-8.2	0 / 28	6.1-9.6	0 / 28	7.9	1.0-3.2	0 / 28	1.4-2.7	0 / 12	0.0	2.0	2.1	2.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
吉田浜船溜り(乙)	松山海域ST-10	624-01	B	イ		7.8-8.2	0 / 36	6.7-9.4	0 / 36	8.1	1.2-3.2	1 / 36	1.4-2.2	0 / 14	0.0	1.8	1.9	2.1	ND	-	ND	0 / 22	-	-	-	-	-
和気港	松山海域ST-2	625-01	B	ロ		7.5-8.2	2 / 28	4.9-8.7	1 / 28	7.1	1.3-5.7	6 / 28	1.6-4.4	4 / 12	33.3	2.6	2.2	3.1	ND	-	ND	0 / 14	-	-	-	-	-
松山外港	松山海域ST-8	626-01	B	ロ		8.0-8.2	0 / 24	6.6-9.2	0 / 24	8.0	0.8-2.0	0 / 24	0.9-1.8	0 / 12	0.0	1.3	1.3	1.5	ND	-	ND	0 / 12	-	-	-	-	-
松前港	松前海域ST-3	627-01	B	ロ		7.8-8.3	0 / 12	6.3-9.0	0 / 12	7.8	1.6-3.4	1 / 12	1.6-3.4	1 / 12	8.3	2.1	2.0	2.1	ND	-	ND	0 / 2	-	-	-	-	-
伊予灘一般	波方 次西 菊間海域ST-1	628-01	A	イ		8.0-8.3	0 / 12	7.0-9.3	3 / 12	8.2	< 0.5-1.7	0 / 12	0.5-1.5	0 / 6	0.0	0.9	0.8	1.2	ND	-	ND	0 / 2	1.1E+01	-	3.1E+01	0 / 2	2.1E+01
伊予灘一般	波方 次西 菊間海域ST-2	628-02	A	イ		8.0-8.3	0 / 12	7.0-9.3	4 / 12	8.1	< 0.5-1.5	0 / 12	< 0.5-1.3	0 / 6	0.0	1.0	1.1	1.2	-	-	-	-	1.1E+02	-	2.3E+03		

資料3-10 公共用水域水質測定結果地点別総括表 生活環境項目(窒素及び磷)

ア 海域 1

海域名	地点名	地点統一番号	類型	達成期間	調査区分	採取水深	全窒素 (mg/l)				全磷 (mg/l)			
							最小~最大	m / n	平均	海域平均	最小~最大	m / n	平均	海域平均
燧灘東部	伊予三島川之江海域 St 1	636 - 01	イ	年間	表層	0.10 ~ 0.27	0 / 12	0.15	0.20	0.011 ~ 0.031	1 / 12	0.021	0.023	
	伊予三島川之江海域 St 3	636 - 02	イ	"	"	0.14 ~ 0.66	4 / 12	0.27		0.014 ~ 0.037	5 / 12	0.027		
	伊予三島川之江海域 St 8	636 - 03	イ	"	"	0.14 ~ 0.32	1 / 12	0.19		0.011 ~ 0.028	0 / 12	0.020		
燧灘中西部	土居海域 St 1	605 - 01	イ	"	"	0.10 ~ 0.25	0 / 12	0.17	0.25	0.011 ~ 0.050	2 / 12	0.022	0.024	
	土居海域 St 2	605 - 02	イ	"	"	0.09 ~ 0.22	0 / 12	0.14		0.013 ~ 0.031	1 / 12	0.020		
	土居海域 St 3	605 - 03	イ	"	"	0.08 ~ 0.19	0 / 12	0.14		0.012 ~ 0.032	1 / 12	0.020		
	土居海域 St 4	605 - 04	イ	"	"	0.10 ~ 0.20	0 / 12	0.14		0.010 ~ 0.029	0 / 12	0.018		
	土居海域 St 5	605 - 05	イ	"	"	0.10 ~ 0.18	0 / 12	0.13		0.012 ~ 0.026	0 / 12	0.018		
	土居海域 ST- 6	605 - 06	イ	"	"	0.08 ~ 0.27	0 / 12	0.14		0.012 ~ 0.150	0 / 12	0.046		
	新居浜海域 St 1	610 - 01	イ	"	"	0.11 ~ 0.27	0 / 12	0.19		0.013 ~ 0.031	1 / 12	0.020		
	新居浜海域 St 2	610 - 02	イ	"	"	0.11 ~ 0.33	1 / 12	0.20		0.014 ~ 0.030	0 / 12	0.021		
	新居浜海域 St 3	610 - 03	イ	"	"	0.14 ~ 0.52	2 / 12	0.23		0.016 ~ 0.030	0 / 12	0.022		
	新居浜海域 St 4	610 - 04	イ	"	"	0.14 ~ 0.45	4 / 12	0.27		0.014 ~ 0.030	0 / 12	0.022		
	新居浜海域 St 6	610 - 05	イ	"	"	0.12 ~ 0.50	7 / 12	0.30		0.013 ~ 0.037	3 / 12	0.025		
	新居浜海域 St 12	610 - 06	イ	"	"	0.14 ~ 0.68	3 / 12	0.28		0.015 ~ 0.036	2 / 12	0.023		
	新居浜海域 ST- 14	610 - 07	イ	"	"	0.12 ~ 0.39	2 / 12	0.22		0.014 ~ 0.030	0 / 12	0.022		
	西条海域 St 2	615 - 01	イ	"	"	0.18 ~ 0.63	4 / 12	0.32		0.014 ~ 0.033	2 / 12	0.023		
	西条海域 St 3	615 - 02	イ	"	"	0.20 ~ 0.72	9 / 12	0.40		0.140 ~ 0.038	6 / 12	0.027		
	西条海域 St 7	615 - 03	イ	"	"	0.27 ~ 1.00	9 / 12	0.45		0.017 ~ 0.046	7 / 12	0.031		
	西条海域 ST- 8	615 - 04	イ	"	"	0.14 ~ 0.58	7 / 12	0.34		0.016 ~ 0.047	4 / 12	0.028		
	東予海域 St 1	619 - 01	イ	"	"	0.15 ~ 0.51	7 / 12	0.34		0.018 ~ 0.037	4 / 12	0.027		
東予海域 St 5	619 - 02	イ	"	"	0.15 ~ 0.47	3 / 12	0.25		0.015 ~ 0.046	3 / 12	0.026			
東予海域 ST- 3	619 - 03	イ	"	"	0.15 ~ 0.49	4 / 12	0.27		0.016 ~ 0.046	4 / 12	0.027			
燧灘北西部	今治海域 St 1	632 - 01	イ	"	"	0.13 ~ 0.24	0 / 12	0.17	0.18	0.015 ~ 0.029	0 / 12	0.022	0.021	
	今治海域 St 2	632 - 02	イ	"	"	0.13 ~ 0.25	0 / 12	0.16		0.012 ~ 0.031	1 / 12	0.020		
	今治海域 St 3	632 - 03	イ	"	"	0.12 ~ 0.24	0 / 12	0.16		0.015 ~ 0.027	0 / 12	0.021		
	今治海域 St 4	632 - 04	イ	"	"	0.13 ~ 0.27	0 / 12	0.17		0.015 ~ 0.028	0 / 12	0.020		
	今治海域 St 5	632 - 05	イ	"	"	0.13 ~ 0.56	3 / 12	0.24		0.014 ~ 0.029	0 / 12	0.020		
伊予灘一般	波方 大西 菊間海域 St 1	628 - 01	イ	"	"	0.14 ~ 0.21	0 / 6	0.16	0.20	0.014 ~ 0.029	0 / 6	0.018	0.018	
	波方 大西 菊間海域 St 2	628 - 02	イ	"	"	0.16 ~ 0.25	0 / 6	0.19		0.013 ~ 0.027	0 / 6	0.019		
	波方 大西 菊間海域 St 3	628 - 03	イ	"	"	0.14 ~ 0.27	0 / 6	0.19		0.013 ~ 0.022	0 / 6	0.017		
	波方 大西 菊間海域 St 4	628 - 04	イ	"	"	0.12 ~ 0.22	0 / 6	0.17		0.015 ~ 0.022	0 / 6	0.017		
	波方 大西 菊間海域 St 5	628 - 05	イ	"	"	0.13 ~ 0.23	0 / 6	0.17		0.014 ~ 0.021	0 / 6	0.017		
	波方 大西 菊間海域 St 6	628 - 06	イ	"	"	0.12 ~ 0.32	1 / 6	0.20		0.012 ~ 0.019	0 / 6	0.015		
	波方 大西 菊間海域 ST- 7	628 - 30	イ	"	"	0.24 ~ 0.38	2 / 6	0.30		0.012 ~ 0.020	0 / 6	0.017		
	北条海域 St 1	628 - 07	イ	"	"	0.09 ~ 0.26	0 / 6	0.17		0.014 ~ 0.026	0 / 6	0.019		
	北条海域 St 2	628 - 08	イ	"	"	0.11 ~ 0.19	0 / 6	0.15		0.014 ~ 0.027	0 / 6	0.020		
	北条海域 St 3	628 - 09	イ	"	"	0.09 ~ 0.14	0 / 6	0.11		0.016 ~ 0.023	0 / 6	0.018		
	北条海域 ST- 4	628 - 31	イ	"	"	0.08 ~ 0.15	0 / 6	0.12		0.014 ~ 0.020	0 / 6	0.017		
	松山海域 St 1	628 - 10	イ	"	"	0.17 ~ 0.63	2 / 6	0.32		0.014 ~ 0.029	0 / 6	0.022		
	松山海域 St 3	628 - 11	イ	"	"	0.17 ~ 0.38	1 / 6	0.27		0.009 ~ 0.029	0 / 6	0.020		
	松山海域 St 4	628 - 12	イ	"	"	0.20 ~ 0.31	1 / 6	0.27		0.013 ~ 0.024	0 / 6	0.018		
	松山海域 St 7	628 - 13	イ	"	"	0.20 ~ 1.30	1 / 6	0.42		0.012 ~ 0.072	1 / 6	0.027		
	松山海域 St 11	628 - 14	イ	"	"	0.17 ~ 0.27	0 / 6	0.23		0.010 ~ 0.023	0 / 6	0.018		
	松山海域 St 12	628 - 15	イ	"	"	0.19 ~ 0.29	0 / 6	0.23		0.012 ~ 0.031	1 / 6	0.019		
	松山海域 St 13	628 - 16	イ	"	"	0.21 ~ 0.28	0 / 6	0.24		0.008 ~ 0.027	0 / 6	0.016		
	松前海域 St 1	628 - 17	イ	"	"	0.11 ~ 1.10	2 / 6	0.33		0.013 ~ 0.081	1 / 6	0.029		
	松前海域 St 2	628 - 18	イ	"	"	0.11 ~ 0.23	0 / 6	0.16		0.011 ~ 0.024	0 / 6	0.019		
	伊予海域 St 1	628 - 19	イ	"	"	0.11 ~ 0.25	0 / 6	0.15		0.014 ~ 0.024	0 / 6	0.019		
	伊予海域 St 2	628 - 20	イ	"	"	0.08 ~ 0.22	0 / 6	0.13		0.013 ~ 0.025	0 / 6	0.017		
	伊予海域 ST- 3	628 - 32	イ	"	"	0.07 ~ 0.24	0 / 6	0.14		0.012 ~ 0.024	0 / 6	0.017		
	双海海域 St 1	628 - 21	イ	"	"	0.07 ~ 0.02	0 / 6	0.12		0.012 ~ 0.019	0 / 6	0.015		
	双海海域 St 2	628 - 22	イ	"	"	0.06 ~ 0.21	0 / 6	0.12		0.011 ~ 0.016	0 / 6	0.013		
	長浜海域 St 1	628 - 23	イ	"	"	0.11 ~ 0.20	0 / 6	0.14		0.013 ~ 0.027	0 / 6	0.018		
	長浜海域 St 2	628 - 24	イ	"	"	0.12 ~ 0.25	0 / 6	0.16		0.014 ~ 0.026	0 / 6	0.019		
	長浜海域 St 3	628 - 25	イ	"	"	0.11 ~ 0.63	2 / 6	0.28		0.015 ~ 0.041	1 / 6	0.023		
長浜海域 St 4	628 - 26	イ	"	"	0.11 ~ 0.48	1 / 6	0.19		0.015 ~ 0.024	0 / 6	0.020			
長浜海域 ST- 5	628 - 33	イ	"	"	0.08 ~ 0.41	1 / 6	0.17		0.013 ~ 0.031	1 / 6	0.020			
伊方海域 St 1	628 - 27	イ	"	"	0.09 ~ 0.29	0 / 6	0.19		0.012 ~ 0.020	0 / 6	0.016			
三崎海域 St 1	628 - 29	イ	"	"	0.18 ~ 0.28	0 / 4	0.22		0.010 ~ 0.018	0 / 4	0.015			
瀬戸海域 St 1	628 - 28	イ	"	"	0.18 ~ 0.23	0 / 6	0.20		0.013 ~ 0.021	0 / 6	0.016			
瀬戸海域 ST- 3	628 - 34	イ	"	"	0.11 ~ 0.20	0 / 6	0.17		0.012 ~ 0.021	0 / 6	0.016			

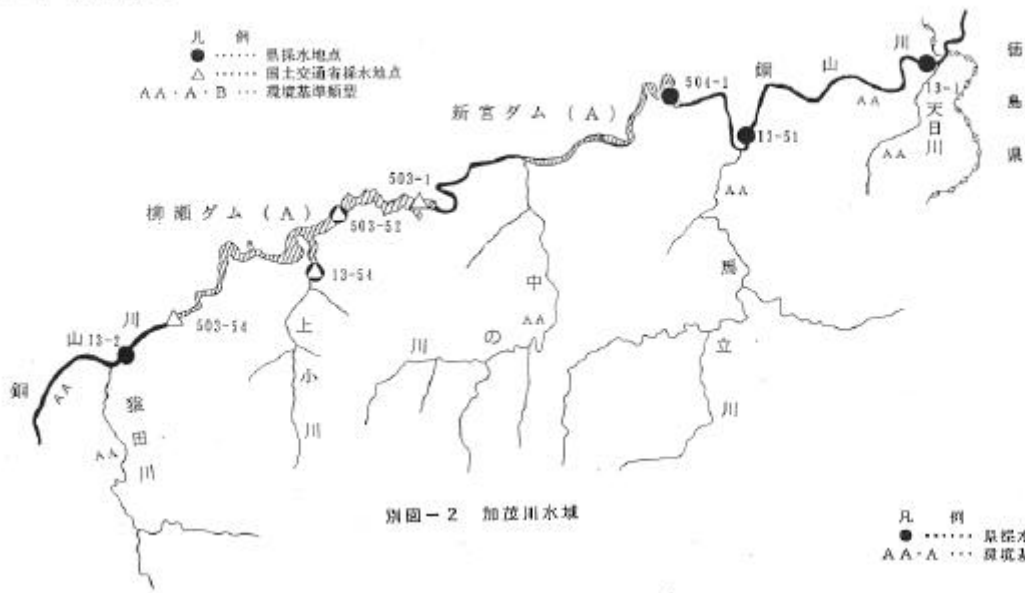
資料3-10 公共用水域水質測定結果地点別総括表 生活環境項目(窒素及び燐)

ア 海域 2

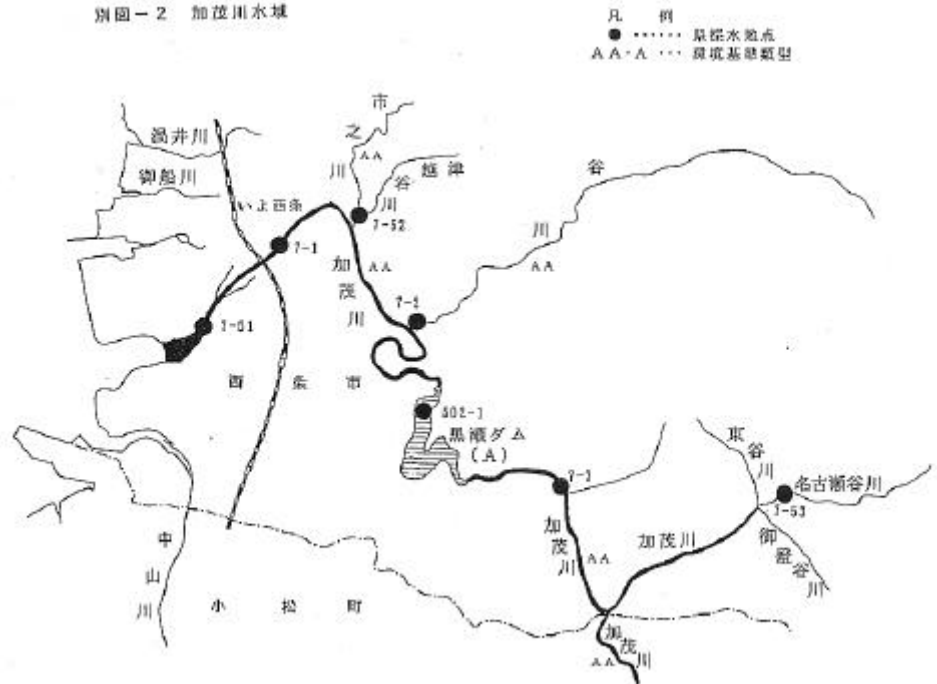
海域名	地点名	地点統一番号	類型	達成期間	調査区分	採取水深	全窒素 (mg/l)				全燐 (mg/l)			
							最小～最大	m / n	平均	海域平均	最小～最大	m / n	平均	海域平均
宇和海一般	伊方海域 St 2	631 - 03	イ	年間	表層	0.08 ~ 0.20	0 / 6	0.16	0.24	0.011 ~ 0.024	0 / 6	0.017	0.023	
	伊方海域 St 3	631 - 04	イ	"	"	0.14 ~ 0.77	2 / 6	0.35		0.011 ~ 0.029	0 / 6	0.022		
	伊方海域 St 4	631 - 05	イ	"	"	0.13 ~ 0.91	1 / 6	0.31		0.012 ~ 0.028	0 / 6	0.020		
	三崎海域 St 2	631 - 01	イ	"	"	0.16 ~ 0.22	0 / 4	0.20		0.011 ~ 0.024	0 / 4	0.017		
	三崎海域 ST- 3	631 - 34	イ	"	"	0.13 ~ 0.25	0 / 4	0.18		0.013 ~ 0.040	1 / 4	0.023		
	瀬戸海域 St 2	631 - 02	イ	"	"	0.13 ~ 0.18	0 / 6	0.16		0.010 ~ 0.038	1 / 6	0.019		
	八幡浜 保内海域 St 1	631 - 06	イ	"	"	0.22 ~ 2.10	4 / 6	0.77		0.015 ~ 0.037	2 / 6	0.027		
	八幡浜 保内海域 St 2	631 - 07	イ	"	"	<0.05 ~ 0.69	2 / 6	0.29		0.013 ~ 0.041	1 / 6	0.024		
	八幡浜 保内海域 St 3	631 - 08	イ	"	"	0.15 ~ 0.29	0 / 6	0.20		0.013 ~ 0.027	0 / 6	0.018		
	八幡浜 保内海域 St 4	631 - 09	イ	"	"	0.15 ~ 0.25	0 / 6	0.21		0.017 ~ 0.026	0 / 6	0.021		
	八幡浜 保内海域 St 6	631 - 10	イ	"	"	0.13 ~ 0.31	1 / 6	0.20		0.015 ~ 0.026	0 / 6	0.019		
	八幡浜 保内海域 ST- 7	631 - 35	イ	"	"	0.11 ~ 0.19	0 / 6	0.16		0.012 ~ 0.024	0 / 6	0.017		
	三瓶海域 St 1	631 - 11	イ	"	"	0.18 ~ 0.51	1 / 6	0.27		0.015 ~ 0.039	1 / 6	0.025		
	三瓶海域 St 2	631 - 12	イ	"	"	0.18 ~ 0.24	0 / 6	0.20		0.015 ~ 0.037	1 / 6	0.022		
	三瓶海域 St 3	631 - 13	イ	"	"	0.21 ~ 0.57	3 / 6	0.33		0.015 ~ 0.036	1 / 6	0.025		
	明浜海域 St 1	631 - 14	イ	"	"	0.14 ~ 0.46	1 / 4	0.25		0.013 ~ 0.037	1 / 4	0.025		
	明浜海域 St 2	631 - 15	イ	"	"	0.16 ~ 0.54	1 / 4	0.28		0.018 ~ 0.069	1 / 4	0.035		
	明浜海域 St 3	631 - 16	イ	"	"	0.22 ~ 0.38	1 / 4	0.29		0.016 ~ 0.032	1 / 4	0.026		
	明浜海域 St 4	631 - 17	イ	"	"	0.22 ~ 0.51	1 / 4	0.33		0.017 ~ 0.032	1 / 4	0.026		
	吉田海域 St 1	631 - 18	イ	"	"	0.10 ~ 0.24	0 / 6	0.14		0.010 ~ 0.027	0 / 6	0.018		
	吉田海域 St 2	631 - 19	イ	"	"	0.11 ~ 0.58	2 / 6	0.30		0.018 ~ 0.050	2 / 6	0.030		
	吉田海域 St 3	631 - 20	イ	"	"	0.13 ~ 0.60	2 / 6	0.28		0.018 ~ 0.039	2 / 6	0.027		
	宇和島海域 St 3	631 - 21	イ	"	"	0.18 ~ 0.31	1 / 6	0.23		0.023 ~ 0.041	3 / 6	0.032		
	宇和島海域 St 4	631 - 22	イ	"	"	0.13 ~ 0.23	0 / 6	0.17		0.014 ~ 0.026	0 / 6	0.021		
	宇和島海域 ST- 5	631 - 36	イ	"	"	0.08 ~ 0.20	0 / 6	0.13		0.010 ~ 0.024	0 / 6	0.018		
	宇和海津島海域 St 1	631 - 23	イ	"	"	0.13 ~ 0.23	0 / 4	0.18		0.017 ~ 0.025	0 / 4	0.022		
	宇和海津島海域 St 2	631 - 24	イ	"	"	0.14 ~ 0.42	3 / 4	0.32		0.024 ~ 0.055	2 / 4	0.036		
	宇和海津島海域 St 3	631 - 25	イ	"	"	0.14 ~ 0.42	2 / 4	0.29		0.026 ~ 0.057	1 / 4	0.035		
	内海御荘海域 St 1	631 - 26	イ	"	"	0.06 ~ 0.15	0 / 6	0.11		0.010 ~ 0.016	0 / 6	0.013		
	内海御荘海域 St 2	631 - 27	イ	"	"	0.08 ~ 0.16	0 / 6	0.12		0.011 ~ 0.016	0 / 6	0.014		
内海御荘海域 St 3	631 - 28	イ	"	"	0.11 ~ 0.73	2 / 6	0.29	0.014 ~ 0.026	0 / 6	0.019				
内海御荘海域 St 4	631 - 29	イ	"	"	<0.05 ~ 0.43	1 / 6	0.18	0.013 ~ 0.023	0 / 6	0.017				
内海御荘海域 ST- 5	631 - 37	イ	"	"	0.07 ~ 0.17	0 / 6	0.12	0.010 ~ 0.017	0 / 6	0.013				

資料3 - 11 水質調査地点図

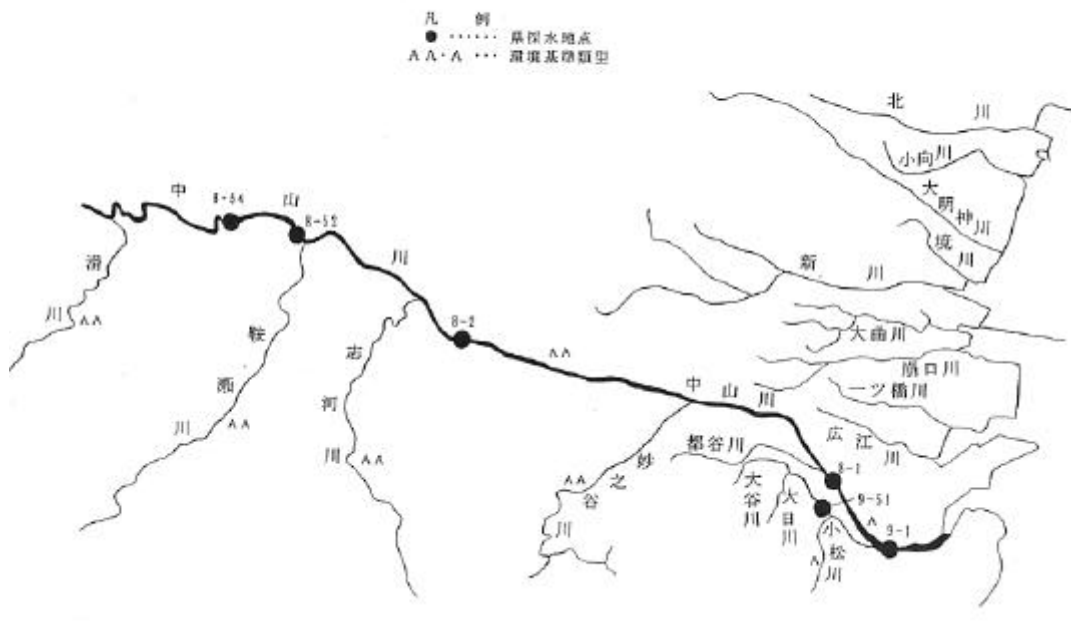
別図-1 銅山川水域



別図-2 加茂川水域

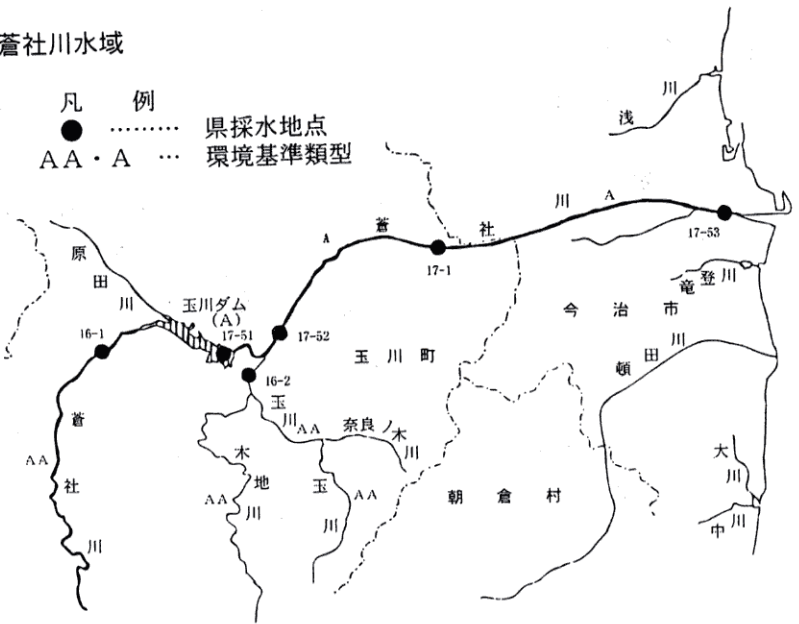


別図-3 中山川水域



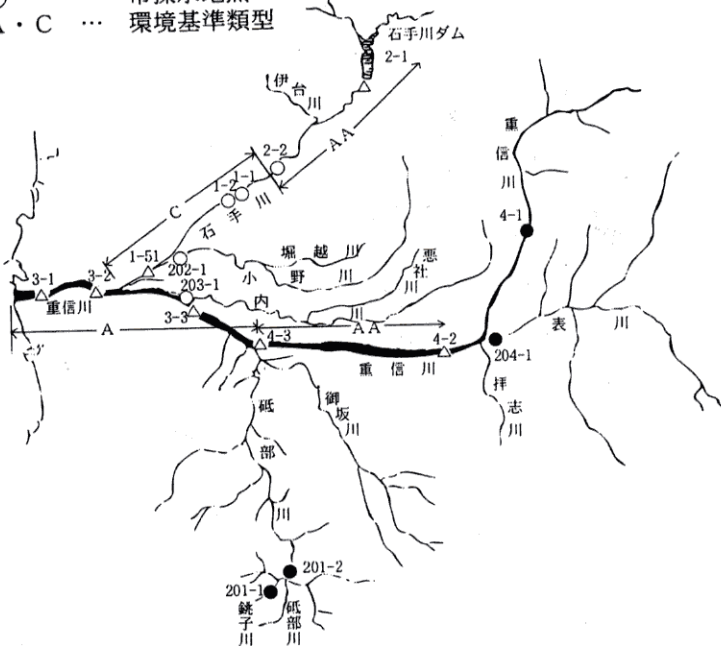
別図-4 蒼社川水域

- 凡 例
 ● 県採水地点
 AA・A 環境基準類型



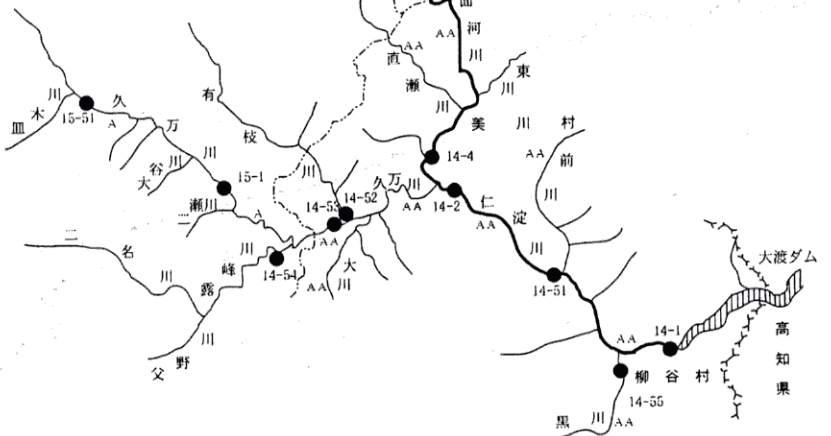
- 凡 例
 ● 県採水地点
 △ 国土交通省採水地点
 ○ 市採水地点
 AA・A・C 環境基準類型

別図-5 重信川・砥部川水域



別図-6 仁淀川水域

- 凡 例
 ● 県採水地点
 AA・A 環境基準類型



別圖-7 越川水域

- 凡例
 ● 集積水地点
 △ 国土交通省採水地点
 AA・A・B 断面基準類型



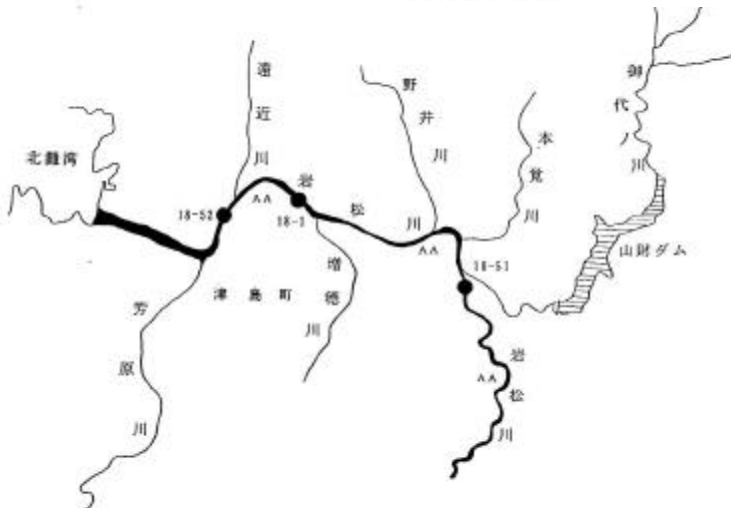
別圖-8 広見川水域

- 凡例
 ● 集積水地点
 AA・A 断面基準類型

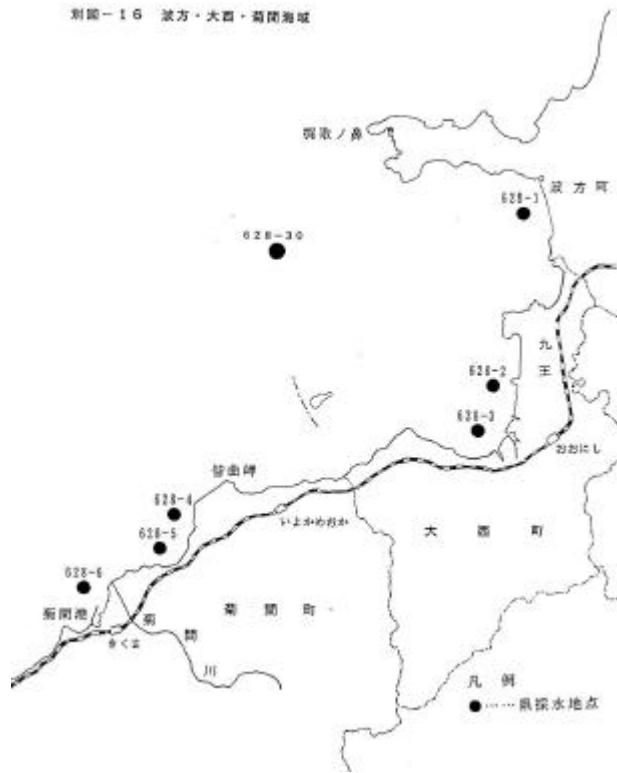


別圖-9 岩松川水域

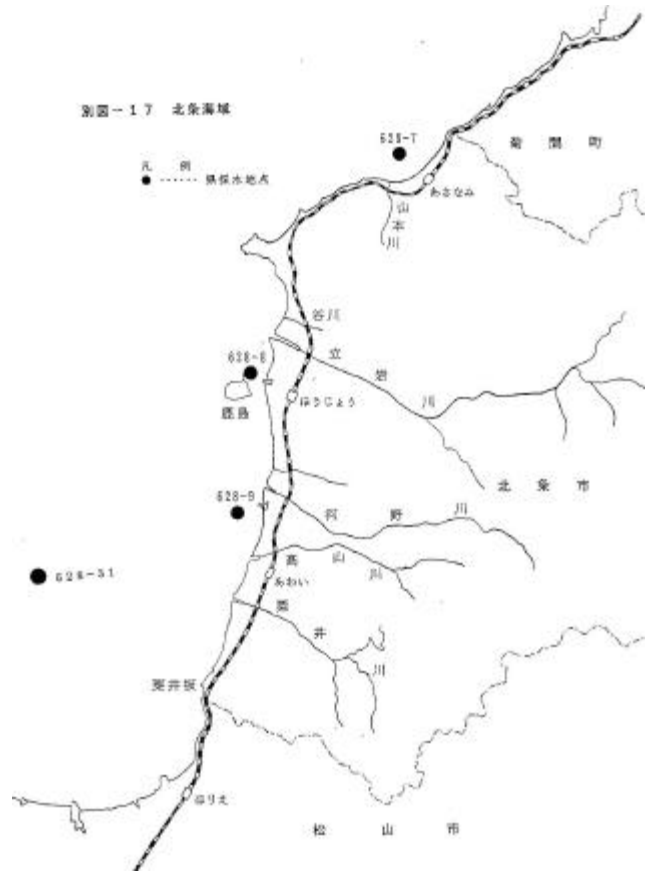
- 凡例
 ● 集積水地点
 AA 断面基準類型



別図-16 波方・大西・菊間海域



別図-17 北条海域



別図-18 松山海域



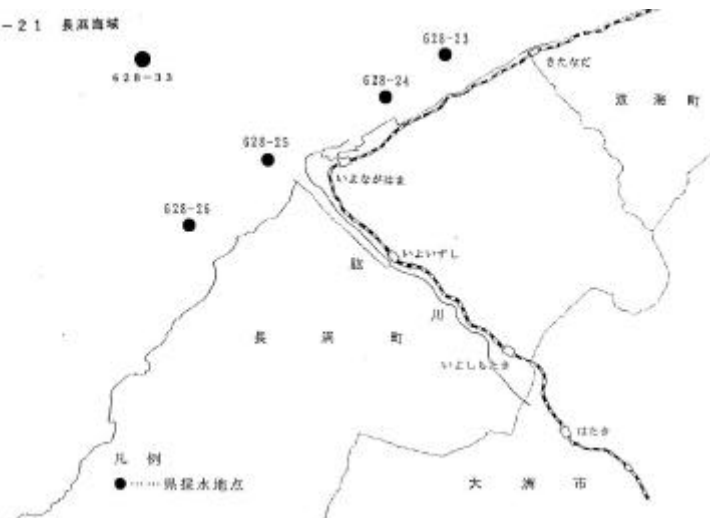
別図-19 松前・伊予海域



別図-20 双海海域

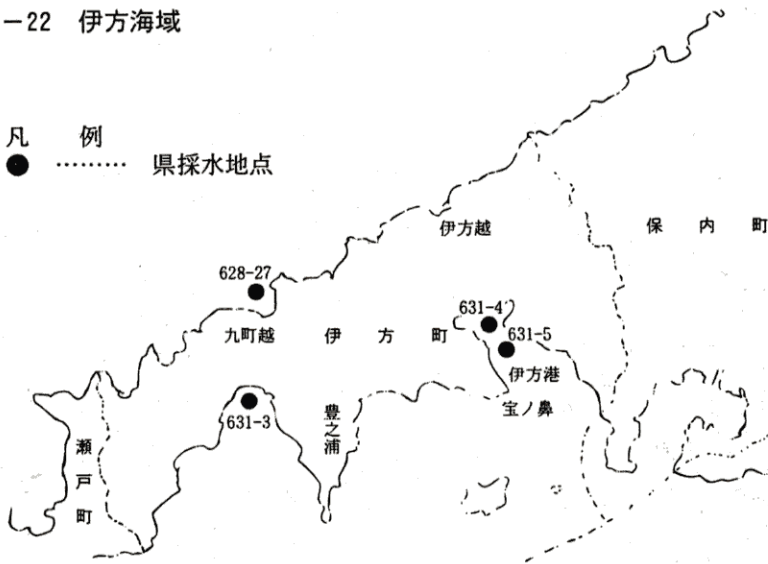


別図-21 長浜海域



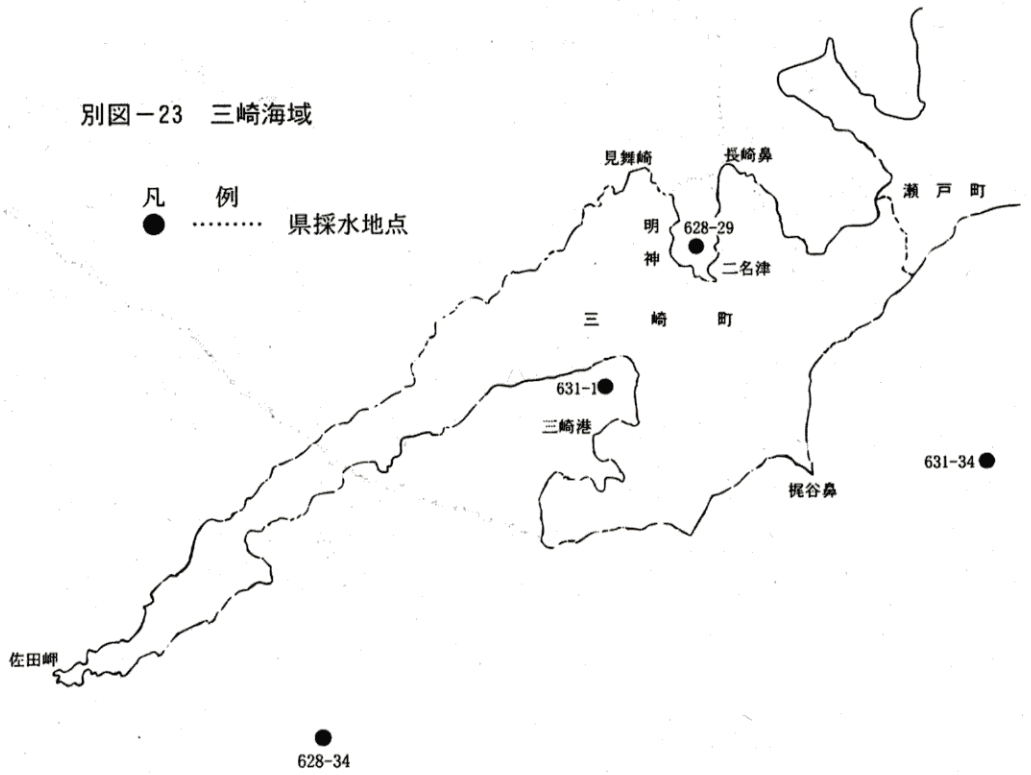
別図-22 伊方海域

凡 例
● 県採水地点



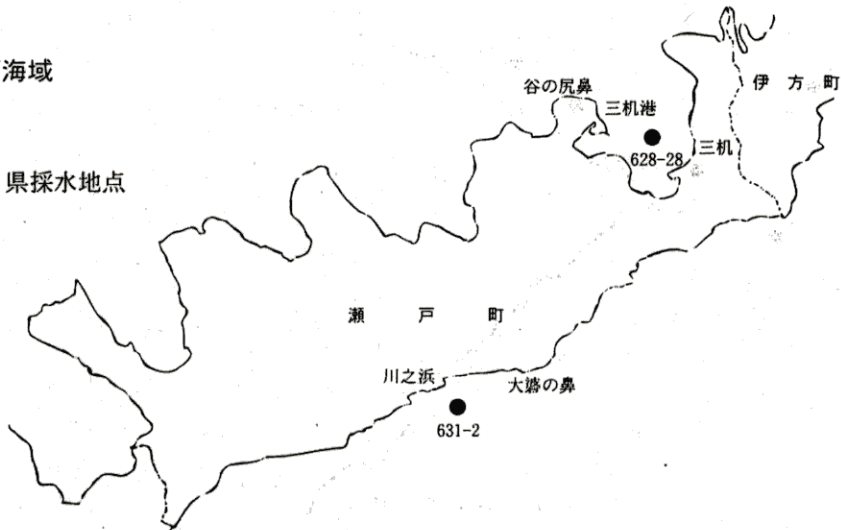
別図-23 三崎海域

凡 例
● 県採水地点



別図-24 瀬戸海域

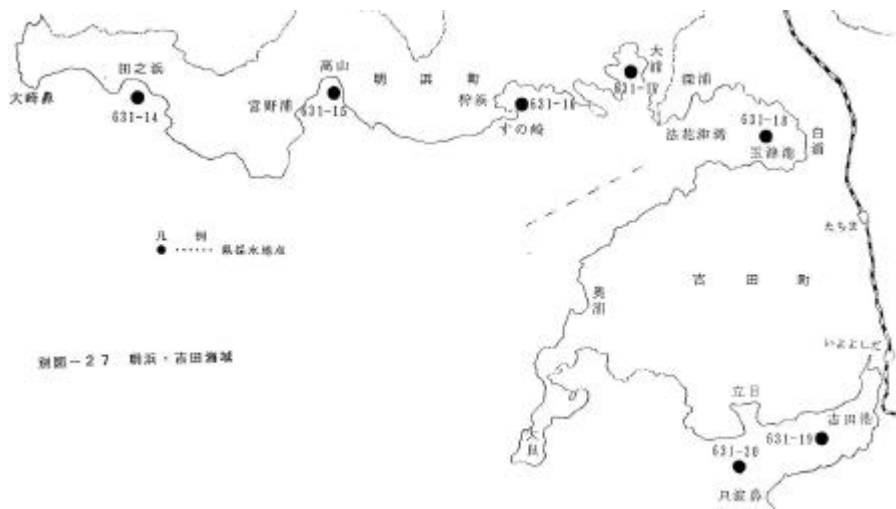
凡 例
● 県採水地点



別圖-25 八幡浜・保内海域



別圖-26 三瓶海域

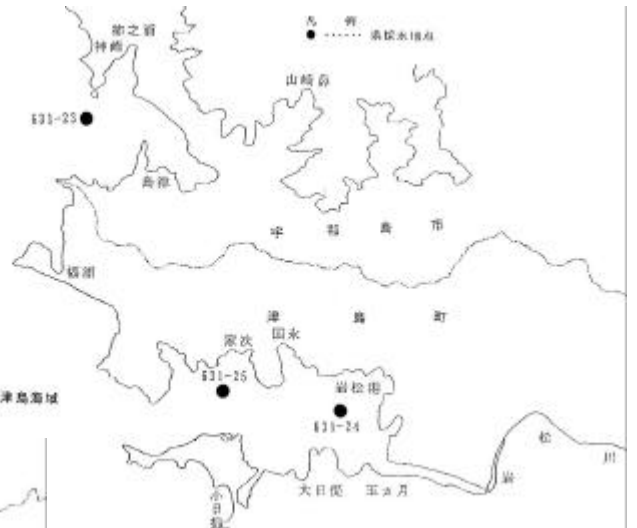


別圖-27 朝浜・吉田海域

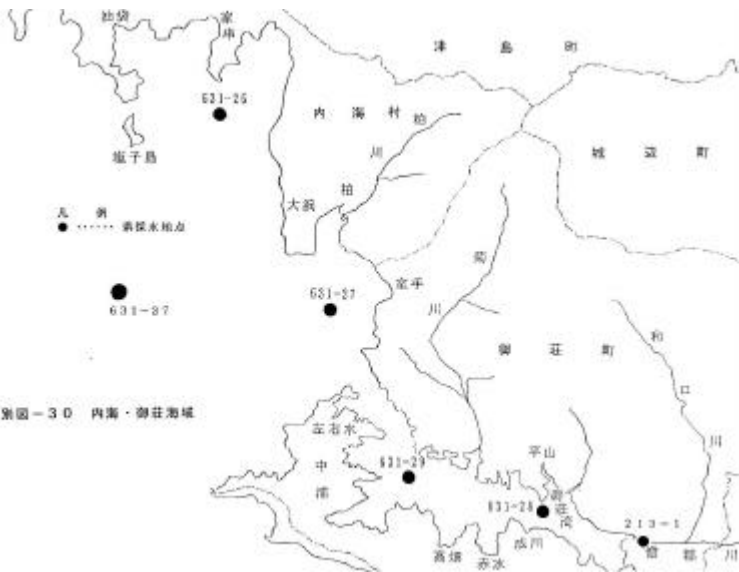
別圖-28 宇和島海域



別圖-29 宇和島・津島海域



別圖-30 内海・御荘海域



別圖-31 西海・城辺海域



資料3 - 12 平成15年度地下水の水質調査結果

ア 定期モニタリング調査

調査地域	調査地点数	環境基準超過地点数	環境基準超過項目 [測定値(mg/l)]
			テトラクロロエチレン
川之江市	2	0	
伊予三島市	1	0	
新居浜市	4	0	
東予市	1	0	
小松町	1	0	
丹原町	1	0	
今治市	2	0	
菊間町	1	0	
松山市	15	1	0.033
重信町	3	0	
川内町	1	0	
久万町	1	0	
伊予市	1	0	
中山町	1	0	
大洲市	3	1	0.054
合計	38	2	0.033 ~ 0.054

調査地域	調査地点数	環境基準超過地点数	環境基準超過項目 [測定値(mg/l)]
			硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
土居町	1	0	
波方町	2	2	18
菊間町	1	1	13
弓削町	1	1	26
吉海町	1	0	
宮窪町	2	1	18
伯方町	2	2	22
大三島町	1	1	14
上浦町	2	2	32
中島町	2	2	20
川内町	1	1	11
伊予市	2	1	12
双海町	1	1	16
内子町	1	1	15
保内町	1	1	13
伊方町	1	1	11
三間町	1	0	
内海村	1	1	22
合計	24	19	11 ~ 32

調査地域	調査地点数	環境基準超過地点数	環境基準超過項目 [測定値(mg/l)]
			砒素
関前村	2	1	0.018

イ 概況調査

調査地域	調査地点数	環境基準超過地点数	環境基準超過項目 [測定値(mg/l)]	
			硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素
川之江市	1	0		
伊予三島市	1	1	11	
土居町	1	0		
新居浜市	2	0		
西条市	3	0		
東予市	1	0		
小松町	1	0		
丹原町	3	1	13	
今治市	2	0		
朝倉村	1	0		
玉川町	1	0		
波方町	1	1		0.95
大西町	1	0		
菊間町	1	1		0.87
吉海町	1	0		
吉海町	1	0		
伯方町	1	1	16	
魚島村	1	0		
弓削町	1	0		
生名村	1	1	11	
上浦町	1	0		
大三島町	1	0		
関前村	1	0		
松山市	10	0		
北条市	1	0		
重信町	2	0		
川内町	1	0		
中島町	1	1	13	
久万町	1	0		
美川村	1	0		
柳谷村	0	0		
小田町	1	0		
伊予市	1	0		
松前町	1	0		
砥部町	1	0		
広田村	1	0		
中山町	1	0		
双海町	1	0		
大洲市	1	0		
長浜町	2	0		
内子町	1	0		
五十崎町	1	0		
肱川町	1	0		
八幡浜市	2	0		
保内町	1	0		
伊方町	1	0		
瀬戸町	1	0		
三瓶町	1	0		
明浜町	1	0		
宇和町	1	0		
野村町	1	1	12	
城川町	1	0		
宇和島市	2	0		
吉田町	1	0		
三間町	1	0		
広見町	2	0		
松野町	1	0		
津島町	1	0		
内海村	1	0		
御荘町	1	0		
城辺町	1	0		
一本松町	1	0		
西海町	1	0		
合計	82	8	11 ~ 16	0.87 ~ 0.95

資料3 - 13 水浴場の水質調査結果

名称	市町村	シーズン前					シーズン中				
		ふん便性大腸菌群数 (個/100ml)	COD (mg/l)	透明度 (m)	油膜	水質判定	ふん便性大腸菌群数 (個/100ml)	COD (mg/l)	透明度 (m)	油膜	水質判定
余木崎	四国中央市	13	2.5	1.0以上	なし	B	8	3.3	1.0以上	なし	B
リノパーク新居浜	新居浜市	不検出	2.3	〃	〃	B	不検出	2.7	〃	〃	B
瀬戸内東予国民休暇村	今治市	不検出	2.4	〃	〃	B	31	1.8	〃	〃	A
志島	今治市	不検出	1.3	〃	〃	A A	15	1.5	〃	〃	A
唐子浜	今治市	不検出	1.3	〃	〃	A A	不検出	1.4	〃	〃	A A
伯方ビーチ	伯方町	4	1.0	〃	〃	A	不検出	1.5	〃	〃	A A
沖浦ビーチ	伯方町	不検出	1.1	〃	〃	A A	不検出	1.5	〃	〃	A A
松原	弓削町	3	1.2	〃	〃	A	不検出	1.4	〃	〃	A A
大角海浜公園	波方町	不検出	0.9	〃	〃	A A	不検出	1.2	〃	〃	A A
台	大三島町	不検出	1.0	〃	〃	A A	不検出	1.5	〃	〃	A A
長浜海岸	北条市	22	1.2	〃	〃	A	不検出	1.5	〃	〃	A A
立岩海岸	北条市	19	1.3	〃	〃	A	4	2	〃	〃	A
鹿島	北条市	6	0.8	〃	〃	A	不検出	1.4	〃	〃	A A
姫ヶ浜	中島町	不検出	1.0	〃	〃	A A	不検出	1.2	〃	〃	A A
堀江	松山市	20	1.6	〃	〃	A	550	2	〃	〃	C
梅津寺	松山市	16	1.7	〃	〃	A	32	2.1	〃	〃	B
鷲ヶ巣	松山市	不検出	1.2	〃	〃	A A	不検出	1.6	〃	〃	A A
相子の浜	松山市	不検出	1.2	〃	〃	A A	不検出	1.7	〃	〃	A A
五色姫海浜公園	伊予市	4	1.1	〃	〃	A	不検出	1.5	〃	〃	A A
ふたみサイト公園	双海町	2	1.0	〃	〃	A	不検出	1.4	〃	〃	A A
御三戸	久万高原町	15	0.8	〃	〃	A	12	1.1	〃	〃	A
長浜	長浜町	37	1.7	〃	〃	A	6	1.9	〃	〃	A
須賀	瀬戸町	不検出	1.2	〃	〃	A A	不検出	1	〃	〃	A A
川之浜	瀬戸町	不検出	1.4	〃	〃	A A	8	0.9	〃	〃	A
ムネビチ井野浦	三崎町	23	1.6	〃	〃	A	不検出	1.1	〃	〃	A A
大早津	明浜町	6	1.7	〃	〃	A	10	1.8	〃	〃	A
須ノ川	内海村	不検出	1.1	〃	〃	A A	不検出	1.8	〃	〃	A A
鹿島	西海町	不検出	1.0	〃	〃	A A	不検出	1.4	〃	〃	A A

1 判定については、下記の表に基づいて以下のとおりとする。

(1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD又は透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを、「不適」な水浴場とする。

(2) 「不適」でない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度によって、「水質A A」、「水質A」、「水質B」あるいは「水質C」、「不適」を判定し、「水質A A」及び「水質A」であるものを「適」、「水質B」及び「水質C」であるものを「可」とする。

・各項目の全てが「水質A A」である水浴場を「水質A A」、「水質A」である水浴場を「水質A」、「水質B」である水浴場を「水質B」とし、それ以外のものを「水質C」とする。

水浴場の水質判定基準

		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質A A	不検出 (検出限界 2個/100ml)	油膜が認められない	2mg/l以下 (湖沼は3mg/l以下)	全透 (水深1m以上)
	水質A	100個/100ml以下		2mg/l以下 (湖沼は3mg/l以下)	全透 (水深1m以上)
可	水質B	400個/100ml以下	常時は油膜が認められない	5mg/l以下	水深1m未満～50cm以上
	水質C	1,000個/100ml以下	常時は油膜が認められない	8mg/l以下	水深1m未満～50cm以上
不適		1,000個/100mlを超えるもの	常時は油膜が認められる	8mg/lを超えるもの	50cm未満

(注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。

透明度(の部分)に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

2 「改善対策を要するもの」については以下のとおりとする。

(1) 「水質B」または「水質C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400個/mlを超える測定値が1以上あるもの。

(2) 油膜が認められたもの。

(平成9年4月11日 環境庁水質保全局長通知)

資料3-14 平成15年度ゴルフ場使用農薬に係る水質調査結果

種別	農薬名	ゴルフ場排水			環境省 暫定指針値 (mg/l)
		超過 検体数	検出濃度 (mg/L)	検出 検体数	
殺虫剤	アセフェート	0	検出されず	0	0.8
	イソキサチオン	0	検出されず	0	0.08
	エトフェンプロックス	0	検出されず	0	0.8
	ダイアジン	0	検出されず	0	0.05
	チオジカルブ	0	検出されず	0	0.8
	トクロレホン(DEP)	0	検出されず	0	0.3
	ピリダフェンチオン	0	検出されず	0	0.02
	フェニトロチオン(MEP)	0	検出されず	0	0.03
	殺菌剤	アソキシストロビン	0	検出されず	0
イソプロチオラン		0	検出されず	0	0.4
イプロジオン		0	検出されず	0	3
イミノクタジン酢酸塩		0	検出されず	0	0.06
クロネブ		0	検出されず	0	0.5
トクロホスメチル		0	検出されず	0	0.8
フルトラニル		0	検出されず	0	2
プロピコナゾール		0	検出されず	0	0.5
ペンシクロン		0	検出されず ~ 0.004	1	0.4
ホセチル		0	検出されず	0	23
ポリカーバメート		0	検出されず	0	0.3
メタラキシル		0	検出されず	0	0.5
メプロニル		0	検出されず	0	1
除草剤	アシュラム	0	検出されず	0	2
	ジチオビル	0	検出されず	0	0.08
	シデュロン	0	検出されず	0	3
	シマジン(CAT)	0	検出されず	0	0.03
	テルブカルブ(MBPMC)	0	検出されず ~ 0.002	1	0.2
	トクロビル	0	検出されず	0	0.06
	ナプロバミド	0	検出されず	0	0.3
	ハロスルフロメチル	0	検出されず	0	0.3
	ピリプチカルブ	0	検出されず	0	0.2
	ブタヨホス	0	検出されず	0	0.04
	フラザスルフロン	0	検出されず	0	0.3
	プロピザミド	0	検出されず ~ 0.002	1	0.08
	ベンスリド(SAP)	0	検出されず	0	1
	ペンディメタリン	0	検出されず	0	0.5
	ヘンフルリリン(ヘンシリン)	0	検出されず	0	0.8
	メコプロップ(MCPPP)	0	検出されず	0	0.05
	メチルダイムロン	0	検出されず	0	0.3
	合計	0	-	3	-

資料3-15 平成15年度ゴルフ場使用農薬に係る自主水質検査結果

種別	農薬名	指針 超過数	検出 検体数	調査 検体数	検出値	環境省 暫定指針値 (mg/l)
殺虫剤	ダイアジン	0	0	6	検出されず	0.05
	チオジカルブ	0	0	6	検出されず	0.8
	テブフェノジド	0	0	1	検出されず	-
	フェニトロチオン(MEP)	0	0	3	検出されず	0.03
	ベンスルタップ	0	0	1	検出されず	-
	アセフェート	0	0	1	検出されず	0.8
	イソプロチオラン	0	0	1	検出されず	0.4
	イミノクタジン酢酸塩	0	0	1	検出されず	0.06
殺菌剤	イプロジオン	0	0	2	検出されず	3
	チオフェネートメチル	0	0	1	検出されず	-
	プロピコナゾール	0	0	1	検出されず	0.5
	フルトラニル	0	1	5	検出されず ~ 0.001	2
	ペンシクロン	0	0	5	検出されず	0.4
	メタラキシル	0	0	1	検出されず	0.3
	トフルミゾール	0	0	1	検出されず	-
	メプロニル	0	0	4	検出されず	1
	バリダマイシン	0	0	1	検出されず	-
	クロネブ	0	0	1	検出されず	0.5
	ベノヨレ	0	0	1	検出されず	-
	除草剤	アシュラム	0	0	1	検出されず
カフェンストール		0	1	2	検出されず ~ 0.021	-
シクロスルファミロン		0	0	1	検出されず	-
ジチオビル		0	0	1	検出されず	0.08
ナプロバミド		0	0	1	検出されず	0.3
ハロスルフロメチル		0	2	5	検出されず ~ 0.023	0.3
フラザスルフロン		0	0	2	検出されず	0.3
プロジアミン		0	0	5	検出されず	-
プロピザミド		0	1	3	検出されず ~ 0.0006	0.08
ペンディメタリン		0	0	3	検出されず	0.5
シンメチリン		0	2	4	検出されず ~ 0.003	-
シデュロン		0	0	1	検出されず	3
メスルフロメチル		0	0	1	検出されず	-
プロジアミン		0	0	5	検出されず	-
リムスルフロン		0	0	1	検出されず	-
34 農薬	0	7	79	-	-	

資料3-14 平成15年度ゴルフ場使用農薬に係る水質調査結果

種別	農薬名	ゴルフ場排水			環境省 暫定指針値 (mg/l)
		超過 検体数	検出濃度 (mg/L)	検出 検体数	
殺虫剤	アセフェート	0	検出されず	0	0.8
	イソキサチオン	0	検出されず	0	0.08
	エトフェンプロックス	0	検出されず	0	0.8
	ダイアジン	0	検出されず	0	0.05
	チオジカルブ	0	検出されず	0	0.8
	トクロルホン(DEP)	0	検出されず	0	0.3
	ピリダフェンチオン	0	検出されず	0	0.02
	フェニトロチオン(MEP)	0	検出されず	0	0.03
	殺菌剤	アソキシストロビン	0	検出されず	0
イソプロチオラン		0	検出されず	0	0.4
イプロジオン		0	検出されず	0	3
イミノクタジン酢酸塩		0	検出されず	0	0.06
クロロネブ		0	検出されず	0	0.5
トクロホスメチル		0	検出されず	0	0.8
フルトラニル		0	検出されず	0	2
プロピコナゾール		0	検出されず	0	0.5
ペンシクロン		0	検出されず ~ 0.004	1	0.4
ホセチル		0	検出されず	0	23
ポリカーバメート		0	検出されず	0	0.3
メタラキシル		0	検出されず	0	0.5
メブロニル		0	検出されず	0	1
除草剤	アシュラム	0	検出されず	0	2
	ジチオビル	0	検出されず	0	0.08
	シデュロン	0	検出されず	0	3
	シマジン(CAT)	0	検出されず	0	0.03
	テルブカルブ(MBPMC)	0	検出されず ~ 0.002	1	0.2
	トクロビル	0	検出されず	0	0.06
	ナプロバミド	0	検出されず	0	0.3
	ハロスルフロメチル	0	検出されず	0	0.3
	ピリプチカルブ	0	検出されず	0	0.2
	ブタヨホス	0	検出されず	0	0.04
	フラザスルフロン	0	検出されず	0	0.3
	プロピザミド	0	検出されず ~ 0.002	1	0.08
	ベンスリド(SAP)	0	検出されず	0	1
	ペンディメタリン	0	検出されず	0	0.5
	ハッフルリソ(ハスロジン)	0	検出されず	0	0.8
	メコプロップ(MCPPP)	0	検出されず	0	0.05
	メチルダイムロン	0	検出されず	0	0.3
	合計	0	-	3	-

資料3-15 平成15年度ゴルフ場使用農薬に係る自主水質検査結果

種別	農薬名	指針 超過数	検出 検体数	調査 検体数	検出値	環境省 暫定指針値 (mg/l)
殺虫剤	ダイアジン	0	0	6	検出されず	0.05
	チオジカルブ	0	0	6	検出されず	0.8
	テブフェノジド	0	0	1	検出されず	-
	フェニトロチオン(MEP)	0	0	3	検出されず	0.03
	ベンスルタップ	0	0	1	検出されず	-
	アセフェート	0	0	1	検出されず	0.8
	イソプロチオラン	0	0	1	検出されず	0.4
	イミノクタジン酢酸塩	0	0	1	検出されず	0.06
殺菌剤	イプロジオン	0	0	2	検出されず	3
	チオフェネートメチル	0	0	1	検出されず	-
	プロピコナゾール	0	0	1	検出されず	0.5
	フルトラニル	0	1	5	検出されず ~ 0.001	2
	ペンシクロン	0	0	5	検出されず	0.4
	メタラキシル	0	0	1	検出されず	0.3
	トフルミゾール	0	0	1	検出されず	-
	メブロニル	0	0	4	検出されず	1
	バリダマイシン	0	0	1	検出されず	-
	クロロネブ	0	0	1	検出されず	0.5
	ベノヨレ	0	0	1	検出されず	-
	除草剤	アシュラム	0	0	1	検出されず
カフェンストール		0	1	2	検出されず ~ 0.021	-
シクロスルファミロン		0	0	1	検出されず	-
ジチオビル		0	0	1	検出されず	0.08
ナプロバミド		0	0	1	検出されず	0.3
ハロスルフロメチル		0	2	5	検出されず ~ 0.023	0.3
フラザスルフロン		0	0	2	検出されず	0.3
プロジアミン		0	0	5	検出されず	-
プロピザミド		0	1	3	検出されず ~ 0.0006	0.08
ペンディメタリン		0	0	3	検出されず	0.5
シンメチリン		0	2	4	検出されず ~ 0.003	-
シデュロン		0	0	1	検出されず	3
メスルフロメチル		0	0	1	検出されず	-
プロジアミン		0	0	5	検出されず	-
リムスルフロン		0	0	1	検出されず	-
34 農薬	0	7	79	-	-	

資料3 - 16 水質汚濁防止法特定施設一覧表(施行令第1条 別表第1)

番号	業種	名称
1	鉱業又は水洗炭業	(イ)選鉱施設、(ロ)選炭施設、(ハ)坑水中和沈でん施設、(ニ)掘さく用の泥水分離施設
1の2	畜産農業又はサービス業	(イ)豚房施設、(ロ)牛房施設、(ハ)馬房施設
2	畜産食料品製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設(洗びん施設を含む。)、(ハ)湯煮施設
3	水産食料品製造業	(イ)水産動物原料処理施設、(ロ)洗浄施設、(ハ)脱水施設、(ニ)ろ過施設、(ホ)湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設、(ハ)圧搾施設、(ニ)湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設、(ハ)湯煮施設、(ニ)濃縮施設、(ホ)精製施設、(ハ)ろ過施設
6	小麦粉製造業	洗浄施設
7	砂糖製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設(流送施設を含む。)、(ハ)ろ過施設、(ニ)分離施設、(ホ)精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業	粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業	洗米機
10	飲料製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設(洗びん施設を含む。)、(ハ)搾汁施設、(ニ)ろ過施設、(ホ)湯煮施設、(ハ)蒸りゆう施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設、(ハ)圧搾施設、(ニ)真空濃縮施設、(ホ)水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設、(ハ)圧搾施設、(ニ)分離施設
13	イースト製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設、(ハ)分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業	(イ)原料浸せき施設、(ロ)洗浄施設(流送施設を含む。)、(ハ)分離施設、(ニ)渋だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)ろ過施設、(ハ)精製施設
16	めん類製造業	湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業	湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業	抽出施設
18の2	冷凍調理食品製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)湯煮施設、(ハ)洗浄施設
18の3	たばこ製造業	(イ)水洗式脱臭施設、(ロ)洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業	(イ)まゆ湯煮施設、(ロ)副蚕処理施設、(ハ)原料浸せき施設、(ニ)精練機及び精練そう、(ホ)シルケット機、(ハ)漂白機及び漂白そう、(ト)染色施設、(フ)薬液浸透施設、(リ)のり抜き施設
20	洗毛業	(イ)洗毛施設、(ロ)洗化炭施設
21	化学繊維製造業	(イ)湿式紡糸施設、(ロ)リントー又は末精練繊維の薬液処理施設、(ハ)原料回収施設
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業	湿式パーカー
21の3	合板製造業	接着機洗浄施設
21の4	パーティクルボード製造業	(イ)湿式パーカー、(ロ)接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業	(イ)湿式パーカー、(ロ)薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業	(イ)原料浸せき施設、(ロ)湿式パーカー、(ハ)碎木機、(ニ)蒸解施設、(ホ)蒸解廃液濃縮施設、(ハ)チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設、

		(ト)漂白施設、(フ)抄紙施設(抄造施設を含む。)、(リ)セロハン製膜施設、(ク)湿式繊維板成型施設、(ロ)廃ガス洗浄施設
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業	(イ)自動式フィルム現像洗浄施設、(ロ)自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業	(イ)ろ過施設、(ロ)分離施設、(ハ)水洗式破碎施設、(ニ)廃ガス洗浄施設、(ホ)湿式集じん施設
25	水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業	(イ)塩水精製施設、(ロ)電解施設
26	無機顔料製造業	(イ)洗浄施設、(ロ)ろ過施設、(ハ)カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機、(ニ)群青製造施設のうち、水洗式分別施設、(ホ)廃ガス洗浄施設
27	前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業	(イ)ろ過施設、(ロ)遠心分離機、(ハ)硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設、(ニ)活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設、(ホ)無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設、(ヘ)青酸製造施設のうち、反応施設、(ト)よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設、(フ)海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設、(リ)バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設、(ク)廃ガス洗浄施設、(ロ)湿式集じん施設
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業	(イ)湿式アセチレンガス発生施設、(ロ)さく酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸りゅう施設、(ハ)ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸りゅう施設、(ニ)アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸りゅう施設、(ホ)塩化ビニルモノマー洗浄施設、(ハ)クロロプレノンモノマー洗浄施設
29	コールタール製品製造業	(イ)ベンゼン類硫酸洗浄施設、(ロ)静置分離器、(ハ)タール酸ソーダ硫酸分離施設
30	発酵工業(第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。)	(イ)原料処理施設、(ロ)蒸りゅう施設、(ハ)遠心分離機、(ニ)ろ過施設
31	メタン誘導品製造業	(イ)メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸りゅう施設、(ロ)ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設、(ハ)フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業	(イ)ろ過施設、(ロ)顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設、(ハ)遠心分離機、(ニ)廃ガス洗浄施設
33	合成樹脂製造業	(イ)縮合反応施設、(ロ)水洗施設、(ハ)遠心分離機、(ニ)静置分離機、(ホ)弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸りゅう施設、(ヘ)ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りゅう施設、(ト)中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設、(フ)ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設、(リ)廃ガス洗浄施設、(ク)湿式集じん施設
34	合成ゴム製造業	(イ)ろ過施設、(ロ)脱水施設、(ハ)水洗施設、(ニ)ラテックス濃縮施設、(ホ)スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
35	有機ゴム薬品製造業	(イ)蒸りゅう施設、(ロ)分離施設、(ハ)廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業	(イ)廃酸分離施設、(ロ)廃ガス洗浄施設、(ハ)湿式集じん施設
37	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業	(イ)洗浄施設、(ロ)分離施設、(ハ)ろ過施設、(ニ)アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸りゅう施設、(ホ)アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸りゅう施設、(ヘ)アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設、(ト)

		イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゅう施設及び硫酸濃縮施設、(フ)エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸りゅう施設及び濃縮施設、(リ)2 - エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸りゅう施設、(ク)シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設、(ル)トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設、(オ)ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸りゅう施設、(カ)プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器、(キ)メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設、(ク)メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設、(ケ)廃ガス洗浄施設
38	石けん製造業	(イ)原料精製施設、(ロ)塩析施設
39	硬化油製造業	(イ)脱酸施設、(ロ)脱臭施設
40	脂肪酸製造業	蒸りゅう施設
41	香料製造業	(イ)洗浄施設、(ロ)抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)石灰づけ施設、(ハ)洗浄施設
43	写真感光材料製造業	感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)脱水施設
45	木材化学工業	フルフラール蒸りゅう施設
46	第 28 号から前号以外の有機化学工業製品製造業	(イ)水洗施設、(ロ)ろ過施設、(ハ)ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設、(ニ)廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業	(イ)動物原料処理施設、(ロ)ろ過施設、(ハ)分離施設、(ニ)混合施設、(ホ)廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業	洗浄施設
49	農薬製造業	混合施設
50	第 2 条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業	試薬製造施設
51	石油精製業	(イ)脱塩施設、(ロ)原油常圧蒸りゅう施設、(ハ)脱硫施設、(ニ)揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設、(ホ)潤滑油洗浄施設
51 の 2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業、再生タイヤ製造業又はゴム板製造業	直接加流施設
51 の 3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業	ラテックス成型型洗浄施設
52	皮革製造業	(イ)洗浄施設、(ロ)石灰づけ施設、(ハ)タンニンづけ施設、(ニ)クロム浴施設、(ホ)染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業	(イ)研磨洗浄施設、(ロ)廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業	(イ)抄造施設、(ロ)成型機、(ハ)水養生施設(蒸気養生施設を含む。)
55	生コンクリート製造業	バッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業	混合施設
57	人造黒鉛電極製造業	成型施設
58	窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業	(イ)水洗式破碎施設、(ロ)水洗式分別施設、(ハ)酸処理施設、(ニ)脱水施設

59	砕石業	(イ)水洗式破碎施設、(ロ)水洗式分別施設
60	砂利採取業	水洗式分別施設
61	鉄鋼業	(イ)タール及びガス液分離施設、(ロ)ガス冷却洗浄施設、(ハ)圧延施設、(ニ)焼入れ施設、(ホ)湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業	(イ)還元そう、(ロ)電解施設（溶融塩電解施設を除く。）、(ハ)焼入れ施設、(ニ)水銀精製施設、(ホ)廃ガス洗浄施設、(ヘ)湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業	(イ)焼入れ施設、(ロ)電解式洗浄施設、(ハ)カドミウム電極又は鉛電極の化成施設、(ニ)水銀精製施設、(ホ)廃ガス洗浄施設
63の2	空きびん卸売業	自動式洗びん施設
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設	廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業	(イ)タール及びガス液分離施設、(ロ)ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
64の2	水道施設等施設のうち、浄水施設	(イ)沈でん施設、(ロ)ろ過施設
65		酸又はアルカリによる表面処理施設
66		電気めっき施設
66の2	旅館業	(イ)ちゅう房施設、(ロ)洗たく施設、(ハ)入浴施設
66の3	共同調理場に設置	ちゅう房施設（総床面積が500m ² 未満を除く。）
66の4	弁当仕出屋又は弁当製造業	ちゅう房施設（総床面積が360m ² 未満を除く。）
66の5	飲食店	ちゅう房施設（総床面積が420m ² 未満を除く。）
66の6	そば店、うどん店、すし店、喫茶店その他	ちゅう房施設（総床面積が630m ² 未満を除く。）
66の7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、その他の飲食店	ちゅう房施設（総床面積が1,500m ² 未満を除く。）
67	洗たく業	洗浄施設
68	写真現像業	自動式フィルム現像洗浄施設
68の2	病院（病床数が300以上の病院）	(イ)ちゅう房施設、(ロ)洗浄施設、(ハ)入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業	解体施設
69の2	中央卸売市場	(イ)卸売場、(ロ)仲卸売場
69の3	地方卸売市場	(イ)卸売場、(ロ)仲卸売場
70		廃油処理施設（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定するものをいう。）
70の2	自動車分解整備事業	洗車施設（屋内作業場の総面積が800m ² 未満を除く。）
71		自動式車両洗浄施設
71の2	研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場	(イ)洗浄施設、(ロ)焼入れ施設
71の3		一般廃棄物処理施設である焼却施設
71の4		産業廃棄物処理施設
71の5		トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設
71の6		トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸りゅう施設
72		し尿処理施設（500人以下を除く。）
73		下水道終末処理施設
74		特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設
指定地域特定施設(施行令第3条の2)		政令で指定された地域において、特定施設となる施設。（201人以上500人以下のし尿浄化槽）

資料3 - 17 水質汚濁防止法による一律基準

人の健康の保護に関する項目（有害物質）

〔単位：mg/l〕

項目	カドミウム及びその化合物	シアン化合物	有機燐化合物（注1）	鉛及びその化合物	六価クロム化合物	砒素及びその化合物	水銀及びメチル水銀その他の水銀化合物	アルキル水銀化合物	ポリ塩化ビフェニル	トリクロエフェン
排出水（許容限度）	カドミウム 0.1	シアン 1	1	鉛 0.1	六価クロム 0.5	砒素 0.1	水銀 0.005	検出されないこと	0.003	0.3
地下浸透水（許容限度）	検出されないこと	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左

項目	トリクロエフェン	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	1,1,2-ジクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム
排出水（許容限度）	0.1	0.2	0.02	0.04	0.2	0.4	3	0.06	0.02	0.06
地下浸透水（許容限度）	検出されないこと	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左

項目	シマジン	メパキガブ	ベンゼン	セレン及びその化合物	ほう素及びその化合物		ふっ素及びその化合物		アモニア、アモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
					海域以外	海域	海域以外	海域	
排出水（許容限度）	0.03	0.2	0.1	セレン 0.1	ほう素 10	ほう素 230	ふっ素 8	ふっ素 15	100（注2）
地下浸透水（許容限度）	検出されないこと	同左	同左	同左	同左		同左		同左

注1：パラチオ、メパキガブ、メチジメト及びEPNに限る。

注2：アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

生活環境項目の保全に関する項目

〔単位：pHは-、その他はmg/l〕

項目	水素イオン濃度（pH）		生物化学的酸素要求量（BOD）		化学的酸素要求量（COD）		浮遊物質（SS）	
	河川・湖	海域	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均
許容限度	5.8~8.6	5.0~9.0	160	120	160	120	200	150

生活項目の保全に関する項目（特殊項目）

〔単位：大腸菌群数は個/cm³、その他はmg/l〕

項目	川・湖・池・排水池抽出物質含有量		フェノール類含有量	銅含有量	亜鉛含有量	溶解性鉄含有量	溶解性マンガン含有量	クロム含有量	大腸菌群数	窒素含有量		りん含有量	
	鉱油類含有量	動植物油脂類含有量								最大	日間平均	最大	日間平均
許容限度	最大 5	最大 30	最大 5	最大 3	最大 5	最大 10	最大 10	最大 2	最大 3,000	最大 120	日間平均 60	最大 16	日間平均 8

(1) 化学的酸素要求量

[CODに係る総量規制基準の算定方法]					
$L^C = C_C \cdot Q_C \times 10^{-3}$					
または					
$L_C = (C_{C0} \cdot Q_{C0} + C_{Ci} \cdot Q_{Ci} + C_{Cj} \cdot Q_{Cj}) \times 10^{-3}$					
L_C : 総量規制基準=CODの許容排出負荷量(kg/日)					
C_C (C_{C0})、 C_{Ci} 、 C_{Cj} : 業種区分ごとに国が定めた範囲内で知事が定める一定のCODの値(mg/L)					
Q_C (Q_{C0}) : 昭和55年6月30日より前に発生していた工程排水の量(m ³ /日)					
Q_{Ci} : 昭和55年7月1日から平成3年6月30日までに新・増設により増加した工程排水の量(m ³ /日)					
Q_{Cj} : 平成 3 年 7 月 1 日以降(一部の業種については平成 8 年 9 月 1 日以降)、新・増設により増加した工程排水の量(m ³ /日)					

	業種その他の区分	化学的酸素要求量 単位 1リットル につきミリグラム			備 考
		(1) C_{C0}	(2) C_{Ci}	(3) C_{Cj}	
1	畜産農業（日平均排水量 1,000 立方メートル以上の事業場の場合に限る。）	40	40	30	
2	畜産農業（日平均排水量 1,000 立方メートル未満の事業場の場合に限る。）	70	70	60	
3	天然ガス鉱業	60	60	60	
4	非金属鉱業	20	20	20	
5	肉製品製造業	50	40	30	
6	乳製品製造業	30	30	20	平成 8 年 9 月 1 日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量（同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排水の量）を除く特定排水の量（以下「平成 8 年 9 月 1 日前の特定施設に係る量」という。）にあつては、化学的酸素要求量(3)の欄の値は、30 とする。
7	畜産食料品製造業（前 2 項に掲げるものを除く。）	40	40	30	
8	水産缶詰・瓶詰製造業				
9	寒天製造業	80	80	80	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	50	30	20	
11	水産練製品製造業	40	30	20	すり身製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、40、30 とする。

12	冷凍水産物製造業	30	30	20	すり身製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30とする。
13	冷凍水産食品製造業	40	40	30	
14	水産食料品製造業（8の項から前項までに掲げるものを除く。）				
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	60	30	30	
16	野菜漬物製造業	40	40	30	
17	味そ製造業	70	70	30	平成8年9月1日前的特定施設に係る量にあっては、化学的酸素要求量(3)の欄の値は、60とする。
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	70	70	40	平成8年9月1日前的特定施設に係る量にあっては、化学的酸素要求量(3)の欄の値は、60とする。
19	化学調味料製造業	20	20	20	
20	ソース製造業	30	30	30	
21	食酢製造業	40	40	30	
22	砂糖精製業				
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	50	50	30	
24	小麦粉製造業	30	30	30	
25	パン製造業	30	30	20	平成8年9月1日前的特定施設に係る量にあっては、化学的酸素要求量(3)の欄の値は、30とする。
26	生菓子製造業	40	40	30	
27	ビスケット類・干菓子製造業				
28	米菓製造業	40	40	40	
29	パン・菓子製造業（25の項から前項までに掲げるものを除く。）	40	40	30	平成8年9月1日前的特定施設に係る量にあっては、化学的酸素要求量(3)の欄の値は、40とする。
30	植物油脂製造業	40	40	30	
31	動物油脂製造業				
32	食用油脂加工業				
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	110	100	90	
34	穀類でんぷん製造業	50	50	40	
35	めん類製造業	30	30	30	
36	こうじ・種こうじ・麦芽・もやし製造業				
37	豆腐・油揚製造業				
38	あん類製造業	60	60	40	
39	冷凍調理食品製造業	50	20	20	
40	そう（惣）菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	30	30	30	
41	清涼飲料製造業	30	20	20	

42	果実酒製造業	30	30	30	
43	ビール製造業				
44	清酒製造業				
45	蒸留酒・混成酒製造業	30	30	20	平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、化学的酸素要求量(3)の欄の値は、30とする。
46	インスタントコーヒー製造業	20	20	20	
47	配合飼料製造業				
48	単体飼料製造業				
49	有機質肥料製造業				
50	たばこ製造業	30	20	20	
51	器械生糸製造業	30	30	30	
52	座繰生糸製造業				
53	玉糸製造業				
54	生糸製造業（前3項に掲げるものを除く。）				
55	繊維工業（51の項から前項までに掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下この表において同じ。）で整毛工程に係るもの	80	80	70	
56	繊維工業で副蚕糸精練工程に係るもの	30	30	30	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	90	90	90	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に附帯して行われる加工処理工程（以下この表において「染色整理工程附帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの	40	40	30	平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、化学的酸素要求量(3)の欄の値は、40とする。
59	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程附帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	80	80	80	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程附帯加工処理工程を含む。）に係るもの	90	90	90	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程附帯加工処理工程を含む。）に係るもの	60	50	50	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程附帯加工処理工程を含む。）に係るもの	50	50	50	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程附帯加工処理工程を含む。）に係るもの	90	90	80	平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、化学的酸素要求量(3)の欄の値は、90とする。
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	70	70	60	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	40	40	40	

66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの				
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの				
68	繊維工業（55の項から前項までに掲げるものを除く。）	30	30	30	
69	一般製材業	40	40	40	
70	木材チップ製造業				
71	合板製造業	30	30	30	接着機洗浄水を循環するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、10、10、10とする。
72	パーティクルボード製造業（次項に掲げるものを除く。）	50	50	50	
73	パーティクルボード製造業で湿式剥皮工程に係るもの	40	40	40	
74	床柱製造業				
75	木材薬品処理業	20	20	20	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	70	70	60	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	60	60	60	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナ－グランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	50	50	50	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	140	130	120	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの	80	80	80	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	60	50	40	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	70	70	60	精選工程においてドラム型洗浄機を使用しているものにあつては、化学的酸素要求量(1)の欄の値は、80とする。
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	60	60	50	

84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	90	90	80		
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	100	100	70		
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	50	40	40		
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	(1) 日平均排水量 30,000 立方メートル以上のもの	30	20	20	
		(2) 日平均排水量 30,000 立方メートル未満のもの	50	20	20	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	(1) 日平均排水量 30,000 立方メートル以上のもの	40	40	40	
		(2) 日平均排水量 30,000 立方メートル未満のもの	60	40	40	
89	機械すき和紙製造業	60	60	60	パルプ製造工程を有するものにあつては、化学的酸素要求量(1)の欄の値は、70 とする。	
90	手すき和紙製造業	90	90	80		
91	塗工紙製造業	20	20	20		
92	段ボール製造業	40	40	40		
93	重包装紙袋製造業	70	70	70		
94	セロファン製造業	40	40	40		
95	乾式法による繊維板製造業					
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	80	80	60		
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（76 の項から前項までに掲げるものを除く。）	30	30	30		
98	新聞業	50	50	50		
99	出版業					
100	印刷業					
101	製版業					
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	30	30	30		
103	複合肥料製造業					

104	化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）				
105	ソーダ工業	20	20	20	
106	電炉工業				
107	無機顔料製造業	20	20	20	黄鉛製造工程を有するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。
108	無機化学工業製品製造業（前3項に掲げるものを除く。）	20	20	20	(1) 硫化鉄鉱を原料とする酸化鉄（顔料を除く。）製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、60とする。 (2) ハイドロサルファイト製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、70とする。 (3) 希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、50とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	60	60	40	(1) 平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあつては、化学的酸素要求量(3)の欄の値は、50とする。 (2) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、(1)の規定にかかわらず、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210、210、190とする。 (3) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあつては、(1)の規定にかかわらず、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、80、80とする。 (4) エピクロルヒドリン製造工程にあつては、(1)の規定にかかわらず、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、130、130とする。

110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	50	50	30	(1) 平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、化学的酸素要求量(3)の欄の値は、50とする。 (2) 合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあっては、(1)の規定にかかわらず、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、190、190、180とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	30	20	20	(1) メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、70とする。 (2) 硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、50とする。
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	40	40	40	(1) 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、50とする。 (2) クロロプレンゴム製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130、130、130とする。
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	50	50	50	(1) 有機ゴム薬品製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、270、260、260とする。 (2) 有機農薬原体製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、180、180、160とする。
114	石油化学系基礎製品製造業（109の項から前項までに掲げるものを除く。）	60	40	40	平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、化学的酸素要求量(3)の欄の値は、60とする。

115	脂肪族系中間物製造業	60	60	50	<p>(1) 平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、化学的酸素要求量(3)の欄の値は、60とする。</p> <p>(2) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、(1)の規定にかかわらず、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210、210、190とする。</p> <p>(3) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあっては、(1)の規定にかかわらず、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、80、80とする。</p> <p>(4) エピクロルヒドリン製造工程にあっては、(1)の規定にかかわらず、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、130、130とする。</p>
116	メタン誘導品製造業	30	30	20	
117	発酵工業	120	110	110	
118	コーラタール製品製造業	120	120	120	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	50	50	30	<p>(1) 平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、化学的酸素要求量(3)の欄の値は、50とする。</p> <p>(2) 合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあっては、(1)の規定にかかわらず、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、190、190、190とする。</p>
120	プラスチック製造業	30	20	20	<p>(1) メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、50、50とする。</p> <p>(2) 硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。</p>

121	合成ゴム製造業	40	40	40	(1) 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、70とする。 (2) クロロプレンゴム製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130、130、130とする。
122	有機化学工業製品製造業（109の項から前項までに掲げるものを除く。）	50	50	50	(1) 有機ゴム薬品製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、280、270、270とする。 (2) 有機農薬原体製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、180、180、160とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	50	30	20	平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあつては、化学的酸素要求量(3)の欄の値は、40とする。
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	30	30	30	
125	合成繊維製造業	30	20	20	アクリル系繊維製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、40、30とする。
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	40	40	30	平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあつては、化学的酸素要求量(3)の欄の値は、40とする。
127	石けん・合成洗剤製造業	10	10	10	
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	40	40	40	
129	塗料製造業				
130	印刷インキ製造業	40	40	30	
131	医薬品原薬・製剤製造業	70	70	60	平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあつては、化学的酸素要求量(3)の欄の値は、70とする。
132	医薬品製剤製造業	30	30	30	
133	生物学的製剤製造業				
134	生薬製造業	20	20	20	
135	動物用医薬品製造業	60	60	50	

136	火薬類製造業	20	20	20	硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。
137	農薬製造業	30	30	20	
138	合成香料製造業	120	110	110	
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	30	20	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業				
141	にかわ製造業	100	100	80	
142	ゼラチン・接着剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	20	20	にかわ製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、100、100とする。
143	写真感光材料製造業	10	10	10	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	40	40	40	
145	イオン交換樹脂製造業	170	170	130	
146	化学工業（102の項から前項までに掲げるものを除く。）	40	40	40	
147	石油精製業	20	20	20	潤滑油製造工程を有するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30とする。
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	30	30	硫酸洗浄工程を有するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、40、40とする。
149	コークス製造業	180	180	90	平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、化学的酸素要求量(3)の欄の値は、120とする。
150	石油コークス製造業	70	70	50	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	10	10	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	60	40	40	
153	ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	20	20	20	
154	なめし革製造業	100	100	100	
155	毛皮製造業				
156	板ガラス製造業	10	10	10	
157	板ガラス加工業				
158	ガラス製加工素材製造業				
159	ガラス容器製造業				
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業				
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業				
162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	50	50	50	

163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	30	30	
164	ガラス・同製品製造業（156の項から前項までに掲げるものを除く。）	10	10	10	
165	生コンクリート製造業				
166	コンクリート製品製造業				
167	セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）				
168	黒鉛電極製造業	20	20	20	
169	砕石製造業				
170	鉱物・土石粉砕等処理業				
171	模造真珠製造業（ガラス製のものに限る。）	10	10	10	
172	うわ薬製造業	20	20	20	
173	製鋼圧延を行う高炉による製鉄業	10	10	10	コークス炉を有するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30、30とする。
174	製鋼圧延を行わない高炉による製鉄業	20	20	20	
175	フェロアロイ製造業				
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	10	10	10	

177	転炉（単独転炉を含む。）による製鋼・製鋼圧延業	20	20	20	
178	電気炉（単独電気炉を含む。）による製鋼・製鋼圧延業				
179	熱間圧延業（182の項及び183の項に掲げるものを除く。）				
180	冷間圧延業（182の項及び183の項に掲げるものを除く。）				
181	冷間ロール成型形鋼製造業				
182	鋼管製造業				
183	伸鉄業	10	10	10	
184	磨棒鋼製造業				
185	引抜鋼管製造業				
186	伸線業				
187	ブリキ製造業	20	20	20	
188	亜鉛鉄板製造業				
189	めっき鋼管製造業				
190	めっき鉄鋼線製造業				
191	表面処理鋼材製造業（187の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	10	10	
192	鍛鋼製造業	10	10	10	

193	鍛工品製造業				
194	鋳鋼製造業				
195	銑鉄鋳物製造業（次項及び197の項に掲げるものを除く。）				
196	鋳鉄管製造業				
197	可鍛鋳鉄製造業				
198	鉄粉製造業				
199	鉄鋼業（173の項から前項までに掲げるものを除く。）				
200	非鉄金属製造業				
201	電気めっき業	40	40	40	
202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	10	10	10	
203	一般機械器具製造業				
204	プリント配線基板製造業	20	20	20	
205	電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除く。）	10	10	10	
206	輸送用機械器具製造業				
207	精密機械器具製造業				
208	ガス製造工場	20	20	20	石炭ガス製造工程を有するもの にあつては、化学的酸素要求量 の欄の値は、それぞれ同欄の順 序に従い、90、90、70とする。
209	下水道業	20	20	20	活性汚泥法又は標準散水ろ床法 より高度に下水を処理すること ができる方法により下水を処理 するものにあつては、化学的酸 素要求量の欄の値は、それぞれ 同欄の順序に従い、15、15、15 とする。
210	空瓶卸売業	30	20	20	
211	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する施設をいう。）	30	30	20	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	50	40	30	
213	飲食店				
214	旅館				
215	リネンサプライ業	40	40	30	
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）				
217	商業写真業	60	60	60	
218	写真業（前項に掲げるものを除く。）				
219	自動車整備業	20	20	20	
220	病院	30	30	30	

221	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第 338号）第32条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 501人以上のものに限る。）	30	30	30	業種その他の区分の欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、25、25とする。
222	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 500人以下 201人以上のものに限る。）	50	50	40	し尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件（昭和55年 7月建設省告示第 1292号）が適用される前のものにあつては、化学的酸素要求量(1)及び(2)の欄の値は、70 とする。
223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	40	30	20	(1) 日平均排水量が 3,000 立方メートル未満のものにあつては、化学的酸素要求量(1)の欄の値は、50 とする。 (2) 昭和62年 6月30日以前に設置されたものにあつては、化学的酸素要求量(2)の欄の値は、40 とする。 (3) 嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、20、10とする。
224	ごみ処理業	30	30	30	
225	廃油処理業	20	20	20	
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）				
227	死亡獣畜取扱業	40	40	40	
228	と畜場				
229	中央卸売市場	20	20	20	
230	地方卸売市場				
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第 2号）第 1 条の 2 各号に掲げるものをいう。）				
232	1 の項から前項までに分類されないもの				
	(1) 金属鉱業に係るもの	10	10	10	
	(2) 衣類・その他の繊維製品製造業に係るもの	30	30	30	
	(3) 石こう製品製造業に係るもの	10	10	10	
	(4) 上水道業又は工業用水道業に係るもの				

	(5) 生活排水に係るもの（日平均排水量 400立方メートル以上のもの）	30	30	30	
	(6) 生活排水に係るもの（日平均排水量 400立方メートル未満のもの）	50	50	40	
	(7) (1)から(6)までに分類されないもの	10	10	10	

(2) 窒素含有量

[窒素に係る総量規制基準の算定方法]

$$L_n = C_n \cdot Q_n \times 10^{-3}$$

または

$$L_n = (C_{n0} \cdot Q_{n0} + C_{ni} \cdot Q_{ni}) \times 10^{-3}$$

L_n : 総量規制基準=窒素の許容排出負荷量(kg/日)

C_n (C_{n0})、 C_{ni} : 業種区分ごとに国が定めた範囲内で知事が定める一定の窒素含有量の値(mg/L)

Q_n (Q_{n0}) : 第5次総量規制が実施される前にすでに発生していた工程排水の量(m^3 /日)

Q_{ni} : 第5次総量規制が実施された日(平成14年10月1日)から新・増設により増加した工程排水の量(m^3 /日)

	業種その他の区分	窒素含有量 単位 1リットル につきミリグラム		備 考
		(1) C_{n0}	(2) C_{ni}	
1	畜産農業（日平均排水量 1,000立方メートル以上の事業場の場合に限る。）	60	60	
2	畜産農業（日平均排水量 1,000立方メートル未満の事業場の場合に限る。）			
3	天然ガス鉱業			
4	非金属鉱業	25	15	
5	肉製品製造業	30	10	
6	乳製品製造業	20	10	
7	畜産食料品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	30	10	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	20	10	
9	寒天製造業			
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業			
11	水産練製品製造業			
12	冷凍水産物製造業	45	10	
13	冷凍水産食品製造業			
14	水産食料品製造業（8の項から前項までに掲げるものを除く。）			
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	20	10	

16	野菜漬物製造業			
17	味そ製造業			
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	45	10	
19	化学調味料製造業	20	10	
20	ソース製造業			
21	食酢製造業			
22	砂糖精製業			
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業			
24	小麦粉製造業			
25	パン製造業			
26	生菓子製造業			
27	ビスケット類・干菓子製造業			
28	米菓製造業			
29	パン・菓子製造業（25の項から前項までに掲げるものを除く。）			
30	植物油脂製造業			
31	動物油脂製造業			
32	食用油脂加工業			
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業			
34	穀類でんぷん製造業			
35	めん類製造業			
36	こうじ・種こうじ・麦芽・もやし製造業			
37	豆腐・油揚製造業	30	10	
38	あん類製造業	20	10	
39	冷凍調理食品製造業	30	10	
40	そう（惣）菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	20	10	
41	清涼飲料製造業			
42	果実酒製造業			
43	ビール製造業			
44	清酒製造業			
45	蒸留酒・混成酒製造業			
46	インスタントコーヒー製造業			
47	配合飼料製造業			
48	単体飼料製造業			
49	有機質肥料製造業			
50	たばこ製造業			
51	器械生糸製造業			
52	座繰生糸製造業			
53	玉糸製造業			
54	生糸製造業（前3項に掲げるものを除く。）			
55	繊維工業（51の項から前項までに掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下この表において同じ。）で整毛工程に係るもの			
56	繊維工業で副蚕糸精練工程に係るもの			

57	繊維工業で麻製織工程に係るもの			
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に附帯して行われる加工処理工程（以下この表において「染色整理工程附帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの			
59	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程附帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	25	10	綿織物捺染工程にあっては、窒素含有量(1)の欄の値は、60とする。
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程附帯加工処理工程を含む。）に係るもの	25	10	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程附帯加工処理工程を含む。）に係るもの	20	10	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程附帯加工処理工程を含む。）に係るもの			
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程附帯加工処理工程を含む。）に係るもの	25	10	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	20	10	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの			
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの			
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの			
68	繊維工業（55の項から前項までに掲げるものを除く。）			
69	一般製材業			
70	木材チップ製造業			
71	合板製造業			
72	パーティクルボード製造業（次項に掲げるものを除く。）			
73	パーティクルボード製造業で湿式剥皮工程に係るもの			
74	床柱製造業			
75	木材薬品処理業			
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの			
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの			

78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナ－グランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの			
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）			
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの			
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）			
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの			
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）			
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの			
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの			
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナ－グランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナ－グランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの			
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）			
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの			
89	機械すき和紙製造業			

90	手すき和紙製造業			
91	塗工紙製造業			
92	段ボール製造業			
93	重包装紙袋製造業			
94	セロファン製造業			
95	乾式法による繊維板製造業			
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）			
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（76 の項から前項までに掲げるものを除く。）			
98	新聞業			
99	出版業			
100	印刷業			
101	製版業			
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	15	10	(1) アンモニア製造工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30とする。 (2) アンモニア誘導品製造工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、200、200とする。 (3) 尿素製造工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1,500、1,500とする。
103	複合肥料製造業	15	10	
104	化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）			
105	ソーダ工業			
106	電炉工業			
107	無機顔料製造業	50	40	
108	無機化学工業製品製造業（前3項に掲げるものを除く。）			
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	15	10	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。

113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、15とする。
114	石油化学系基礎製品製造業（109の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10	
115	脂肪族系中間物製造業	15	10	(1) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。 (2) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、500、500とする。
116	メタン誘導品製造業	15	10	
117	発酵工業			
118	コールタール製品製造業	1,000	1,000	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。
120	プラスチック製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
121	合成ゴム製造業			
122	有機化学工業製品製造業（109の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10	(1) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、15とする。 (2) イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、15とする。 (3) メラミン製造工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1,500、1,500とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	15	10	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの			
125	合成繊維製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	15	10	

127	石けん・合成洗剤製造業			
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）			
129	塗料製造業			
130	印刷インキ製造業			
131	医薬品原薬・製剤製造業	15	10	医薬品原薬製造工程（窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。）にあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、20とする。
132	医薬品製剤製造業	15	10	
133	生物学的製剤製造業			
134	生薬製造業			
135	動物用医薬品製造業			
136	火薬類製造業			
137	農薬製造業			
138	合成香料製造業			
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）			
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業			
141	にかわ製造業			
142	ゼラチン・接着剤製造業（前項に掲げるものを除く。）			
143	写真感光材料製造業			
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業			
145	イオン交換樹脂製造業			
146	化学工業（102の項から前項までに掲げるものを除く。）			
147	石油精製業	20	10	
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）			
149	コークス製造業	600	400	
150	石油コークス製造業	20	10	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業			
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの			
153	ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）			
154	なめし革製造業			
155	毛皮製造業			
156	板ガラス製造業			
157	板ガラス加工業			
158	ガラス製加工素材製造業			
159	ガラス容器製造業			
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業			
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業			
162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業			

163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）			
164	ガラス・同製品製造業（156の項から前項までに掲げるものを除く。）			
165	生コンクリート製造業			
166	コンクリート製品製造業			
167	セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）			
168	黒鉛電極製造業			
169	砕石製造業			
170	鉱物・土石粉碎等処理業			
171	模造真珠製造業（ガラス製のものに限る。）			
172	うわ葉製造業			
173	製鋼圧延を行う高炉による製鉄業	15	10	(1) コークス製造工程にあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、600、400とする。 (2) ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにおいては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
174	製鋼圧延を行わない高炉による製鉄業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにおいては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
175	フェロアロイ製造業			
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）			
177	転炉（単独転炉を含む。）による製鋼・製鋼圧延業			
178	電気炉（単独電気炉を含む。）による製鋼・製鋼圧延業			
179	熱間圧延業（182の項及び183の項に掲げるものを除く。）			
180	冷間圧延業（182の項及び183の項に掲げるものを除く。）			
181	冷間ロール成型形鋼製造業			
182	鋼管製造業			
183	伸鉄業			
184	磨棒鋼製造業			
185	引抜鋼管製造業			
186	伸線業			
187	ブリキ製造業			
188	亜鉛鉄板製造業			
189	めっき鋼管製造業			
190	めっき鉄鋼線製造業			
191	表面処理鋼材製造業（187の項から前項までに掲げるものを除く。）	30	10	
192	鍛鋼製造業	15	10	
193	鍛工品製造業			
194	鋳鋼製造業			

195	銑鉄鋳物製造業（次項及び 197の項に掲げるものを除く。）			
196	鋳鉄管製造業			
197	可鍛鋳鉄製造業			
198	鉄粉製造業			
199	鉄鋼業（ 173の項から前項までに掲げるものを除く。）			
200	非鉄金属製造業	20	10	核燃料製造工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。
201	電気めっき業	20	10	窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。
202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	10	(1) 溶融めっき工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。 (2) アルマイト加工工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。
203	一般機械器具製造業	20	10	
204	プリント配線基板製造業			
205	電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	10	(1) 民生用電気機械器具製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、20とする。 (2) 半導体素子製造工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、20とする。
206	輸送用機械器具製造業	20	10	自動車・同附属品製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、20とする。
207	精密機械器具製造業	20	10	時計・同部分品製造工程（時計側を除く。）にあつては、窒素含有量(1)の欄の値は、30とする。
208	ガス製造工場	20	10	

209	下水道業	25	15	(1) 活性汚泥法、標準散水ろ床法 その他これらと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの（高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。） にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、10、10とする。 (2) 高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、20とする。
210	空瓶卸売業	25	15	
211	共同調理場（学校給食法第5条の2に規定する施設をいう。）			
212	弁当仕出屋又は弁当製造業			
213	飲食店			
214	旅館			
215	リネンサプライ業			
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）			
217	商業写真業			
218	写真業（前項に掲げるものを除く。）			
219	自動車整備業			
220	病院	30	20	業種その他の区分の欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、15とする。
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。）			
222	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下201人以上のものに限る。）	40	20	
223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	25	15	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、10とする。
224	ごみ処理業	25	15	
225	廃油処理業			
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	40	20	
227	死亡獣畜取扱業	25	15	
228	と畜場			
229	中央卸売市場			

230	地方卸売市場				
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。）				
232	1の項から前項までに分類されないもの	(1) 金属鉱業に係るもの	10	10	
		(2) 衣類・その他の繊維製品製造業に係るもの	20	10	
		(3) 石こう製品製造業に係るもの	10	10	
		(4) 上水道業又は工業用水道業に係るもの			
		(5) 生活排水に係るもの（日平均排水量 400立方メートル以上のもの）	30	20	
		(6) 生活排水に係るもの（日平均排水量 400立方メートル未満のもの）	40	20	
		(7) (1)から(6)までに分類されないもの	10	10	

(3) りん含有量

[りんに係る総量規制基準の算定方法]	
$L_p = C_p \cdot Q_p \times 10^{-3}$	
または $L_p = (C_{p0} \cdot Q_{p0} + C_{pi} \cdot Q_{pi}) \times 10^{-3}$	
L_p : 総量規制基準=りんの許容排出負荷量(kg/日) C_p (C_{p0})、 C_{pi} : 業種区分ごとに国が定めた範囲内で知事が定める一定のりん含有量の値(mg/L) Q_p (Q_{p0}) : 第5次総量規制が実施される前にすでに発生していた工程排水の量(m ³ /日) Q_{pi} : 第5次総量規制が実施された日（平成14年10月1日）から新・増設により増加した工程排水の量(m ³ /日)	

	業種その他の区分	りん含有量 (単位 1リットル) につきミリグラム)		備 考
		(1) C_{p0}	(2) C_{pi}	
1	畜産農業（日平均排水量 1,000立方メートル以上の事業場の場合に限る。）	8	8	
2	畜産農業（日平均排水量 1,000立方メートル未満の事業場の場合に限る。）			
3	天然ガス鉱業	3	2	
4	非金属鉱業	4	2	
5	肉製品製造業	4	1	
6	乳製品製造業	5	1	
7	畜産食料品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	8	1	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	3	1.5	

9	寒天製造業			
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業			
11	水産練製品製造業			
12	冷凍水産物製造業			
13	冷凍水産食品製造業	4	1	
14	水産食料品製造業（8の項から前項までに掲げるものを除く。）	4	1.5	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業			
16	野菜漬物製造業	3	1.5	
17	味そ製造業	4	1.5	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	8	1.5	
19	化学調味料製造業	3	1.5	
20	ソース製造業			
21	食酢製造業			
22	砂糖精製業			
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業			
24	小麦粉製造業			
25	パン製造業			
26	生菓子製造業	6	1	
27	ビスケット類・干菓子製造業	3	1.5	
28	米菓製造業			
29	パン・菓子製造業（25の項から前項までに掲げるものを除く。）			
30	植物油脂製造業	4	1.5	
31	動物油脂製造業	2	1	
32	食用油脂加工業	3	1.5	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業			
34	穀類でんぷん製造業			
35	めん類製造業			
36	こうじ・種こうじ・麦芽・もやし製造業			
37	豆腐・油揚製造業	5	1	
38	あん類製造業			
39	冷凍調理食品製造業	8	1	
40	そう（惣）菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	4	1.5	
41	清涼飲料製造業	3	1.5	
42	果実酒製造業			
43	ビール製造業			
44	清酒製造業			
45	蒸留酒・混成酒製造業			
46	インスタントコーヒー製造業			
47	配合飼料製造業	2	1	
48	単体飼料製造業			
49	有機質肥料製造業			
50	たばこ製造業			
51	器械生糸製造業			

52	座繰生糸製造業			
53	玉糸製造業			
54	生糸製造業（前3項に掲げるものを除く。）			
55	繊維工業（51の項から前項までに掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下この表において同じ。）で整毛工程に係るもの			
56	繊維工業で副蚕糸精練工程に係るもの			
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの			
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に附帯して行われる加工処理工程（以下この表において「染色整理工程附帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの			
59	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程附帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	5	1	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程附帯加工処理工程を含む。）に係るもの			
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程附帯加工処理工程を含む。）に係るもの			
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程附帯加工処理工程を含む。）に係るもの	2	1	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程附帯加工処理工程を含む。）に係るもの	5	1	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	2	1	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの			
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの			
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの			
68	繊維工業（55の項から前項までに掲げるものを除く。）			
69	一般製材業			
70	木材チップ製造業			
71	合板製造業			
72	パーティクルボード製造業（次項に掲げるものを除く。）			
73	パーティクルボード製造業で湿式剥皮工程に係るもの			
74	床柱製造業			
75	木材薬品処理業			

76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの			
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの			
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナ－グランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの			
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）			
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの			
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）			
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの			
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）			
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの			
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの			
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナ－グランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナ－グランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの			

87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）			
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの			
89	機械すき和紙製造業			
90	手すき和紙製造業			
91	塗工紙製造業			
92	段ボール製造業			
93	重包装紙袋製造業			
94	セロファン製造業			
95	乾式法による繊維板製造業			
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）			
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（76の項から前項までに掲げるものを除く。）			
98	新聞業			
99	出版業			
100	印刷業			
101	製版業			
102	窒素質・りん酸質肥料製造業			
103	複合肥料製造業			
104	化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）			
105	ソーダ工業			
106	電炉工業			
107	無機顔料製造業			
108	無機化学工業製品製造業（前3項に掲げるものを除く。）			
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	2	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6.5、4とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの			
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	2	1	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの			
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	2	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6.5、4とする。
114	石油化学系基礎製品製造業（109の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	

115	脂肪族系中間物製造業	2	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6.5、4とする。
116	メタン誘導品製造業	2	1	
117	発酵工業			
118	コールタール製品製造業			
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	2	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6.5、4とする。
120	プラスチック製造業	2	1	
121	合成ゴム製造業			
122	有機化学工業製品製造業（109の項から前項までに掲げるものを除く。）			
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの			
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの			
125	合成繊維製造業			
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業			
127	石けん・合成洗剤製造業			
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）			
129	塗料製造業			
130	印刷インキ製造業			
131	医薬品原薬・製剤製造業			
132	医薬品製剤製造業	2	1	
133	生物学的製剤製造業			
134	生薬製造業			
135	動物用医薬品製造業			
136	火薬類製造業			
137	農薬製造業			
138	合成香料製造業			
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）			
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業			
141	にかわ製造業			
142	ゼラチン・接着剤製造業（前項に掲げるものを除く。）			
143	写真感光材料製造業			
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業			
145	イオン交換樹脂製造業			

146	化学工業（ 102の項から前項までに掲げるものを除く。）			
147	石油精製業			
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）			
149	コークス製造業			
150	石油コークス製造業			
151	自動車タイヤ・チューブ製造業			
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの			
153	ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）			
154	なめし革製造業			
155	毛皮製造業			
156	板ガラス製造業			
157	板ガラス加工業			
158	ガラス製加工素材製造業			
159	ガラス容器製造業			
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業			
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業			
162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業			
163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）			
164	ガラス・同製品製造業（156の項から前項までに掲げるものを除く。）			
165	生コンクリート製造業			
166	コンクリート製品製造業			
167	セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）			
168	黒鉛電極製造業			
169	砕石製造業			
170	鉱物・土石粉碎等処理業			
171	模造真珠製造業（ガラス製のものに限る。）			
172	うわ薬製造業			
173	製鋼圧延を行う高炉による製鉄業			
174	製鋼圧延を行わない高炉による製鉄業			
175	フェロアロイ製造業			
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）			
177	転炉（単独転炉を含む。）による製鋼・製鋼圧延業			
178	電気炉（単独電気炉を含む。）による製鋼・製鋼圧延業			
179	熱間圧延業（182の項及び183の項に掲げるものを除く。）			
180	冷間圧延業（182の項及び183の項に掲げるものを除く。）			

181	冷間ロール成型形鋼製造業			
182	鋼管製造業			
183	伸鉄業			
184	磨棒鋼製造業			
185	引抜鋼管製造業			
186	伸線業			
187	ブリキ製造業			
188	亜鉛鉄板製造業			
189	めっき鋼管製造業			
190	めっき鉄鋼線製造業			
191	表面処理鋼材製造業（187の項から前項までに掲げるものを除く。）			
192	鍛鋼製造業			
193	鍛工品製造業			
194	鋳鋼製造業			
195	鋳鉄物製造業（次項及び197の項に掲げるものを除く。）			
196	鋳鉄管製造業			
197	可鍛鋳鉄製造業			
198	鉄粉製造業			
199	鉄鋼業（173の項から前項までに掲げるものを除く。）			
200	非鉄金属製造業			
201	電気めっき業	2	1	りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあつては、りん含有量(1)の欄の値は、4とする。
202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	(1) 溶融めっき工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、りん含有量(1)の欄の値は、4とする。 (2) アルマイト加工工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、りん含有量(1)の欄の値は、8とする。
203	一般機械器具製造業	2	1	
204	プリント配線基板製造業			
205	電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	民生用電気機械器具製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、りん含有量(1)の欄の値は、6とする。
206	輸送用機械器具製造業	2	1	自動車・同附属品製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、りん含有量(1)の欄の値は、4とする。

207	精密機械器具製造業	2	1	時計・同部分品製造工程（時計側を除く。）にあっては、りん含有量(1)の欄の値は、8とする。
208	ガス製造工場	2	1	
209	下水道業	2	1.5	(1) 活性汚泥法、標準散水ろ床法その他これらと同程度に下水中のりんを除去できる方法より高度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するもの（高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。）にあっては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1、1とする。 (2) 高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの（活性汚泥法、標準散水ろ床法その他これらと同程度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するものに限る。）にあっては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、3、2とする。
210	空瓶卸売業	4	2	
211	共同調理場（学校給食法第5条の2に規定する施設をいう。）			
212	弁当仕出屋又は弁当製造業			
213	飲食店			
214	旅館			
215	リネンサプライ業	5	1	
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	4	2	
217	商業写真業			
218	写真業（前項に掲げるものを除く。）			
219	自動車整備業			
220	病院			
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。）	4	2	業種その他の区分の欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの（前項に掲げるものを除く。）にあっては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、3、1とする。
222	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下201人以上のものに限る。）			
223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	3	1	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの（前項に掲げるものを除く。）にあっては、りん含有量(1)の欄の値は、2とする。

224	ごみ処理業		4	2	
225	廃油処理業				
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）		4	1	
227	死亡獣畜取扱業		4	2	
228	と畜場				
229	中央卸売市場				
230	地方卸売市場				
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。）				
232	1の項から前項までに分類されないもの	(1) 金属鉱業に係るもの	1	1	
		(2) 衣類・その他の繊維製品製造業に係るもの	5	1	
		(3) 石こう製品製造業に係るもの	1	1	
		(4) 上水道業又は工業用水道業に係るもの			
		(5) 生活排水に係るもの（日平均排水量400立方メートル以上のもの）	5	2	
		(6) 生活排水に係るもの（日平均排水量400立方メートル未満のもの）			
		(7) (1)から(6)までに分類されないもの	1	1	

資料 3 - 19 汚濁負荷量の測定手法（化学的酸素要求量・窒素含有量・りん含有量）

適用条件 (事業規模等)	日平均排水量	日平均排水量	用水の量と特定排水との関係が明らか		その他 (差し引き方法)
			日平均排水量 400m ³ /日以上	日平均排水量 400m ³ /日未満	
計測方法・頻度	400m ³ /日以上	400m ³ /日未満	日平均排水量 400m ³ /日以上	日平均排水量 400m ³ /日未満	(差し引き方法)
汚染状態の計測方法 化学的酸素要求量・窒素含有量・りん含有量の値 mg/l	(1)水質自動計測法 換算式		-	-	
	(2)コンポジット サンプラー及び 指定計測法 (JIS)	(1)によることが技術的に 適当でない場合その他(1)により がたいと認められる 場合可能	-	-	(1)によることが技術的に 適当でない場合その他 (1)によりがたいと認められる 場合可能
	(3)指定計測法 1日3回以上 試料採取	都道府県知事が定める 場合可能	-	-	都道府県知事が 定める場合可能
	(4)水質簡易測定法 換算式 1日3回以上 試料採取	同上		-	-
排水量 m ³ /日	(1)流量計・流速計 (2)積算体積計				
	(3)簡易な計測方法	都道府県知事が定める 場合可能		-	都道府県知事が 定める場合可能
測定頻度	毎日	200～400m ³ /日・1回/7日 100～200m ³ /日・1回/14日 50～100m ³ /日・1回/30日 (日平均排水量)			
	知事が定める場合	緩和可能			

資料3 - 20 県条例による上乘せ排水基準

1 化学的酸素要求量 (COD)

(1) みなし指定地域特定施設以外に特定施設がある1日当たりの最大の水量が50m³以上である工場又は事業場の排水 (単位: mg / l)

区分	区域	基準 業種		許容限度		基準適用 期 日						
				日間 平均	最大							
既設	県下全域	金属鉱業、非金属鉱業又は非鉄金属製造業に係るもの		通常排水量 1 万 m ³ 以上 / 日	10	15	51. 1. 1					
				通常排水量 5 千 m ³ 以上 1 万 m ³ 未満 / 日	15	20						
				通常排水量 5 千 m ³ 未満 / 日	20	30						
		食品製造業に係るもの		畜産食品製造業 (食鳥処理加工業を除く。) に係るもの		50	70	51. 1. 1				
				飲料製造業 (清酒製造行及び蒸留酒製造業を除く。) に係るもの		50	70					
				農産保存食品製造業に係るもの (ジュース原液の製造を行うものに限る。)		通常排水量 5 千 m ³ 以上 / 日	50		70			
						通常排水量 5 千 m ³ 未満 / 日	100		130			
				弁当製造業に係るもの		60	80		元.10. 1			
		その他のもの		100	130	51. 1. 1						
		繊維工業 (衣服その他の繊維製品製造業を除く。) に係るもの		通常排水量 1 万 m ³ 以上 / 日		10	15	51. 7. 1				
				通常排水量 1 万 m ³ 未満 / 日		100	130					
		木材及び木製品製造業 (家具製造業を除く。) に係るもの				70	100	57. 7. 16				
		パルプ・紙及び紙加工品製造業に係るもの		パルプ製造業に係るもの		セミケミカルパルプの製造を行うもの		通常排水量 23 万 m ³ 以上 / 日	70	100	51. 7. 1	
								通常排水量 20 万 m ³ 以上 23 万 m ³ 未満 / 日	80	110		
								通常排水量 20 万 m ³ 未満 / 日	90	120		
						クラフトパルプの製造を行うもの		通常排水量 11 万 5 千 m ³ 以上 / 日	70	100		51. 1. 1
								通常排水量 10 万 m ³ 以上 11 万 5 千 m ³ 未満 / 日	80	110		
								通常排水量 10 万 m ³ 未満 / 日	90	120		
						その他のもの		50	70			
				紙製造業に係るもの		マニラ麻又は植物韌皮繊維を原料とするもの		通常排水量 1 万 m ³ 以上 / 日	65	90	52. 4. 1	
								通常排水量 5 千 m ³ 以上 1 万 m ³ 未満 / 日	70	100		
								通常排水量 2 千 m ³ 以上 5 千 m ³ 未満 / 日	90	120		
		通常排水量 2 千 m ³ 未満 / 日	100					130				
未使用パルプを原料とするもの		通常排水量 5 千 m ³ 以上 / 日	40			55						
		通常排水量 3 千 m ³ 以上 5 千 m ³ 未満 / 日	50			70						
		通常排水量 3 千 m ³ 未満 / 日	55			75						
その他のもの		通常排水量 4 万 m ³ 以上 / 日		40	55							

既設	県下全域	パルプ・紙及び紙加工品製造業に係るもの	紙製造業に係るもの	その他のもの	通常排水量 2 万 m ³ 以上 4 万 m ³ 未満 / 日	60	80	52. 4. 1		
					通常排水量 1 万 m ³ 以上 2 万 m ³ 未満 / 日	65	90			
					通常排水量 5 千 m ³ 以上 1 万 m ³ 未満 / 日	70	100			
					通常排水量 3 千 m ³ 以上 5 千 m ³ 未満 / 日	80	110			
					通常排水量 3 千 m ³ 未満 / 日	90	120			
					その他のもの	50	70			
		化学工業に係るもの	有機化学工業製品製造業に係るもの	アクリロニトリルの製造を行うもの	通常排水量 30 万 m ³ 以上 / 日	20	25	51. 7. 1		
					通常排水量 30 万 m ³ 未満 / 日	25	35			
				合成ゴム製造業に係るもの	通常排水量 5 千 m ³ 以上 / 日	10	15			
					通常排水量 5 千 m ³ 未満 / 日	50	70			
				発酵工業製品製造業に係るもの		50	70			
				その他のもの	通常排水量 15 万 m ³ 以上 / 日	10	15		51. 1. 1	
			通常排水量 15 万 m ³ 未満 / 日		15	20				
			化学繊維製造業（レーヨン製造業及びアセテート製造業に限る。）に係るもの	通常排水量 10 万 m ³ 以上 / 日	20	30	51. 7. 1			
				通常排水量 10 万 m ³ 未満 / 日	30	40				
			その他のもの	通常排水量 5 千 m ³ 以上 / 日	10	15	51. 1. 1			
				通常排水量 5 千 m ³ 未満 / 日	20	30				
			石油精製業に係るもの					10	15	51. 1. 1
		弁当仕出屋					60	80	元.10. 1	
		飲食店					60	80		
		サービス業に係るもの	その他のもの	し尿処理施設（みなし指定地域特定施設であるし尿浄化槽を除く。）を設置するもの			30	40	51. 7. 1	
				その他のもの	洗たく業に係るもの			100	130	51. 1. 1
					その他のもの	通常排水量 30 万 m ³ 以上 / 日	20	25		
						通常排水量 15 万 m ³ 以上 30 万 m ³ 未満 / 日	25	35		
						通常排水量 1 千 m ³ 以上 15 万 m ³ 未満 / 日	50	70		
				通常排水量 1 千 m ³ 未満 / 日	100	130				
		酸又はアルカリによる表面処理施設を設置するもの					20	30	51. 1. 1	
共同調理場					40	60	元.10. 1			
し尿処理施設のみを設置するもの					30	40	51. 7. 1			
下水道終末処理施設を設置するもの	活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により処理するもの				20	30	51. 1. 1			
	高速散水濾床法、モディファイド・エアレーション法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により処理するもの				50	70				

既設	県下全域	その他のもの（水質汚濁防止法施行令別表第1第1号の2の施設を設置するものを除く。）	通常排水量 1 千 m ³ 未満 / 日	10	15	51. 1. 1
			通常排水量 1 千 m ³ 未満 / 日	20	30	
新設	県下全域	し尿処理施設のみを設置するもの		25	35	49. 7. 19
		下水道終末処理施設を設置するもの		20	30	
		その他のもの	通常排水量 2 千 m ³ 以上 / 日	10	15	
			通常排水量 1 千 m ³ 以上 2 千 m ³ 未満 / 日	15	20	
通常排水量 1 千 m ³ 未満 / 日	20		30			

(2) みなし指定地域特定施設のみを設置する 1 日当たりの最大の水量が 50m³ 以上である工場又は事業場の排水(単位：mg / l)

区分	区域	基 準 業 種	許容限度		基準適用日
			日間平均	最大	
既設	瀬戸内海地域	処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽	60	80	6. 4. 1
新設		処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽	25	35	3. 7. 16

2 ノルマルヘキサン抽出物質含有量、浮遊物質（SS）、生物化学的酸素要求量（BOD）、銅含有量（単位：mg/l）

区域	基準 業種			項目	許容限度		基準適用 期日	
					日間 平均	最大		
新居浜 海 域	全業種			ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	3.0		47. 1.16	
四国中央 水 域	パルプ又は紙製造業に係るもの	セミケミカルパルプ製造設備を有するもの	通常排水量20万m ³ 以上/日	SS	40	50	48. 6.24	
			通常排水量20万m ³ 未満/日	SS	50	70		
		クラフトパルプ製造業に係るもの	通常排水量10万m ³ 以上/日	SS	40	50	48. 6.24	
			通常排水量10万m ³ 未満/日	SS	50	70		
	食料品製造業に係るもの	通常排水量5千m ³ 以上/日		SS	50	60	47. 1.20	
		通常排水量5千m ³ 未満/日		SS	70	90		
	その他のもの（水質汚濁防止法施行令別表第1第1号の2の施設を設置するものを除く。）			SS	70	90	48. 6.24	
	し尿処理施設を設置するもの（みなし指定地域特定施設であるし尿浄化槽のみを設置するものを除く。）			BOD	30	-		
銅山川 水 域	鉱山に係るもの			銅含有量	2.0		48. 6.24	
全公共用 水 域	紙製造業に係るもの	マニラ麻又は植物靱皮繊維を原料とするもの	通常排水量1万m ³ 以上/日	SS	60	80	52. 4. 1	
			通常排水量5千m ³ 以上1万m ³ 未満/日	SS	65	90		
			通常排水量2千m ³ 以上5千m ³ 未満/日	SS	70	100		
			通常排水量2千m ³ 未満/日	SS	75	105		
		未使用パルプを原料とするもの	通常排水量5千m ³ 以上/日	SS	40	55		
			通常排水量3千m ³ 以上5千m ³ 未満/日	SS	50	70		
			通常排水量3千m ³ 未満/日	SS	55	75		
		その他のもの	通常排水量4万m ³ 以上/日	SS	35	45		51. 3.23
			通常排水量2万m ³ 以上4万m ³ 未満/日	SS	55	75		
			通常排水量1万m ³ 以上2万m ³ 未満/日	SS	60	80		
			通常排水量5千m ³ 以上1万m ³ 未満/日	SS	65	90		
			通常排水量3千m ³ 以上5千m ³ 未満/日	SS	70	100		
通常排水量3千m ³ 未満/日	SS	75	105					

1日当たりの平均的な排水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水について適用。ただし、し尿処理施設を設置する工場又は事業場においては、1日当たりの平均的な排水の量が50m³未満のものについても適用する。

資料 3 - 21

市町村別の特定事業場数

(平成16年3月末現在)

法令 区分 市町村名	水質汚濁防止法		瀬戸内海環境保全 特別措置法		愛媛県公害 防止条例	合計
	排水量 50m ³ /日以上	排水量 50m ³ /日未満	排水量 50m ³ /日以上	排水量 50m ³ /日未満		
川之江市	5	82	31	0	3	121
伊予三島市	3	102	27	0	3	135
土居町	4	48	3	0	1	56
新宮村	0	20	0	1	1	22
新居浜市	10	263	20	0	9	302
西条市	6	112	9	2	4	133
東予市	4	148	15	1	3	171
小松町	2	47	6	0	1	56
丹原町	2	79	2	0	2	85
今治市	8	163	27	0	3	201
朝倉村	6	11	1	0	0	18
玉川町	2	17	0	0	1	20
波方町	3	11	1	0	2	17
大西町	3	23	3	0	1	30
菊間町	1	29	1	0	0	31
吉海町	1	21	0	0	2	24
宮窪町	2	19	1	0	0	22
伯方町	2	39	2	0	3	46
魚島村	1	0	0	0	0	1
弓削町	2	17	0	0	1	20
生名村	1	5	0	0	0	6
岩城村	3	21	0	0	2	26
上浦町	4	22	0	0	1	27
大三島町	5	24	0	0	0	29
関前村	1	6	0	0	1	8
北条市	8	45	3	1	1	58
松山市	53	755	79	3	8	898
重信町	8	53	12	1	0	74
川内町	2	32	2	0	2	38
中島町	1	35	0	0	2	38
久万町	5	57	0	0	0	62
面河村	0	10	0	0	0	10
美川村	0	19	0	0	2	21
柳谷村	3	14	0	0	1	18
小田町	0	23	0	0	2	25

伊予市	5	60	9	0	2	76
松前町	9	57	6	0	2	74
砥部町	12	43	11	1	1	68
広田村	1	6	0	0	0	7
中山町	3	7	1	0	0	11
双海町	0	19	0	0	1	20
長浜町	0	56	1	0	1	58
内子町	1	67	2	0	1	71
五十崎町	0	43	5	0	1	49
肱川町	0	43	1	0	1	45
河辺村	0	13	0	0	0	13
大洲市	12	221	15	1	3	252
八幡浜市	3	63	2	0	1	69
保内町	4	51	5	0	1	61
伊方町	3	50	1	0	0	54
瀬戸町	1	47	0	0	0	48
三崎町	0	52	0	0	1	53
三瓶町	0	106	1	0	2	109
明浜町	0	34	0	0	1	35
宇和町	9	178	3	0	2	192
野村町	3	128	2	0	1	134
城川町	0	55	0	0	2	57
宇和島市	6	432	12	3	2	455
吉田町	2	54	2	1	1	60
三間町	0	71	0	0	0	71
広見町	4	103	0	0	2	109
松野町	1	28	0	0	0	29
日吉村	0	13	0	0	0	13
津島町	3	117	0	0	2	122
内海村	3	7	0	0	0	10
御荘町	2	38	1	1	2	44
城辺町	2	28	0	0	0	30
一本松町	3	26	0	0	1	30
西海町	1	7	0	0	0	8
計	254	4,695	325	16	96	5,386

備考：排水量は、平均水量である。

資料 3 - 22 生活排水処理施設別の汚水処理人口及び普及率

生活排水処理施設の種類	基準年度 (平成 14 年度末)	中間目標年度 (平成 19 年度末)	目標年度 (平成 24 年度末)
行政人口 (千人)	1,502	1,522	1,520
公共下水道 (千人)	561 (37.3%)	681 (44.6%)	772 (50.8%)
特定環境保全公共下水道 (千人)	12 (0.8%)	24 (1.6%)	33 (2.2%)
農業集落排水施設 (千人)	29 (1.9%)	44 (2.9%)	66 (4.4%)
漁業集落排水処理施設 (千人)	4 (0.3%)	6 (0.4%)	8 (0.5%)
簡易排水施設 (千人)	0.04 (0.003%)	0.04 (0.003%)	0.04 (0.003%)
小規模排水施設 (千人)		0.03 (0.002%)	0.07 (0.004%)
コミュニティ・プラント (千人)	5 (0.4%)	5 (0.4%)	5 (0.3%)
合併処理浄化槽 (千人)	192 (12.8%)	239 (15.7%)	282 (18.5%)
汚水処理人口合計 (千人)	803	999	1,166
(汚水処理人口普及率)	(53.5%)	(65.6%)	(76.7%)

()内の%は、行政人口に対する生活排水処理施設別の割合

資料3 - 23 排水基準の概要

区分	法律・条例	基準	項目	工場 事業場の種類	規制地域等
濃度規制	水質汚濁防止法	一律基準	有害物質(27項目) (地下浸透有害物質(27項))	すべての特定事業場 (有害物質使用特定事業場)	県下全域 (町域)
			一般項目(12項目)	排水量50m ³ /日以上 の特定事業場	〃
			窒素・燐	〃	瀬戸内海区域
			燐	〃	面河ダム及び大渡ダム並びに これらに流入する区域
	愛媛県公害防止 条例	上乗せ 排水基準	COD	〃	県下全域
			SS	〃	県下全域の製紙工場等
			油分(鉱油類)	〃	新居浜地域
			油分(動植物油脂)	〃	伊予三島・川之江地域 (畜産を除く。)
			銅	鉱山	銅山川流域
			BOD	し尿処理施設 (処理量50m ³ /日未満)	伊予三島・川之江地域
			有害物質(8項目)	すべての特定事業場	県下全域
横だし 排水基準	一般項目(15項目)	〃	〃		
	特殊項目				
総量規制	水質汚濁防止法	総量規制 基準	COD・窒素・燐	排水量50m ³ /日以上 の指定地域内事業場	瀬戸内海区域

資料 3 - 24 構想の推進施策の体系

